

The Gentry of Jian-yang-xian, Si-chuan-sheng (Concluded)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5064

四川省簡陽県方志管見 下

西 川 正 夫

- 一、はじめに
- 二、簡陽県の概況
- 三、挙人の系譜
- 四、各種議員の系譜(以上、史学篇25)
- 五、局士・保正の系譜(史学篇26)
- 六、郷村支配者層の進出
- 七、あとがきにかえて(以上、本号)

I 六

清末民国期に政治的・経済的・社会的進出をはたしている新興の簡陽県支配者層の歴史的な性格を明らかにするため、まず、一七・八世紀簡陽県の郷紳、たとえば傅氏第二支の傅霖・施氏第一支の施成沢など代表的な郷紳の一族をとりあげ、清末民国期に簡陽県の実力者となった郷村支配者層との関連の有無を中心に、その実態・変遷を具体的に検討してみよう。

I 傅氏第二支 挙人(1690)・主事傅霖(2-14)、霖の子で進士(1724)・知州となった⑮輝文らを出し

た傅氏第二支について、⁽¹⁾簡陽県各方志の記述を主要な手がかりとして、系図を復原・略示してみると、第Ⅰ図のようである。⁽²⁾一般に、方志に名前があげられているのは、官蹟・孝友・善行・節孝・賢母・耆寿・選挙等何らかの点で特筆に値する資格を備えているとみなされた少数の人物にとどまるため、方志に依拠して系図を作成した場合、一族を網羅した系図を作成することは不可能であり、零落した族人・貧困無名の族人など大多数の族人が欠落しているという不完全なものにならざるを得ないのであるが、以下一連の系図は、その上更に、忽卒の間に作成したこともあつて読み落しも多く、誠に不完全なものである。今後、他の史料も参照、漸次補正を試みたいと願っている。

傅氏第二支は、明初、⁽³⁾霖より遡ること一三代前、始祖傅説巖が湖北省麻城県孝感郷より簡陽県に移住してきた、とされている。その後、明末清初の動乱をくぐりぬけて康熙九年（1670）に恩貢となった⁽⁴⁾迪吉（霖の父、簡西五馬橋・簡城西南七〇里の人、以下西南七〇里と簡城を省略）の列伝に「父萬鎰業農」⁽³⁾と霖の祖父⁽²⁾萬鎰の事績が記されるまで、その間十一代の祖先の事績は不明である。

傅霖の兄弟⁽⁴⁾梅・楫はいずれも庠生であり、霖の第二子⁽⁵⁾煥文は拔貢（1723）・教諭で、後述する举人・知州段仔文（11—1）の一門である歳貢・知県段朝偉（1—12）の女を娶っており、第三子⁽⁶⁾輝文は進士（1724）・知州となり、長女は举人・知州段仔文の子増生兆嵩に嫁ぎ、三女は同じく後述する举人・同知施成沢（1—7）の第五子庠生于東に嫁ぎ、四女は举人牟繩祖に嫁いでいる。霖の孫では、⁽⁶⁾増選が武举人（1736）、増運が副榜（1768）、増適が歳貢になるなど科挙制度上の諸身分（以下、科挙身分と略）を取得している。また、彼等は第一図にみられるように県内にとどまらず県外・省内外の名門とも姻戚関係を結んでいる。

この他、霖との具体的な血縁関係は不明であるが、孫の輩行に属する世代には、後述する歳貢（1723）・訓導譚孔昭（紹先、1—4）の女を娶っている⁽⁶⁾増儔や、段氏一門の段鍾乾（8—4）、施氏一族の施輝瑞（1—9）

に嫁いでいる女性がみられる。また、增生^⑩増倬の女が、後述するように一八世紀末・一九世紀初頭の頃「以禹英致富」したといわれている監生劉臻文（10—5）の子瀛楠（陸軍檢察使^⑩劉存厚の高祖）に嫁いでいる。

霖の曾孫にあたる輩行^⑩に入ると、『県志』の氏族表に科挙身分を記されているのは錦紳ら庠生四名にとどまり、その後の輩行では、霖との血縁関係を明らかにしうる人物がいなかったため系図に記載を省略したが、第一九世に榮華・榮芳、第二〇世に文光・輝光のそれぞれ二名ずつが、氏族表に監生と記されているのみである。傅氏第二支の氏族表には、第二二世代まで記されているが、科挙身分取得者、洋式学校卒業生、同在学生、清末・民国期の文官・武官、各種議員等々清末民国期に活躍していたことをうかがわせるような身分・事績を記された人物は皆無である。

乾隆『州志』刊行に際しては、霖の孫^⑩増適（父は進士輝文）が廩生の資格で董事をつとめて『州志』捐助者に名を列ね、曾孫^⑩錦山（祖父拔貢煥文、父副榜増運）が業儒の資格（「捐刻姓氏」の「業儒」の項に記されているという意味、以下同じ）で銀一両を贖金しているほか、第一八世の淙泰（父鑑瑩、母は武生施輝綬・1—9の女）が同じく業儒の資格で捐助者に名を列ねている。

このように、傅氏第二支は、乾隆『州志』刊行後、一九世紀に入ると著名な郷紳はもとより見当らず、『県志』・『統志』の千名をこえる列伝登載者の中にさえ子孫の名を見出すことはできない。衰退の事情や経緯は不明であるが、傅氏第二支は一九世紀以降、簡陽県の代表的な郷紳としての地位を失って行ったものと思われ、清末民国期の新興郷村支配者層との間に、系譜のつながりはほとんど認められないようである。

II 施氏第一支 つぎに、举人（1699）・同知施成沢（1—7）、举人（1831）・教諭^⑩維楨、举人（1864）^⑩彩章を出した施氏第一支の系図を略示すると、第II図のようである。

施氏第一支は、先祖が明初に湖北省麻城縣孝感郷より簡東儒林鎮（施家壩・東南六〇里）に移住してきたが、明

末の動乱によって系図が失われたとして、施成沢の六世祖にあたる添魁を始祖としている。「続志」に成沢の父歳貢⑥文長の墓誌銘があり、それによって成沢の高祖は③廷霞、曾祖は④家臣、祖父は⑤朝用であると名だけは遡及しうるが、いずれも事績は不明である。父文長は万暦四六年（1618）に生まれ、弱冠にして廩生となったが、明末の動乱に際して川南に避難すること数十年、荒廃した施家壩にもどってからは、「以勤儉起家」・「昼督雇工、夜訓子女」と墓誌銘に記されており、晩年に歳貢となり、康熙二九年（1690）七三才で死去している。施成沢は挙人（1699）・同知、成沢の長子⑧于公は庠生、第三子于相は廩生、第五子于東は庠生で前述のように挙人・主事傅霖の第三女を娶っている。

乾隆『州志』刊行に際しては、前述（「上」五三頁）したように施氏宗祠（文長公祠堂）名儀で銀一〇兩を贖金しているほか、孫の庠生⑨輝琰が銀一兩、附貢輝璧が銅錢三二〇〇文、玄孫⑪錫度（挙人⑬彩章祖父）が業儒の資格で銅錢一〇〇〇文をそれぞれ贖出している。更に、成沢との具体的な血縁関係を明らかにしえないが孫の輩行に属する庠生⑨輝儀（一兩）・輝璋（一四〇〇文）、監生輝璋（一六〇〇文）がそれぞれ贖金しており、曾孫の輩行に属する庠生⑩坤壻・坤嶧、監生坤崎が『州志』董事として、庠生⑨輝綬・⑩坤岷、業儒坤堅・坤坪・坤陞が『州志』捐助者として、「捐刻姓氏」にそれぞれ名を列ねている。成沢の孫・曾孫の輩行には、この他にも廩生⑨輝権・⑩坤寛、庠生⑨輝敏・⑩坤良ら、監生⑨輝俊・⑩坤順ら科挙身分取得者の名が氏族表に多数列举されており、乾隆『州志』刊行前後の時期、施氏第一支が簡陽県の代表的な郷紳一族であったことを物語っている。

その後も、成沢の来孫⑫維植が挙人（1831）・教諭となり、その子⑬劭全が孝廉方正（1895）・教授になっっているが、維植・劭全父子の子孫の消息は不明である。また、一八六四年には⑬彩章が挙人になっっているが、彩章は『県志』・『続志』いずれにも列伝をたてられておらず、選挙表によって彼が「成沢六世孫」であること、施坤輅妻孟氏の節婦表によって⑩坤輅の曾孫であること、劉玉瑞（9—9）妻施氏の節婦表によって彩章の女が劉玉瑞

(後述する局士劉肇康の子)に嫁いでいることを明らかにしうるにとどまり、彩章自身の事績や他の子女の消息はいずれも不明である。

姻戚関係では、前述のように施成沢の子⑧干東が举人・主事傅霖の三女(進士・知州輝文の姉妹)を娶っているほか、干東の女が後述する歳貢・訓導譚孔昭(1-4)の子抜貢⑤世謙に嫁ぎ、監生⑨輝瑤(成沢孫)の女が廩生⑥譚端(孔昭孫)に嫁ぎ、庠生⑨輝琰(成沢孫)の女が⑥譚中倫(孔昭孫)に嫁いでおり、郷紳譚孔昭一族と密接な姻戚関係を結んでいる。また、同じく輝琰の女が胡友倫(1-9、举人・1849胡仁至祖父⁽⁹⁾)に嫁ぎ、成沢の孫女が陳仕切(8-4、子于朝は乾隆『州志』一六〇〇文。举人・1795⑥陳楷一族、楷の祖父の輩行に属す⁽¹⁰⁾)に嫁ぎ、成沢の曾孫⑩坤輅(举人彩章曾祖父)は中江県出身の抜貢・教諭孟郊の女を娶っているなど、成沢の子孫三代にはとくに県内外の郷紳や、当時県の有力者(下層郷紳)ではなかったかと思われる人々との婚姻が目立っている。

民国前期に施氏第一支を代表する人物は、⑭施以勲である。彼は、清末に四川巡警学堂を卒業、巡警教練所教員を経て、辛亥革命後は川西北各県の科員・典獄員を歴任した人物である。その後、『統志』の采訪(三〇名)を担当しているが、その『統志』には、以勲の七世祖にあたる歳貢施文長・六世祖にあたる举人・同知施成沢の墓誌銘とともに、祖父⑫施濟儒と母⑬施仁由妻張氏の墓誌銘が記載されており、以勲が簡陽県で相当大きな発言力を有していたことをうかがわせる。⑬施仁生(濟儒長子・以勲伯父)の撰述した「先考濟儒公墓志」⁽¹¹⁾によれば、施以勲の先祖は七世祖举人⑦成沢・六世祖⑧干乾・太高祖庠生⑨輝琰を経て、以後、高祖⑩坤震・曾祖⑪錫錦・祖父⑫濟儒の三代はいずれも科举身分を持っておらず、祖父濟儒については、

「公家寒素、僅薄田數十畝、而仰事俯畜食力維艱、清道光戊戌、天旱為災、赤地千里、民不聊生、逮甲辰而饑饉漸臻、祖母卒、公寢苦枕塊事死如生、及咸豐末、李賊猖獗干戈四起、陝甘楚蜀蹂躪幾遍、公率妻子家人、避兵資

簡間、險阻備嘗、賊去而公還、而鄉鄰之罹兵患死者相籍、公善操持、前後置業数次、卒至富有、⁽¹¹⁾
 とあり、両親については母（施仁由妻張氏、一八六七年生）の墓誌銘に、

「（施仁由）因迫於家計、改事農業、……中略……、孺人整理家政、克勤克儉、紡織烹調、躬親其事、日常檢点門戶、早起夜眠、非有特別病患、未嘗一刻偷閒、終身謹慎、朝夕辛勤、歷數十年如一日、凡鷄豚鵝鴨之屬、靡不耐煩周至、尽心飼養、是以牲畜蕃息、獲利常厚、農圃籽種、隨時妥為收藏、用以播種、均應時而生、無一壞者、故農產所入較常豐旺、累年計積獲得多金、置買田地兩次、建修房屋数次、家境漸裕、稱為小康、⁽¹²⁾」

とあって、祖父濟儒・父仁由ら二代にわたる努力によって、施濟儒房が薄田數十畝の状態から咸豊・同治以降に漸く富裕になったことを伝えている。『統志』纂輯上にみられる施以勲の発言力は、『統志』に施文長・成沢の墓誌銘が載せられている点にも示されているように、以勲が挙人・同知施成沢を六世祖とする名門の末裔であるということとも与かって力があつたであろうが、主としては、祖父濟儒・父仁由らが二代がかりで築き上げた財力に基づくものであつた。それは、挙人施彩章、挙人・教諭施維楨、孝廉方正・教授劭全父子らの場合、同じく施成沢の末裔であり、かつ挙人・孝廉方正の身分や教諭・教授の官職を取得しているにもかかわらず、彼等の祖先三代・子孫の消息について『県志』・『統志』にほとんど記載がないことをみても明らかである。⁽¹³⁾ 施濟儒・仁由・以勲らの事績は、施氏第一支一族の郷紳としての持統力・復原力を現わしているともいえるが、一九世紀中葉以降の施氏は、全体としては、挙人（1699）施成沢以降乾隆『州志』刊行（1793）前後にいたる時期に、一族が簡陽県で占めていたような勢威を既に失っていた、という印象を拭い難いのである。

Ⅲ 段氏一門 挙人（1684）・知州段仔文を出した段氏の場合、明の洪武二年（1369）に一門の始祖段卯

（111）が湖北省麻城縣孝感郷より簡東胡家場（東北二五里）に移住、その後、十二の支派に分かれ、段仔文は第一一支の始祖とされている。段氏一門の系図を略示すると、第Ⅲ図のようである。⁽¹⁴⁾ 『県志』の氏族表には、段

氏十二支について各輩行ごとにそれぞれ一名乃至数名の名が列挙されているが、煩を避けるために、歳貢・訓導等の科挙身分・官職などを附記された者、血縁関係を明らかにしうる者以外は、人名を省略して□で輩行の推移を示すにとどめた。また、父子・兄弟等血縁関係の明らかかな場合には実線で、不明の場合には点線でつながりを示した。

段仔文(11-1、第一支を基準にした輩行は⑫)の父相(8-1、⑪)は明の庠生、長兄天文(8-2、⑫)は貢生、次兄佑文(10-1、⑫)は武生、弟仲文(12-1、⑫)は廩生であり、段仔文と同じ輩行の段朝偉(1-12、⑫)は歳貢・知県である。段朝偉の子⑬聯は廩生で、朝偉の女は前出挙人・主事傅霖の次子抜貢(1723)・教諭煥文に嫁いでいる。段仔文の子増生⑬兆嵩は傅霖の長女を娶っており、仔文の長兄天文の孫⑭鍾乾は傅霖の一族庠生炯文(2-14)の女を娶っている。これは、段朝偉と天文・仔文ら血縁的には相当離れている段氏一門の有力者相互の間に緊密な交流があったこと、彼等が県東北部(胡家場・東北二五里)を代表する有力な郷紳として、県西南部(五馬橋・西南七〇里)の名門傅氏一族と姻戚関係を結び、郷紳同士の交流・結集をはかっていたことを示すものである。なお、段朝偉・仔文らとその子孫三代の輩行には、それ以降の世代に較べて歳貢・廩生・監生等科挙身分取得者が多いように思われる。

乾隆『州志』刊行に際しては、仔文の曾孫⑮治澍が衛千綏の資格で銅錢四二〇〇文、郷耆鍾漸(第何支に属するか不明、輩行は⑭)⁽¹⁵⁾が銀一両、業儒為柱(仔文の孫為柱の誤植か。⑯)⁽¹⁶⁾が銅錢二四〇〇文をそれぞれ贖金しており、庠生⑮震挙が『州志』捐助者に名を列ねている。⁽¹⁷⁾

ところで段氏の場合は、さきに「上」、五七頁)、一八〇〇年以前約百五十年間の挙人でその子孫が二〇世紀(清末民国期)に一定の社会的地位を占めている唯二つの例外的なケースとして、挙人施成沢の七世孫施以勲とならべて指摘したように、段仔文の七世孫廩生段鎮川(11-8、⑱)が県の参事会参事員に選ばれており、『県志』

の分纂を担当している。鎮川の祖父監生^⑰紹珠、伯父庠生^⑱均義、前出衛千総^⑮治澍（鎮川の高祖監生治溥の弟）の子^⑯為章、および治澍の孫拔貢^⑰鳳儀は、いずれも『県志』・『続志』に列伝や表をたてられており、^⑱そこには簡北倒流水人と記されている。段仔文の歿後、段氏第一支の人々は、移住の時期やその経緯は不明であるが、おそくとも一九世紀中葉までに、簡城東北二五里の胡家場から、県を東西に分断して南北に貫流している沱江を渡って簡城北四十数里の倒流水に移住したものと思われる。一八四九年の挙人胡仁至の撰述した監生段紹珠の墓誌銘には、

「（紹珠）至十七齡、五経未卒業、公憤甚、方欲勵志、奈負租債借債各一千、重為家累、次年王孺人令之帰、且耕且読、……」^⑲

とあって、鎮川の祖父紹珠（一八六二年、六〇才卒）が負債のため儒業に専念出来なかったことを伝えているが、紹珠は後に監生の身分を取得しており、挙人胡仁至によって墓誌銘を撰述されているのであるから、段仔文を始祖とする段氏第一支は、仔文の子^⑲庠生兆嵩、^⑳監生鍾鼎、^㉑監生治溥・衛千総治澍兄弟以降、民国期の^㉒県参事会員鎮川にいたるまで、名門としての地位をほぼ一貫して保持していた例外的な事例と認められよう。

また、段氏一門の^㉓段華峰が清末州会議員に選ばれ、『続志』の採訪をつとめ、民国『段氏族譜』の編纂に際して丁口調査を担当しているが、前述（「上」、七三―四頁）のように、段華峰が十二支の中いずれの支派に属していたかは不明である。『段氏族譜』は、道光五年（1825）に編纂され、民国に入ってから改訂されたのであるが、改訂には、段于海（雲廣、9―6、^㉔）・于漢（雲溪、于海弟）・^㉕鎮川・渭元（8―9、^㉖）・璋（9―8、^㉗）・華国（4―12、^㉘）ら庠生六人が纂輯にたずさわり、段于海が序文を撰している。^㉙庠生于海の父^㉚和宗は胡家場の人で、『続志』列伝に、

「家窘僅有瘠土三畝、年十七、母訓之曰、……中略……、遂奮志、傭工養母、既而丁口漸増、饘粥不給、乃長為挑負

事、以資養畜、」⁽²²⁾

とあり、『県志』の列伝にも、

「初家貧、恒為人傭得值、以給二子読、尊師重学終始不衰、……中略……、其任公務也、除一市之弊、保一方之安」⁽²³⁾
とあり、また、和宗妻唐氏の伝にも、

「夫遠貿、值年饑無余粒、氏為人傭工得米、即以事姑、……中略……、姑歿、因喪葬負重債、家益窘、歲除、鄉人爆竹声喧、氏家尚無香楮毫不怨懟、……中略……、夫因家計逼迫擬命子輟学改業、氏曰、読書何可半途而廢也、命長子于海為学堂服役兼読、」⁽²⁴⁾

とあるように、貧農の出身で、傭工と貿易に従事して起家、産をなした人物である。于海は、父和宗の歿後、普安寨に移住、辛亥革命に際しては、列伝に、

「宣統辛亥、革命軍起、萑符徧野、于海集士紳、練团互守、境頼以安、」⁽²⁵⁾

と記されているように、士紳を糾合して秩序の維持に奔走している。于海が族譜の序文を執筆したのは、彼が族譜纂輯当事者の中で輩行が最も高く、一門の長老であったことに基づくものであるが、和宗の列伝には、

「他如約族衆重建宗祠、集里人建立義塾、並募貲設六善会、推広施濟、以及築橋修路等、和宗雖負債而亦慷慨為之、至於為人解紛片言折服、俾忿者平而訟者息、即強悍者亦憚而化之、」⁽²⁶⁾

とあって、父和宗が晩年、一代で築き上げた財力によって、宗祠再建・義塾設立等族人・里人に数々の援助をしたことが伝えられており、こうした財政的貢献も于海の序文執筆と無関係ではないであろう。段于海らの段氏第九支からは于海・于漢・璋の三人が族譜纂輯にたずさわっており、纂輯当事者六人の半数を占めている。前述のとおり、段氏第一一支は一七・八世紀以降、民国期に至るまで一貫して名門としての地位を保持しつづけた例外的事例に属するが、右の事実からみて、民国期には、挙人段仔文の血をひく第一一支よりも、父和宗の代に起家した新興

の于海・于漢らを擁する第九支の方が、段氏一門の中で優勢を誇っていたのではないか、と思われる。

IV 譚氏第一支 歳貢(1723)・訓導譚孔昭(紹先、1-4)を生み、前述のように举人・同知施成沢一族との間に緊密な姻戚関係を結び、乾隆『州志』の刊行に際しては、施氏と並んで譚氏宗祠(紹先公祠堂)名儀で銅錢四〇〇〇文を醸出している譚氏第一支の系図を略示すると、第IV図のようである。⁽²⁸⁾

譚氏第一支は、先祖譚某が明の洪武二三年(1390)湖北省麻城縣孝感郷より忠州に移住、更に簡東譚家壩へと移住してきたとされているが、その後家系が辿れなくなったとして、譚孔昭の曾祖父①譚太極を始祖としている。

譚孔昭の父③興仁は明の庠生で、明末「張献忠の乱」の際、貴州省遵義に避難したが、妻文氏はその時、足手まといになることを恐れて自害、父興仁はその後再婚、後妻羅氏と側室劉氏を娶っており、側室劉氏が孔昭の生母である。譚孔昭は、『県志』の宦蹟伝に、「譚孔昭、字紹干、一字紹先、州人、……」⁽²⁹⁾と記されているのみで、居所は定かではない。

乾隆『州志』刊行に際しては、譚氏宗祠名義による銅錢四〇〇〇文のほか、孔昭の子庠生⑤沢順が二〇〇〇文、孫⑥昌策(父世謙)が貢生の資格で四〇〇〇文、曾孫⑦元桂(祖世襄)が業儒の資格で二〇〇〇文、⑧誠彰(祖世選)が庠生の資格で二〇〇〇文、それぞれ銅錢を醸出しており、また前出貢生昌策は「呈請修志董事」八名の筆頭に名を出しており、⁽³⁰⁾乾隆『州志』刊行当時、譚氏第一支が簡陽縣の有力な郷紳の一翼をになっていたことを示している。

譚孔昭の子⑤世謙は拔貢・教諭で、举人・同知施成沢の孫女を娶っており、世襄も拔貢、世沢は增生、世選は庠生、沢順(「世襄伯兄」)⁽³¹⁾も庠生であり、前述したように孔昭の女は举人・主事傅霖(2-14)の一族⑩傳増壽に嫁いでおり、孔昭の孫⑥端・中倫は举人・同知施成沢の孫監生輝瑤・庠生輝琰の女をそれぞれ娶っているという具合に、施氏一族とくに緊密な姻戚関係を結んでいることに気付く。また、孔昭の子⑤世謙の女は後述する汪氏第一

支の廩貢汪為漣（1—14、『州志』董事・一六〇〇文）に嫁ぎ、曾孫⑦元桂（⑤世襲孫）は附貢鄧兆統⁽³²⁾（3—10、『州志』董事）の女を、⑦繼志（⑤世沢孫）は監生謝復榮（『州志』董事）の女をそれぞれ娶っており、乾隆『州志』刊行に協力している人々相互の間に姻戚関係が結ばれていることに注目したい。

その後、清末に孔昭六世孫の⑩均蔚が挙人（1897）・知県（虚銜）になっているが、『県志』・『統志』いずれにも列伝をたてられておらず、孔昭の耆寿表に「六世孫均達・均義・均礼俱庠生、均蔚官知県（皆宗会孫）……」⁽³³⁾と記されていることによって、わずかに均蔚が孔昭の六世孫であり、③宗会の孫にあたることを明らかにしうるにとどまり、生い立ちや事績などは皆目不明である。均蔚の輩行⑩には、族譜を纂輯した均義・均礼などの庠生や監生・武生の名が十数名氏族表に列挙されており、清末にも、譚氏一族はある程度の経済力を有していたようであるが、『県志』・『統志』の列伝に登載された者は一人もなく、清末民国期に活躍していたことをうかがわせるような事項、たとえば某学校卒業・各種議員選出・某官職就任などを氏族表に附記された人物も皆無であり、かつて一八世紀（歳貢・同知譚孔昭登場より乾隆『州志』刊行前後にいたる時期）に簡陽県の有力郷紳として譚氏が振るっていたような勢威は、清末民国期には失われていた、と考えざるを得ない。

以上、一八〇〇年以前の清代挙人のうち子孫が二〇世紀に一定の社会的地位を占めていることが明らかかな唯二つの事例、挙人①段仔文（⑧鎮川）、⑦施成沢（⑭以勳）一族を含めて、一七・八世紀における簡陽県の代表的な郷紳一族を四例検討したが、一七・八世紀彼等有力郷紳は、簡西五馬橋（西南七〇里）の傅氏、簡東施家壩（東南六〇里）の施氏、簡北胡家場（東北二五里）の段氏、州人（簡東譚家壩？）の譚氏らにみられるように、姻戚関係を通じて密接に結びついており、郷紳相互の交流・階層的結集をはかっていたことが認められる。しかし、その後、清末民国期にいたるまで一貫して簡陽県の有力郷紳としての地位を保持しつづけている例は極めて少ないと一応結論してよいであろう。

つぎに、清末の諮議局議員、民国の国会議員・省議會議員・県會議員や県団練局長らを中心に、その祖先の系譜をたどり、一族の姻戚関係などを検討してみよう。

V 傅氏第八支 簡陽県から清末の四川諮議局議員に選ばれた庠生傅懷斌（8—10）は、傅氏第八支の出身であり、その系図を略示すると第V図のようである。³⁴

傅氏第八支の始祖①登才は、湖北省麻城縣孝感郷より簡陽縣に移住してきたとされているが、移住時期は不明である。⑩傅懷斌の高祖⑤遵先は簡西鎮金橋（西南八〇里）の人で、傅氏第八支の氏族表に現われた最初の庠生であり、「性嗜学、尤勤稼穡、負耒横経、³⁵」といわれ、雍正初期に庠生になったこと、その人となりを重んじた楊知州が来訪二泊したことなどが、その子⑥文薰（懷斌高祖）の列伝に記されている。³⁵ 文薰は監生で、列伝に「早綜家政、拓田千畝³⁵」と伝えられ、举人（1786）羅成章が代議した「可貞府君（諱文薰、字燦章、号可貞）行述」には、「自柄家政、兼精計然之術、即家計稍裕、然猶布衣疏食、負耒横経、至老不輟、³⁶」

と記されており、「五世同堂」して、一八二六年八八才で歿している。文薰は乾隆『州志』刊行に対しては銀二兩二錢を醸出しており、³⁷ 姉妹は後述する庠生徐徳良（雷家廟・南六〇里の人）に嫁いでおり、おそくとも一八世紀末までに、この傅氏は下層の郷紳として鎮金橋一帯に相当の勢力を扶植するに至っていたのではないかと、と思われる。曾祖⑦肇啓は庠生、その兄肇迹は監生、弟肇図は武生、肇基は恩副榜（1858）であり、肇宗は仁壽縣の成士淋の女（拔貢成純仁孫女）³⁸を娶っている。祖父⑧良弼も武生で仁壽縣の武生李成元の次女を娶っており、監生肇迹の女は戦岐鰲（5—8、州會議員⑪戦瑜林一族）に嫁いでいる。第五世遵先より第八世良弼にいたる世代には官職取得者・举人以上の科挙身分取得者は一人もない。

父⑨為霖は、一八七〇年四〇才で举人、八〇年五〇才で進士、八七年に五七才で知県となり、清末に傅氏第八支

の家名を挙げ、退官後は光緒『州志』の総纂にあたっている。義母は、後述するように挙人（1849）・訓導王藩を出し、一九世紀中葉、県の有力郷紳の一翼をになっていたと思われる望水寺（南七〇里）の郷紳王氏一族の歳貢王鎮珠（13―8）の次女であるが、義母には子女がなく、懷斌の実母は側室の陳氏である。王氏が傳為霖に嫁いだのは、一八五二年二一才のことで、時に為霖は二〇才で、まだ童生の身であった。叔父⑨為元は監生で、仁寿県出身の進士（1840）⁽³⁹⁾。魏光宇の季女を娶っている。傳為霖・為元兄弟がそれぞれ歳貢王鎮珠の次女・進士魏光宇の季女を娶っていることから考えて、彼等の父武生⑧良弼の代に、傳家は既に相当の資産を蓄えていたものと推測される。

祖父良弼の長女（懷斌の伯母）は監生王世潼（統5―4）に嫁いでいる。この王氏（統志）第五支は、曾祖父①王文朝が乾隆年間に土地を寄附して董家埂場（上場）の建設に尽力、祖母馬氏は祖父②宗恵の歿後「五世同堂」しており、父監生③国儒は津捐・三費諸局の公務に二十余年にわたってたずさわっており、④世潼自身も四十余年にわたって董家埂場の保正をつとめ、弟の武生鎮龍は一八九〇年火事で董家埂場が焼失すると、土地を寄附して同場（下場）を再建しており、世潼の子武挙人（1875）⑤贊元も「充本場総保六年」と伝えられている董家埂場（西南八〇里）一帯の有力な郷村支配者である。⁽⁴⁰⁾ 祖父良弼の次女は武監生楊士澣（4―8）に嫁ぎ、三女は後述する陶氏第一支の武生陶華山（1―8、永寧寺・南六〇里の人陶茂輝曾孫、茂輝の孫監生必昌は局士）に嫁ぎ、四女は仁寿県の武挙人（1864）劉積祥⁽⁴¹⁾に嫁いでいる。

このように、傳氏第八支と一七・八世紀簡陽県の郷紳一族との間に姻戚関係は認められず、むしろ、清末の局士・保正を出している下層郷紳・郷村支配者層との間に強い結びつきが認められる。傳懷斌の堂兄弟にあたる庠生⑩懷桂（叔父為元の子）についても『県志』に「清末匪風日熾、（懷桂）又嚴保伍以捍衛桑梓」⁽⁴²⁾とあり、郷村支配者の一人として治安の維持にたずさわっていたことが伝えられている。なお、諮議局議員傳懷斌自身は仁寿県の貢生

劉国士の女を娶っており、懷斌の子庠生⑩策賢は四川全省於酒事務務総局長の要職につき、懷桂の子庠生⑩策煌は具教育討論委員会委員に就任している。

VI 徐氏第三支 前述した庠生⑤傳遵先の女（諮議局議員⑩懷斌の高祖姑）が嫁いだ庠生徐徳良（3—5）一族の系図を略示すると、第VI図のようである。⁽⁴³⁾

徐氏第三支の原籍は湖北省麻城県孝感郷で、明の宣徳五年（1430）の進士徐鐸とその弟鏞の末裔と伝えられているが族譜が失われたとして、徳良の高祖忠を始祖としている。徐徳良は、雷家廟（南六〇里）の人で、『県志』に

「祖以上世力田、（徳良）公雖業儒、至農時必尽力穡事無敢怠、輟耕隴上袖出一編吟哦不絶、横経負耒、吾於公見之、……中略……、善治家積貲巨萬、」⁽⁴⁴⁾と伝えられ、嘉慶二年（1797）に萬安橋（旧名済川橋）の再建を首唱した知州胡延璠は、庠生徐徳良を董事（の一人）に挙げ橋が落成した時「翼善襄勳」と手書した匾額を与えた、という。徐徳良の後妻胡氏は、咸豊元年（1851）「六世同堂」を旌表されたというが、前述（「中」一一九頁）のように「六世同堂」の範圍・実態は不明である。子⑥履巒は、蘆葭橋（西南五〇里）の人で庠生、乾隆『州志』纂輯に際して前出貢生譚昌策らとともに「呈請修志董事」八名の中に名を列ねているが、乾隆『州志』の「捐刻姓氏」に徐氏第三支からの醜金者は見当らない。履巒の弟履謙は監生、履図は州同（虚銜）、履年は蘆葭橋の人で庠生、履敏は貢生であり、徳良の女は陳仕易（6—8）に嫁いでいる。履巒の季女は、举人（1780）・学正李仙芝（雷家廟人）の次子庠生忠玉に嫁ぎ、⁽⁴⁶⁾履巒の孫女（⑦舒奐の女）は、後述する汪氏第三支の举人（1879）・教諭（虚銜）汪鼎元（三分壩人・西南八〇里）に嫁いでいる。履年の子⑦舒容は貢生で、監生李懋勳（続6—6、王成橋人・西七〇里、州會議員李維樑（純齡）曾祖父、局士・例貢李堃祖父）⁽⁴⁷⁾の女を娶っている。

徳良の曾孫⑧監生桂揚・桂暄、桂暉、武生桂昉、府経歴（虚銜）桂光らは、いずれも夫馬・津捐等の諸局務や団務にたず

さわっている。玄孫⑨輝勲は、後述する陶氏第一支の陶天瓊（1—8、前出永寧寺・南六〇里の人陶茂輝曾孫、茂輝の孫監生必昌は局士）の女を娶っており、⑧增生桂三の女は、後述する鄢氏第五支の鄢鳴鶴（5—8、海螺河人・西四〇里、庠生鄢炳煥孫。炳煥の曾孫⑨澍は県會議員・省會議員）に嫁ぎ、武生桂芳の一女は鄢炳煥泉（3—14、蘆葭橋人？）に嫁ぎ、（蘆葭橋）団正兼二区工廠廠長培興の母となっており、一女は例貢楊錫環（1—12、普安堡・東三〇里の人、父例貢永澧は団練紳士、伯父武生兆藍は局士）に嫁いでおり、拔貢家駒（『県志』採訪）の母となっている。⁽⁴⁹⁾また、⑥履年の曾孫監生⑨輝生の子載竣は、庠生汪泗訓（続16—8、鎮金橋・西南八〇里の人、「任安鎮公務十余載」⁽⁵⁰⁾）の女を娶っている。

なお、⑨輝勲の子監生⑩載欣は、雷家廟の人で、清末（一八九八年）県民に昭信股票の強制割当が行われた時、老母の心痛をよそに、知州彭脩・州汛戴嘉培らの不正糾弾に立ち上がり、兩人を革職処分⁽⁵¹⁾に追いこんでおり、その後、載欣自身は州會議員に選ばれている。また、光緒二八年（1902）四川義和団の運動が起ると、蘆葭橋でも「匪首陳宗漢」が活観音・活孔明などの名目を唱え百余人の徒党を率いて蜂起、八月一日教職徐韞璞（⑨輝柱。監生⑧桂暉の子）家を襲撃・掠奪して、韞璞の姪相三を傷つけたこと、これに対して知州が五百金を購（つぐな）ったことが『県志』に伝えられている。⁽⁵²⁾

以上のように、一八世紀末、庠生徐徳良は知州胡延璠の命をうけて万安橋の修築工事の董事をつとめていることからみて、当時すでに、簡陽県の有力な下層郷紳の一人であったと思われるが、以後一九世紀を通じて徐氏は官紳・進士・挙人を一人も出しておらず、一九世紀中葉以降に夫馬・津捐局等の局務や団練・保甲にたずさわった監生・武生を輩出しているにとどまる。婚姻関係をみても、履巒の女が挙人・学正李仙芝の次子庠生忠玉に嫁いでいるほかは、履巒の孫女が挙人汪鼎元（挙人になったのは、一八八〇年六四才のことである。鼎元の墓誌銘には孺人劉氏・傅氏・徐氏の順に三人の夫人の名が記されているのみで、徐氏を娶ったのが挙人合格の前か後かは不明⁽⁵³⁾）に嫁

いでいるのを含めて、主として、清末民国期の郷村支配者層との間に婚姻が結ばれている。祠堂に④徐翼麟（徳良の父）・⑤徳良を祀り、一八世紀の人物二人を中興の祖として仰いでいる徐氏第三支一族も、下層郷紳・郷村支配者層に属するものとみなしてよいであろう。なお、徐氏第三支の族譜四巻が纂輯されたのは、一九一一年のことで、纂輯者は前述した⑨徐韞璞（輝柱）である。

VII 王氏第一三支 進士・知県傳為霖の妻で、諮議局議員傳懷斌の義母である王氏は、前述のように王氏第一三支の歳貢⑧王鎮珠（瑞之）の女であるが、この王氏の系図を略示すると第VII図のようである。⁵⁴

王氏第一三支の原籍は山西省太原府で、明末、始祖①王善吉が子②栄旺とともに簡南三江郷黄土鎮に移住してきたといわれ、孫③登鎬は歳貢である。傳為霖の妻王氏の曾祖父にあたる監生⑥必恭は『県志』に列伝があるが、それによると、彼は望水寺（南七〇里）の人で、必恭の祖父④燦は廩生、父⑤言論は監生であり、必恭は三人兄弟の長兄であるが、第二人の名や事績は不明である。また、乾隆末、必恭が檄を奉じて州の董事となった（「奉檄為州董事」）こと、必恭の子⑦克賢・克寶・克員三兄弟の才名を耳にした知州楊礼行（乾隆四四・五年1779・80在任）が必恭に懇憊して三兄弟を引見、「此真王氏三珠樹也」と嘆賞したことなども、列伝に伝えられている。⁵⁵必恭は乾隆『州志』刊行の際、監生の資格で銅錢一五〇〇文を醸金しており、董事八九名の一人に含まれている。必恭の堂侄⑦克勤（叔父廩貢・訓導言綽の孫）も業儒の資格で銅錢一五〇〇文を醸金している。必恭の妻は、監生汪衛峯（1—13）の女であるが、兄の廩貢汪為漣は貢生の資格で銅錢一六〇〇文を醸金、董事をつとめている。

必恭の次子で、傳為霖の妻王氏の祖父である歳貢⑦克寶も望水寺の人で、嘉慶五年（1800）「教匪煽乱」の際には州城に避難、後にこの戦乱で戦死した知州毛大瀛の委嘱をうけて守城に尽力したと列伝に伝えられている。⁵⁶祖母は仁寿県の举人（1762）李如柏⁵⁷の女である。克寶の弟增生克員（举人・1849⑧藩の父）も望水寺の人で、咸豊『州志』孝友伝（清人六名）にすでに伝があり、彼が死去した時、知州璞瑗（咸豊『州志』総纂）がその

人柄をたたえて伝を記した、と伝えられている。⁽⁵⁸⁾ 咸豊『州志』には、王克員伝のほか、貞烈伝に王必恭の女(克賓・克員の姉)の王貞女伝、訓導王言緯(必恭叔父)の孫女(監生必恒女)の王貞女伝も載せられており、王氏第一三支一族は、咸豊『州志』刊行(1853)当時、举人(1849)王藩を擁して相当に有力な郷紳であったと思われる。

傳為霖の妻王氏の父⑧鎮珠(瑞之)は歳貢であり、母は拔貢汪漱芳(1-15、前出監生衛峯孫・廩貢為漣の子)の女である。堂伯叔⑧俊之(父克員、举人藩の父)も汪衛峯の曾孫女を娶っており、王必恭が汪衛峯の女を娶って以来、王必恭房と汪衛峯(1-13)房との間に輻輳した緊密な姻戚関係が結ばれていたようである。傳為霖の妻王氏の弟⑨士元も望水寺の人で、庠生・州判(虚銜)であり、一八九一年前後には監生・同知(虚銜)曾範才(1-3)らとともに県の局務にたずさわっており、光緒『州志』(1897)編纂には、姉婿傳為霖総纂の下で、举人(1873)徐発経らとともに分纂にあたっている。従堂兄弟⑨藩(祖克員、父俊之)は举人(1849)・訓導であり、⑨楷(祖克員、父傑之)は咸豊年間団防の任にあたり、監生胡煊道(2-10、草池堰・西南五〇里の人)の女を娶っている。⑨卓(父述之)は廩生で、道光二四年(1844)州の董事(「奉檄為邑董事」)になっている。弟士元の女は汪泗焯(続16-9、鎮金橋・西南八〇里の人。兄泗訓は前出のように、「任安鎮公務十余年」に嫁いでおり、举人藩の子⑩乃達は資陽県出身の知府廖振甸⁽⁶¹⁾の女を娶っており、楷の子⑩乃衛は拔貢(1895)・教諭になっている。

以上のように、王氏第一三支は一九世紀簡陽県の相当有力な郷紳であったように見うけられるが、その後、王楷の子庠生⑩乃荘は里豪によって謀殺されており(「後為里豪某毒死」⁽⁶²⁾)、その弟乃雄は列伝に「舌耕為業、……中略……、佃業而耕」⁽⁶³⁾とあり、乃荘の子⑩于綏の妻汪氏の節婦表には、「夫故、家貧、室如懸磬、処之泰然」⁽⁶⁴⁾と記されており、また、王氏第一三支の氏族表には洋式学校卒業生として⑩「于釗 法政卒業」の名があげられているにとどまり、民国期に活躍していたことをうかがわせるような事項を氏族表に附記された人物はなく、一九世紀末葉以降、どちらか

といえは凋落の道をたどっているように思われる。

VIII 李氏第一支 民国の衆議院議員李為綸、清末に州会議長をつとめ、民国では省議會議員に選ばれている李為綱らを出した李氏第一支の系図を略示すると、第VIII図のようである。⁽⁶⁵⁾

李氏第一支は、清初に始祖①学鑑が江南より移住、石橋井・海螺河・罈嶺を転々としたが、その後、草池堰（西南五〇里）に居を定めたようである。①李為綸・為綱らの高祖⑦榮桂（揚先）は、『県志』の宦蹟伝に伝があり、それによると榮桂の曾祖父④占元は庠生であるが、祖父⑤邦珍・父⑥恒著は「以長厚聞鄉里」と記されているにとどまり、科挙身分をもっていない。⁽⁶⁶⁾ 榮桂は、一七七四年一五才で四川藩署の書吏となり、その後四川総督勅保に才能を認められ、嘉慶年間の「白蓮教徒の叛乱」鎮圧時の功績によって県丞・知県をへて道員となった者であるが、一七九三年刊の乾隆『州志』巻四 選舉志 職員・吏員の項にはまだ名をあげられておらず、同『州志』の「捐刻姓氏」にも名を列ねていない。⁽⁶⁷⁾ 李為綸らの曾祖父⑧煌は、副榜（1831）・教諭であるが、その妻は処士袁汝謨⁽⁶⁸⁾の次女であり、煌の女は徐鍾瑩（2—9）に嫁いでおり、著名な官紳・郷紳との姻戚関係は認められない。また、曾祖父煌の輩行（第八世）には、煌以外にこれというほどの人物は見当らず、一九世紀初頭の李榮桂の昇進後も一族の急激な興隆がみられたわけではないようである。祖父⑨承誥（徳興）は庠生で、列伝に「承誥為人排解糾紛務澈底、裏有隱患者必抉摘使無遺日、母致他日涉訟也、」⁽⁶⁹⁾とあって、郷村の「排難解紛」にたずさわっていたことを伝えている。伯祖父⑩徳聰は監生で三費局の局士をつとめている。

為綸の父⑩文泰は庠生で、母魏氏は後述する庠生魏玉（咸豊『州志』監理局務）の孫で、廩生天章の女であり、州會議員・州商務分会協理源溥や学務局正董恩溥らの姉妹である。⁽⁷⁰⁾ 為綱の父文榮（文泰の弟）は監生で、母蔣氏は咸豊末「藍李之乱」に際して庠生汪恕（草池堰人）・李含章（海螺河・西四〇里の人）とともに団練を提唱・運営した廩生・訓導（虚銜）蔣先声（1—3、蘆葭橋・西南五〇里の人）⁽⁷¹⁾の女である。為綱の義父文桂（文榮の弟）

は、庠生鄧渭川（2—6、監生鄧錦城曾孫。州會議員鄧練廷は錦城玄孫）の女を娶っており、三費居士德聰の第三子文炳は、前出庠生汪恕とともに草池堰場の団練を提唱・運営した武生戡三超（1—11、草池堰人⁽⁷²⁾）の女を娶っている。このように、李為綸・為綱は一九世紀に入ってから起家した道員李榮桂を高祖に、教諭煌を曾祖父にもっているが、祖父・父の世代の婚姻は、辿りうる限りでは、主として下層郷紳・郷村支配者層との間に結ばれている。高祖李榮桂の地位を基盤に李氏第一支一族が隆盛に赴いたのは、一九世紀後半以降のことのように思われる。

なお、李為綸は清末、日本に留学、早稲田大学を卒業、一九一三年衆議院議員に選ばれているが、それより先、一九一二年三月二九日に同盟会員黄復生・李肇甫ら四川公民四二人（「皆民国首功之四川籍革命党人」）が孫文大総統に四川出身の辛亥革命の烈士鄒容・謝奉琦・喻培倫・彭家珍の顕彰を請願した際、これに名を列ねており、⁽⁷³⁾後には、広東軍政府司法次長となった同盟会・国民党系の人物である。李為綱は廩生より孝廉方正（1909）となり勸学所副董・州会議長に選ばれ、民国では理番知事・省議會議員を歴任している。為綱の子⁽⁷⁴⁾勳華は、北京留法預備学校を卒業（『県志』選挙志には、「北京留法勤工儉学会卒」と記されている）、一九一三年負債をめぐる裁判で徒刑三年の判決をうけ（「因債務案判处三年徒刑」）投獄されていたが、たまたま狂人が白昼刀を振りかざして県署に闖入する事件が起った。折しも、籌安会が袁世凱を皇帝に推戴すべく動いており、叔父為綸は民党の要人として県に戻り籌安会の動きに反対する運動を組織しつつあった。袁世凱より反対運動を嚴重に取締るよう密命をうけていた知事孫守正によって、この事件が叔父の運動に呼応する脱獄計画とみなされ、李勳華は即刻処刑された。その後、形勢不利と見た知事孫守正は、同年郷里浙江省紹興に逃亡（「以血光團羅織清流、旋畏罪潛逃」⁽⁷⁵⁾）したが、一九二九年家用で四川成都に立ち寄った所を勳華の父李為綱につかまり、簡陽につれもどされ、翌三〇年過失殺人罪で徒刑二年（執行猶予）を宣告された。この時、孫守正は罪を懺悔して、簡陽公園に李勳華先生解冤碑を建立、「李勳華先生解冤碑記」を自撰している。⁽⁷⁶⁾

IX 魏氏第一支 李氏第一支と姻戚関係にあるものの中で、最も有力な氏族は、庠生李文泰の妻魏氏の一族であるが、この魏氏第一支の系図を略示すると、第IX図のようである。⁽⁷⁷⁾

魏氏第一支の原籍は福建省上杭であったが、始祖魏元伯が福建より湖南省善化县に移住、ついで元伯の子①国賢が康熙年間に簡城南関外白塔壩に移住して来たもので、国賢を第一世としている。『県志』に載せられている庠生④魏玉の伝によれば、

「先世由閩遷蜀、以農立業、世居簡城南郭白塔壩」⁽⁷⁸⁾

とあって、移住当初、農業に従事して起家したようである。魏国賢の子②守信は監生で、前出庠生徐徳良と同じく嘉慶二年（1797）知州胡延璠の提唱した萬安橋の修築工事に尽力し、胡知州より匾額「利涉揚芬」を与えられたという。なお、これに先だち、乾隆『州志』刊行に際しては、監生の資格で銅錢一五〇〇文を贖金している。守信の妻華氏は、咸豊『州志』に「五世同堂」⁽⁷⁹⁾と記されている。守信の子③象勲は監生で、学宮・試院の修築に尽力したといわれ、象勲の妻は監生王敬恭（1—2、簡城中街人）の女である。王敬恭は、前出萬安橋や城隍祠・龍神祠・聖廟・奎閣・化碧祠・先農壇等修築の董事をつとめ、「当時董事非一而敬恭之力為最、歷任州牧多礼重之、」⁽⁸⁰⁾と伝えられている。

象勲の子④玉は庠生で、庠生胡弥寿（3—9）とともに咸豊『州志』の局務を監理し、また、簡城城壁の修築強化につとめて「藍季之乱（庚申之乱）」の際「藍賊」の侵攻を未然に防いだ功労者とされている。玉の子⑤天章は、廩生で、庠生李文泰の岳父・衆議院李為綸の外祖父にあたる。天章の子⑥源溥は州会議員に選ばれており、恩溥は廩貢で日本の宏文学院を卒業後、清末の簡州学務局正董・視学を歴任、民国でも簡陽・新繁各県視学、簡陽県教育局長を歴任し、『県志』の主修を担当している。天章の女の一人は、前出のように庠生李文泰に嫁ぎ、いま一人は武生鄧煥廷（2—7、州会議員鄧焯廷・煉廷一族）に嫁いでいる。魏玉の孫にあたる⑥仁溥は監生で、歳貢曾

国才（光緒『州志』分纂）・監生曾範才（局士）兄弟（1—3、簡城南街人⁽⁸¹⁾）の姉妹を娶っており、監生⑤建章（守信曾孫）の子⑥忠弼は県會議員に選ばれており、その他、一族の⑥邦才は举人（1885）、⑤廷章の子⑥邦仕は商會會長で『県志』の収支を担当している。

以上のように、魏氏第一支は、一八世紀末、監生②守信が乾隆『州志』の刊行に銅錢一六〇〇文を贖出、同『州志』の「捐刻姓氏」に名を留めてはいるが、県の有力者として漸く頭角を現してきたのは、咸豐『州志』の局務を監理し『県志』の列伝に登載されている庠生④玉の時代以降のことと見なしてよく、さらに州會議員・県會議員・県教育局長・県商會會長等簡陽県の要職を占める人物を輩出して押しも押されぬ地位を確立したのは、清末民国期のことである。

簡陽県出身の省議會議員の過半数は前述（「上」七五頁）のように、祖父曾允中が商業・農業に従事して起家し、父庠生崇珖が夫馬・津貼局局士を歴任し、また鎮子場の保正を多年つとめ、本人は廩生で省議會議員・県團練局長を歴任している曾廷棟⁽⁸²⁾。父方其猷が生絲を商って産をなし、本人は廩生で川北塩運副使・省議會議員などを歴任している方于彬⁽⁸³⁾。父劉朝一の代に起家したものとみられ、祖父以前の系譜は不明で、本人は四川公立法政学堂を卒業、省議會議員や南溪・豊都県知事を歴任している劉宗培⁽⁸⁴⁾。氏族表に現れた限りでは科挙身分取得者を一族の祖先に持つておらず、本人は四川公立法政学堂・簡州師範学堂を卒業、自貢地方檢察庁檢察官・省議會議員・塩亭県長を歴任している秦光第⁽⁸⁵⁾。父呉鴻典は副榜（1875）に及第したものの「家貧、藉舌耕以奉養」⁽⁸⁶⁾したとされており、本人は増貢で日本の宏文学院卒業後、勸学所副董・州視学・県教育會長・省議會議員を歴任している呉桂馨⁽⁸⁷⁾などのように、先祖がいずれも無名の人物であって、一九世紀中葉以降に起家した新興の階層に属する人物で占められているのが特徴であるが、残りの多少とも簡陽県の由緒ある家柄に属すると思われる省議會議員鄢澍・周烈光・汪金相らについて、つき

に検討してみたい。

X 鄢氏第五支 省議會議員鄢澍を出した鄢氏第五支の系図を略示すると、第X図のようである。⁸⁸⁾

鄢氏第五支の原籍は湖北省麻城縣孝感郷で、明末、始祖の貢生迎登が仕宦して入蜀、「猷賊乱」を避けて簡西海螺河（西四〇里）に移住してきた、といわれる。⑨鄢澍（星堂）の太高祖④升禹の妻は、增生李朝印（12―5）の妹で、举人（1780）・学正李仙芝の叔母にあたり、高祖⑤国瑜は海螺河の人で歳貢となり、一八三〇年に七五才で歿しているが、乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には国瑜の名も、前後の世代に属する一族の名もいずれも見当らない。⁸⁹⁾

なお、高祖国瑜の季女は举人・学正李仙芝の次子庠生忠岐に嫁い⁹⁰⁾ており、国瑜の墓誌銘は李仙芝が撰述している。

国瑜には二子（炳麟・炳煥）があり、鄢澍の伯曾祖にあたる長子⑥炳麟も歳貢・訓導（虚銜）であり、炳麟の子⑦成章は例貢で、一八八一年赤水舖（西北二五里）の義学会に数十畝醸出している。成章の子⑧鳴煦は赤水舖の人で、晩年州同の肩書を捐っているが、赤水舖場の公務を司って、

「初理本場公務、解紛排難、抑強扶弱、不避禍害、市中商販多藉鳴煦之力始能安業焉、壬寅荒旱、拳匪嘯起、飢民載道、鳴煦禦防籌賑処之裕如、一郷頼以保全」⁹¹⁾

といわれており、赤水舖場を牛耳る顔役だったようであるが、その後、県の局務にもたずさわっている。鳴煦の子⑨瑞堂も赤水舖の人で、清末、簡州師範学堂を卒業、資陽・簡陽両県の典獄員、資中・仁寿両県の承審員を歴任した後、一九二五年県の地方税収支所所長となり、ついで附設された臨時軍餉代收処の処長を兼任して負担の軽減につとめていたが、辺防軍と駐軍との軍餉分配に不満をもった駐軍によって一九二八年暗殺されている。

鄢澍の曾祖父にあたる国瑜の次子⑥炳煥は、海螺河の人で庠生であり、炳煥の女は举人（1832）・教授馮允謙（永寧寺・南六〇里の人）⁹²⁾の子庠生増信に嫁いでいる。炳煥の五子は⑦監生成龍・成功・成名、庠生成渠、および成均で成功・成名・成渠三人のいずれが鄢澍の祖父にあたるのか不明である。成均は監生傅三松（14―7、毛家

場・西南六〇里の人、局士驥龍の父の女を娶っている。鄆澍の父⑧鳴玉は早世し、母は監生陳先培（9—8、董家埂・西南八〇里の人、「奉檄辦團」⁹³）の女で、清末内閣中書の肩書を捐っている陳元釗の妹、民国の合川県統捐局長陳善の叔母にあたる。同じく炳煥の孫にあたる鳴鶴の妻は、前出增生徐沅（3—8、蘆葭橋・西南五〇里の人）の女であり、鳴岐（父成龍）の妻は武生劉光容（10—8）の女（県糖税局長劉存謙姑）である。⁹⁴また、高祖国瑜の兄弟監生国勲の孫で例貢の⑦成俊の女は、後述する局士傅于冕（10—5、周家場・北四〇里の人）に嫁いでいる。⑥澍（星堂）と同世代で炳煥の曾孫にあたる⑨淮洲（漢堂）是北京保定大学卒業後、一九一八年滇軍との内戦に第六支隊隊長として従軍し戦死しており、⑨耀堂（炳煥曾孫）・鏡堂（炳麟曾孫）は軍需官であり、鄆氏第五支の一族と思われる敏堂は船捐局長である。

以上のように、鄆氏第五支は、④鄆升禹が增生李朝印（举人・学正李仙芝父）の妹を娶っており、升禹の子⑤国瑜は歳貢、国勲は監生であり、国瑜の子⑥炳麟は歳貢・訓導（虚銜）、等々というように、すでに一八世紀末には下層郷紳の地位を占めていたようであるが、局士⑧鳴煦、県地方税収支所所長⑨瑞堂、県会議員・省議會議員⑨澍（星堂）ら県の要職を占める人物を輩出するようになったのは、やはり一九世紀後半以降のことに属し、姻戚関係も主として下層郷紳・郷村支配者層との間で結ばれている。

XI 周氏第七支 省議會議員・県団練局長（1925）周烈光を出した周氏第七支の系図を略示すると、第XI図のようである。⁹⁵

周氏の原籍は湖南省零陵県開善郷で、康熙三十九年に始祖①周正鼎が簡北三星場（北五〇里）に移住して来たのであるが、周烈光の七世祖にあたる②一憲については、進士（1799）周維翰（6—3、一八五四年九〇才卒、周家場・北四〇里の人）の撰述した④鴻禧（烈光の太高祖）の行状に、

「当祖父（一憲）時、田業窄狭、家計寒微、」⁹⁶

とあり、貧困であったことを伝えている。鴻禧は一七二八年の生まれであるが、『県志』の列伝に、「十余歳、即操家政、時負債頗多、鴻禧意氣奮発、早夜辛勤、耕耨之余兼以貿易、初販紅花、⁽⁹⁷⁾とあり、前出行状にはつづけて、

「及公恢宏大業、由乾隆以迄嘉慶間、通計買業五十四契、佃賃兌撓銀六萬有奇、⁽⁹⁸⁾

とあり、挙人（1832）唐祝三（続2—5）の撰述した鴻禧の長子⑤継濂（烈光の高祖父、一七四九年生）の行状に、

「服田疇而兼貿易、往来鄉鎮街市」⁽⁹⁸⁾

とあり、また、挙人（1832）陳治安（14—5、一八六五年六六才卒、周家場人）の撰述した鴻禧の第五子継璋（一七五九年生）の行状には、

「吉元公（鴻禧）益振家声、積田數百頃、……中略……、公行五、生而誠樸謹厚恭儉和惠、家貲以鉅萬計、初無
 紈綺習、少壯時耕耘自任、雖操作勞苦僣伍傭工、而其意豁如也、⁽⁹⁹⁾

とあることから、父鴻禧と継濂・継璋ら六兄弟が農耕にたずさわるかたわら紅花販売に従事、一八世紀中葉より鴻禧が一八〇八年八一才で歿する頃までに、六万余金といわれる産をなしたことが判明する。乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には周鴻禧ら父子の名前は見当たらないが、⁽¹⁰⁰⁾前述した嘉慶二年（1797）の萬安橋修築に際しては鴻禧が銅錢一百串を醸出、知州胡延璠より「急公尚義」の匾額を与えられており、また嘉慶一〇年（1805）の飢饉には多額の米を放出して知州沈大本（一八〇七年着任）より「惠及桑梓」の匾額を与られている。さらに嘉慶一三年（1808）年には、鴻禧八一才の記念に祝宴を催す代りに、周家が独力で三星場に利濟橋を創建、知州沈大本より再び「樂善耆英」の匾額を与えられている。⁽¹⁰¹⁾

所で、同時期の人周俊有（続5—3、雍正年間に祖父が湖南省邵陽県より簡東禾豊場に移住）の伝に、

「清嘉慶間、盜匪起至土橋、鄉人恐甚、紛紛入峴城避之、俊有則不驚不擾、率諸子躬耕田畝、先是紅花為吾簡出產大宗、閩廣洋商咸遠來購、近因變亂無碾戶、俊有以賤價收之、月余賊遁去、鄉人始歸、田尽荒蕪、而俊有之收穫盈倉、紅花亦獲厚利、家遂小康、」⁽¹⁰²⁾

とあって、嘉慶年間「白蓮教徒の叛乱」で簡陽の商品作物紅花の価が暴落した際に、周俊有が農耕に従事するかたわら、近隣の紅花を買い占め、(多分、自作した紅花とあわせて) 遠来の商人(閩廣洋商)に販売して巨利を博したことを伝えているが、周鴻禧一家も「白蓮教徒の叛乱」の時、第四子監生繼繡が古稀をこえた老父母(鴻禧夫妻)を奉じて州城に避難したことが伝えられており、他の兄弟が三星場にふみとどまり、戦乱によって暴落した土地・紅花を買い占め、周家の急激な隆昌をもたらしたのではないか、と思われる。

周鴻禧(一八〇八年歿)の行状は進士(1799)周維翰が、長子繼濂(一八三四年歿)の行状は举人(1832)唐祝三が、第四子監生繼繡(一八一六年歿)と第五子繼璋(一八三九年歿)の行状は举人(1832)陳治安がそれぞれ撰述しており、且つまた、監生繼繡の子士烜は举人陳治安の姉を娶っており、当時の周氏一族が県でも相当の素封家であったことを裏書している。しかし、科挙身分を取得している者は、④鴻禧以前の輩行には見当らず、⑤繼濂らの輩行では、鴻禧の第四子監生繼繡と第六子庠生繼玲の二名のみである。なお、鴻禧の歿後、嘉慶一九・二〇年(1814・5)の間に繼濂ら六兄弟は鴻禧房の家産を分割している。⁽¹⁰⁴⁾

烈光の曾祖父監生⑥召南(士适)の輩行では、繼玲の子士衡・士徳が庠生、繼濂の子士達・士适(召南)が監生、士達が従九品を取得している。「具志」の召南伝には、

「州中旧無夫馬局、徭賦責成保甲散収、嘉慶間教匪跳梁、差徭益甚、不得其人往往滋為民病、衆議举召南、召南以義激不容辞、既任事照糧公派、不畏強梁、不欺孤弱、沿戸徵収、備極煩瑣、卒無纍黍侵漁、當時有若要公平周保障之謠、」⁽¹⁰⁵⁾

とあって、嘉慶年間に召南が衆議によって保甲（保正）に挙げられたことを伝えている。烈光の祖父⑦開伝の輩行では、開伝が庠生、士通の子開璽が貢生、士徳の子開崧（樹棠）が貢生、開宣・開鵬が庠生、開漢が監生になっており、血縁関係は明らかでないが一族の開品が庠生、開熊が武監生になっている。開崧は同治八年（1869）貢生より儒学正堂に補せられ、その後、前述（「中」一一八頁）したように平星保（三星場）・平宏保（宏縁場・北六〇里）・平水保（踏水橋・東北六〇里）の里正（保正）になっており、開伝は同治十一年（1872）局務にたずさわり罹病したことが伝えられている。¹⁰⁶

開伝の子歳貢⑧藻侯の撰述した「皇考維屏公（開伝）伝」には、

「叔父者号軼仙公、（維屏公開伝）同胞弟也、昆季僅兩人、叔父少即随三祖明経公（士通）奔走、訖四房析産後、仍操家政、時負有外債新開庄田數十畝、而召南公已邁不能裏理、（維屏）公於是棄科挙、除承歛外、無時不巡歴田間監視工役以分厥勞、……中略……、乃未幾而召南公捐館舍矣、公哀毀之余葬祭皆厚意有加、而負債仍自若也、咸豐壬子（1852）公謂叔父（軼仙公）曰、吾家時数舛逆、外債竟如附骨之疽、弟疲矣、吾其為弟暫理一二年、由是益取佃業、公戴星出披月入、終日揮汗、誓清債款、無何踰年而魯祖妣又下世、明年復遭大旱、赤日射地、苗暘死町間、是冬穀餽騰踊斗米千錢、維時食指逾三十余人、糊口極支絀、……中略……、乙卯（1855）丁口益繁、乃商議分爨、分爨后、公自念精力漸衰、廼委家計於二兄（燮陽）、而身総其成、時新添生理、每日中時、公必呼家人温酒以待其帰、詰出入究盈虚、再四垂問、余日則周室検点、坐不煖席、似不能閒憩者、¹⁰⁷

とあり、開伝の次子で烈光の父である⑧燮陽（藻侯の兄）の列伝には、

「析爨時、分業分債毫不較量、旋以居積致富、」¹⁰⁸

とあり、伝に附記された方旭撰「周燮陽伝」にも、

「父開伝、邑庠生、老病不治産、日憂貧、而弟藻侯亦幼慧、以貧將廢学、処士曰、釈親之憂、成弟之材、是吾責

也、乃力耕、与僮僕雜作、共甘苦、数年其穫豊、又業酤染利倍蓰、遂致富、父樂而康養益隆、志無不順、而藻侯以明經官広文、有声於時、家債既畢償、且有余資、以賑貸姻党之貧者、於是為一邑之望、則提倡諸善舉、創棲流所、購義塚地、設援溺會、建宗祠、修道路、以好善名於鄉里、以孝友伝之子孫、⁽¹⁰⁹⁾

とあることから察すると、⑤継濂の四子⑥士達・士适・士通（明経）・士達兄弟が継濂房の家産を分割した際、同時に負債も分担、これを整理するため士适（召南）の子⑦開伝・軼仙兄弟は悪戦苦闘していたが、「付骨之疽」ともいうべき債務の重圧によって、一八五五年開伝・軼仙兄弟の間で士适（召南）房の家産を分割するに至ったようである。この家産分割後、父開伝より家計の実務を委ねられた⑧燮陽（烈光の父）が農業経営に精励、酒造業（「新添生理」とは、この「業酤」を指しているであろうか）でも成功、巨富を積み、曾祖父継濂の代以来の負債を完済したばかりでなく、種々の慈善事業によって県の名望家としての地位を確立したようである。燮陽伝に「析爨時、分業分債毫較量」とあるのは、「分業分債」の記述から考えて、父開伝と叔父軼仙との間で士适房の家産が分割された時のことをさすもので、燮陽・藻侯らの兄弟の間での家産分割をさしているものではないように思われる。

清末、⑨烈光は製糖業視察のため、四川総督によって台湾に派遣されているが、簡陽の最大の特産物が砂糖であり、三星場一帯がその中心地であったことを考え合わせると、④周鴻禧・⑤継濂らの時期、農業に従事するかたわら紅花業を兼業して起家した周氏一族は、⑧燮陽・⑨烈光の時期には、酒造業のほか製糖業にも進出していた可能性が大きい。

⑧燮陽（紹鎔）の世代では、燮陽が監生、弟藻侯（紹錡）が歳貢、前出⑥士烜（妻は挙人陳治安の姉）の孫にあたる炳章（紹謨）が庠生であり、燮陽の姉妹は後述する李忠耀（三星場人、弟忠炳は鐵路租股局局士・州會議員）に嫁いでいる。⑨烈光の世代では、庠生烈光が省議會議員となり、一九二五年県団練局長に就任、弟沢光は「辦団

「治匪」の功績で五品銜を与えられており、血縁関係は明らかでないが⑧紹賡の子⑨大鵬が一九一八年に平星総保となり、一九二二年には県団練副局長に就任している。烈光の長子⑩椿は、清末に四川陸軍官弁学堂を卒業、民国に入って四師模範團第三營營長になっており、次子沢は北京大学、第三子薌琴はフランスの南部大学、第四子龍章は四省立第一中学をそれぞれ卒業しており、着々と民国期における周家の地歩をかためている。

清末民国期における周烈光らのこのような政治的・経済的・社会的進出は、一八世紀中葉より一九世紀初頭にかけての④周鴻禧と⑤統濂ら兄弟の農・商（紅花商）における成功によってその礎石がすえられたものであるが、本格的には⑦開伝・開崧ら烈光の祖父の世代、⑧燮陽・藻侯ら父の世代、即ち一九世紀中葉以降の成功によって確固たる土台が築かれたといつてよいであろう。

XII

汪氏第七支 清末、一九〇二年の挙人で一九〇六年簡州学務局正董になり、民国では省議會議員・県議事會議長・県民団総局局長（一九一九）や『県志』・『統志』纂輯局長などの要職を歴任している汪金相を出した汪氏第七支（『統志』第一二支）の系図を略示すると、第Ⅱ図のようである。⁽¹¹²⁾

『県志』の氏族表では、汪氏一二支のうち第一支より第九支および第一二支（『統志』の氏族表では第一支より第一八支）が先祖を共通にしている。この汪氏は、南宋時代に始祖汪登一が安徽省黟県より湖北省黄冈府に移住、その後三世汪省一が湖北省麻城県孝感郷に移住するという経過をへて、七世汪興徳が明の洪武四年（一三七一）簡陽県乾封鎮に移住してきたということで、この汪興徳を汪氏第一支（『県志』・『統志』）の始祖としている。第一支の二世永衿の弟永茂が第六支（『統志』第一〇・一一支）の始祖であり、第六支の七世源澄の弟源潔が汪金相（七一九）の属する第七支（『統志』第一二支）の始祖である。

①汪源潔の孫③特先は草池堰（西南五〇里）より石堰場（西南三〇里）に移住、その後④澧・⑤現才（監生）・⑥毓宗（九品）をへて、⑨金相の祖父⑦崑春（監生）となるが、崑春の姉妹は当時一族興隆の途上にあつたと思わ

れる後述陶氏第一支一族の陶隆昌（117）に嫁いでいる。金相の実父⑧朝芳は、一八四〇年の生まれで、幾度か武試に失敗した後武生になることをあきらめ「経営家政、兼理商務」と『県志』⁽¹¹³⁾に伝えられ、義父朝熙（朝芳弟）は『続志』に「弱冠棄儒習農、佐父理家政」と伝えられており、父崑春をたすけて、朝芳・朝熙ら兄弟五人が農業・商業に従事していたようである。金相の実父朝芳が同じく陶氏第一支の監生陶載昌（117、民国の江津・璧山等県知事陶厚銓祖父）の女を娶っていること、一九〇九年には養父朝熙が首唱して石堰場に宗祠を創設し③特先を祀っていること、清末民国期汪金相（応恩）のほかにも県出身の挙人がいる中で汪金相が特に県の要職を兼任・歴任して活躍していることなどから考えて、祖父⑦崑春、父⑧朝芳・朝熙らの時期に、汪家は農業・商業を通じて相当の資産を蓄積、県の素封家となっていたのではないか、と思われる。なお、父崑春・母黎氏の歿後、朝芳ら五兄弟は崑春房の家産を分割している。

汪源潔の孫③超先は、清末の挙人（1888）⑨汪会昌（応堂）の六世祖にあたるが、県の大事について常に知州の相談に与かり、「刺史盛公」（康熙四七―五二年・1708―13の知州盛得智か）から「表率一郷」の匾額を与えられた⁽¹¹⁵⁾、という。その子④良は、草池堰の人で、『県志』の列伝には、

「乾隆時、金川軍興、賦役増重、上憲勅里中、推殷実者为里保、更迭輪充董治其事、有供遲失期並無以応者、皆責成里保墊納、事過負者率多不償、里保賠累動千百計、坐是蕩産者衆、每当代謝、富家恒相戒相諉、後狡黠里保藉此漁利、若賄以金則不以里保推之、既得又転相恫喝視為奇貨⁽¹¹⁶⁾、良見之數為不平、及瓜代之時、毅受不辭、嘗曰、貧富命也、若等所為、吾深恥之、良卒由是破産傾家、終無怨色、」

とあって、乾隆年間、汪良が「里保」（保正か）として賦役徴収の責任を負わされ、「破産傾家」したことが伝えられている。汪良の曾孫⑦恕（挙人会昌祖父）の列伝には、

「父宗明為人忠厚、晩年嘗戒子孫曰、吾生而貧困、所以致富有者皆主人賜也、汝等嗣為田主、凡佃賃者宜加体恤、」

若常租外妄冀増取、殃必及之、⁽¹¹⁷⁾

とあって、乾隆年間に④良が「破産傾家」した後、一時没落していたが、⑤現魏をへて、良の孫⑥宗明が一家を再興したようである。宗明の子⑦恕は、草池堰の人で庠生になっており、道光二五―七年（1845―7）の「簡華匪民伍家棒・紀四帽頂乱」には知州濮瑗の命をうけて郷団の督練にあたり、咸豊八年―同治元年（1858―62）の「藍李之乱」には知州葉慶榮の命をうけて「合邑（全県）団練」を運営し、晩年には草池堰場の総保に選任されている。恕の長子⑧成光は例貢、次子文奎（燿光）は庠生、第三子耿光は監生であり、例貢成光（草池堰の人）の次子が挙人⑨会昌である。一九二五年の大旱の際には、恕の曾孫⑩維周が堂弟維孝とともに新繁県から米穀数百石を買いつけ、草池堰の人々を賑救して「汪恕の遺風あり」と賞讃されたと『県志』に記されており、⁽¹¹⁸⁾民国期にも汪恕の子孫が草池堰場に相当の勢力を保持していたことを示している。このように、挙人汪会昌を出した汪氏第七支の超先房は、④良の代に一時中落したのであるが、一九世紀に入ってから良の孫⑥宗明および曾孫⑦恕らによって再興されているのである。

なお、この汪氏第七支の祠堂は二ヶ所にあり、一ヶ所は前述のように石堰場にあつて③特先を祀っており、一ヶ所は草池堰場にあつて始祖源潔を祀っている。⁽¹¹⁹⁾また、乾隆『州志』刊行に際して醸金しているのは、③型先房の⑥増生衛崇（庠生の資格で銅錢一六〇〇文）・監生衛崢（一五〇〇文）であるが、両者の子孫の消息は不明である。一方、汪金相が属する特先房・汪会昌が属する超先房（時期的には、汪良の「破産傾家」の後、中落の時期にあたる）からの醸金者は見当らない。

汪良のような「破産傾家」の事例は、他にもあり、『統志』卷九 賢婦伝には、

「胡殿安妻鄢氏、宗聖女、殿安先世明末由楚入蜀、居簡東瓦窰溝、高祖学貴、曾祖傑、祖敏道清庠生、父光祖、累代皆以耕読為業、氏世居簡西石板凳、母家素富、及于帰時、夫家因運餉被劫財産籍没、已無立錐之地、氏婉順恭

謹、惟以勤儉勗夫、毫無怨言、厥後生齒日繁、生計日蹙、乃偕夫率三子三女寄食母家、逮諸子成立、又因母家有故嫌隙叢生、氏難再留、不得已、出而佃業耕種、頻遭禍患、令人難堪、」

とあり、同じく『続志』の卷二 輿地篇 瑩域 胡殿安妻鄆氏墓に附された「胡母鄆孺人墓志」には、

「殿安公体幹魁梧、為人忠直、因祖（文祥胡公敏道）転餉被劫財産籍歿、家遂蕩然、逮孺人婦公時、已無立錫地矣、然孺人婉順恭謹、惟以勤儉勗夫、毫無怨言、故門庭之内愉愉如也、是後生齒日繁、生計愈蹙、乃率子女六人、由簡東而西寄食母家、及長子崑位稍壯、出為佃農、……」

とあって、庠生胡敏道（8—3）が運送中の軍米を掠奪された責任を問われて財産を籍没され、庠生敏道と子④光祖・孫⑤殿安ら一家が没落したこと、殿安は妻子とともに妻鄆氏の実家（父監生鄆宗聖・3—9）に身を寄せるのやむなきにいたったが、やはり居辛く、子⑥崑位の成人とともに鄆家を出て、崑位は佃農となり辛酸をなめたことが伝えられている。崑位の曾孫⑨世亨の伝には、

「胡世亨、字会菴、簡南石板堯人、清監生、高祖殿安、乾隆時、由簡東瓦窑溝遷居於此、高祖母鄆氏事詳賢母、曾祖崑位、祖思鴻、父宗泰監生、母傅氏、生子二人、世亨其長也、以農商致家小康、性剛直、教訓子女嚴肅峻切、不稍仮以顔色、嘗充本場里正、廉潔不阿、……中略……、子永珩中学畢業、」⁽¹²⁰⁾

とあり、崑位の曾孫監生世亨が農業・商業に従事して家を再興し、石板堯（西南三〇里）の保正になるに至っている。胡氏第八支の氏族表をみても、庠生③敏道以後、再び科挙身分取得者が現れるのは、⑥崑位の孫監生⑧宗泰（世亨父）の代であり（同世代の宗榜・宗伯も監生）、この胡家も、一九世紀中葉以降に⑧宗泰・⑨世亨らによって家運が挽回されているのである。なお、世亨の子⑩永珩は簡陽県中学を卒業しており、世亨の孫の輩行⑪には、世亨らとの血縁関係は不明であるが、軍医正興杰の名が氏族表に記されている。

このように、知州より「表率一郷」と旌表された汪超先の子汪良が「里保」にえらばれて「破産傾家」し、庠生胡

敏道が軍糧運送中の事故の責任を問われて財産を籍没され、いずれもいったんは没落していること、にもかかわらず子孫の汪宗明・恕、胡宗泰・世亨らが家の再興を果たしていることは、一面では清代郷村支配者層の根強い底力・復元力を示すものであるが、同時にまた他面では、乾隆前後の時期の郷村支配者層の政治的・経済的・社会的地位が清朝権力の前には極めて不安定であったことを示している。これらの事例と、前述の、清末、昭信股票が強制割当てされた際、知州彭脩・州汛載嘉培の不正糾弾に立ち上がって、彼等を革職処分¹²¹に追いこみ、自身はその後州會議員に選ばれている監生徐載欣の例や後註180に列挙したごとき事例とを較べあわせる時、この間における郷村支配者層の政治的・経済的・社会的地位の急速な向上・強化をその背後に読みとることができるように思われる。

所で、州會議員・縣議事會議員・縣參事會參事員らの大多数は、一九世紀中葉以降に産をなした新興の階層に属することは、(上)で指摘したとおりであり、逐一検討する煩を避けて、以下、簡陽県の郷村支配者層の代表的な事例を幾つか検討するにとどめたい。

XIII 汪氏第一・二・三支 上述のように民国期簡陽県の要職を兼任している汪金相を出した簡陽県の代表的な大族汪氏一門の中、挙人(1832)汪寓斑・同(1849)汪永年や州會議員汪鍾沢らを出している汪氏第一支、縣參事會員汪銘鼎らを出している同第二支、挙人(1879)汪鼎元や州會議員汪承休らを出している同第三支について、注目される点を二・三簡単に指摘するとつぎのようである。

汪氏第一支は、前述したように汪興徳を始祖としているが、具体的に血縁関係をたどりうる明末の九世九鰲以後の系図を、汪氏第二支・第三支とあわせて、略示すると第XIII図のようである。¹²¹

汪姓の乾隆『州志』醜金者のうち、その半数以上が汪氏第一支に属しているのであるが、監生¹⁴為瀾(一五〇〇文)・廩貢¹⁴為漣(一六〇〇文・董事)・增生¹⁵于尚(一兩二銀・董事)のように、汪氏第一支のなかでもとりわけ廩生¹²献図房に集中している。献図の子監生¹³衛峯の女(14為漣の妹)は前述のように監生王必恭(13-6)に嫁

いでおり、例貢為霖（為漣の兄）の子武生^⑮于良（于尚の兄）の女は同じく王俊之（13—8）に嫁いで挙人（1849）王藩を生んでおり、廩貢為漣の子^⑯拔貢（1813）漱芳の女は歳貢王鎮珠（13—8）に嫁いでおり、前述した郷紳王氏第一三支と緊密な姻戚関係を結んでいる。また、前述したように廩貢為漣が拔貢譚世謙（1—5）の女を娶り、例貢為霖の孫^⑰炳儀が職員譚行裕（1—7）の女を娶っているように、前述した郷紳譚氏第一支とも姻戚関係を結んでいるが、この献凶房はその後の子孫の消息が不明である。同様に乾隆『州志』に醴金している汪氏第一支の監生^⑱衛峙（一両）・貢生^⑲泉源（一両・董事）・監生^⑳泗源（一両）・武生^㉑滙增（一六〇〇文・庠生）らの子孫の消息も不明である。挙人^㉒汪寓珽を出したのは^㉓献珣房であるが、同房からは武生^㉔凌霄（庠生）・監生^㉕漣源が乾隆『州志』の「捐刻姓氏」に名をとどめているにすぎない。

献珣の玄孫監生^㉖寓珊（興隆場・西南七〇里の人）は後述する庠生劉策勲・武生耀春（10—8、興隆場人）らの姉妹（武挙人・1889劉声揚姑、陸軍檢察使劉存厚祖姑）を娶っており、寓珊の曾孫女は『県志』・『統志』の主修・分纂を兼任している胡忠閔（1—13、草池堰・西南五〇里の人）⁽¹²²⁾の弟忠閔に嫁いでいる。同じく献珣の玄孫挙人・訓導^㉗寓珽（武生凌霄の孫）の女は拔貢^㉘克誠（1—16、子廩生鳴珂は『県志』探訪、石板堯・西南三〇里の人）⁽¹²²⁾に嫁いでいる。なお、州会議員^㉙鍾沢は、寓珽の孫である。その他、「以經營農商起家」した^㉚潮源（一八五二年七〇才卒、三岔壩・西南八〇里の人）の場合には、祖先の具体的な系譜をたどりえないのであるが、その曾孫^㉛基先（一九〇八年四八才卒、三岔壩人）は前述した徐氏第三支の局士徐桂暄（3—8、蘆葭橋・西南五〇里の人）の女を娶っている。また、挙人^㉜永年は、先祖の系譜・本人の事績・二〇世紀における子孫の消息ともに不明である。

汪氏第一支の場合も、全体として、清末民国期に活躍しているのは、一九世紀に入ってから興隆した房に属する子孫が多いようである。なお、汪氏第一支の祠堂は興隆場にあり、廩貢^㉝登先を祀っている。

汪氏第一支一〇世廩貢登先の弟開先を始祖とする汪氏第二支の場合、⑥監生中珩の子⑦全貴・全孝・全河兄弟の子や孫、即ち⑧廩貢夢齡（父全孝）が局士・保正として、⑨銘鼎（祖全孝）が県参事会員として、⑩允文（父夢齡）が峨眉県典獄員として、⑩智臨（全貴曾孫）が二十一軍一師参謀長として、それぞれ清末民国期に活躍しているのであるが、①開先より⑥監生中珩までの経緯は『県志』・『統志』いずれにも記述がなく、第二支も、⑥中珩および⑦全貴・全孝ら兄弟によって、一九世紀中葉以降に興隆してきたものと見られる。なお、第二支の祠堂は三岔壩場外にあり、汪興徳（1—1）を祀っている。

汪氏第三支は、第一支一〇世廩貢登先・第二支の始祖開先らの弟庠生沛先を始祖としている。举人（1879）⑦鼎元（一八八一年六六才卒）の太高祖②浩は庠生、高祖③猷瑛は武生、曾祖④蒸雲は庠生、祖父⑤文斗は武生で、父⑥瑞図は処士である。祖父文斗（三岔壩人）の列伝には「以居積致富」と記され、すでに一八世紀末頃までに相当の資産を有していたものと思われる。しかし、乾隆『州志』醜金者の中には第三支に属する人物の名は見当らない。

姻戚関係の面では、举人⑦鼎元が前述したように徐氏第三支の庠生履巒（3—6、蘆葭橋・西南五〇里の人）の孫女を娶っており、鼎元の子庠生⑧治（克敏）は後述する武生劉鎮邦（10—8、興隆場・西南七〇里の人）の女（陸軍検察使劉存厚堂姑）を娶っており、庠生⑥瑞彩（父文斗）の子⑦景鍾（一八五八年四四才卒）は庠生李元齡（9—7、曾祖瑄・祖父聯芳は歳貢、叔祖聯奇は举人（1768）・知県、父廩生沛光は『州志』一五〇〇文）の女を娶っており、瑞彩の女は監生徐增笏（2—8）に嫁いで保正徐有文（草池堰・西南五〇里の人）の祖母にあたり、瑞彩の孫⑧克光（保正、三岔壩人）の子履篤は後述する局士劉肇康（毛家場・西南六〇里の人）の子玉瑩の女を娶っているなど、一九世紀後半に入ると、当時の有力な郷村支配者層との間に盛んに姻戚関係が結ばれているようである。

二〇世紀に入ると、一九〇九年の孝廉方正で県の徴収課長をつとめ団練を倡辦した⑧世霖（克欽、克光弟）、州

會議員⑨承休（父世霖）、蘆山・宣漢知事を歴任している⑨承烈（父世霖）、旅長・開江県知事⑨可権（父治）、团长⑩鑄龍（祖世霖）などを輩出しており、汪氏第三支も、やはり一九世紀後半以降に隆盛に赴いたように思われる。

XIV

劉氏第九支 毛家場（西南六〇里）出身の局士劉肇康（9—8）の子玉瑞・武生玉金（嗣錡）はそれぞれ挙人（1864）施彩章の女・挙人（1832）馮允謙の孫女を娶っているが、この劉氏第九支の系図を略示すると、第XIV図のようである。⁽¹²⁵⁾

劉氏第九支は、劉氏第七支・第八支・第一〇支と祖先を共通にしており、明の洪武二年（1369）、劉千二が湖北省麻城縣孝感郷より簡西分祿居に移住、劉氏第七支の始祖となり、第七支六世廷順の弟廷義が第八支の始祖、第七支八世応登（明歳貢）の弟武生応第が第九支の始祖となっており、第一〇支は同支の始祖学華が第七支の始祖劉千二の一一世孫にあたりと称している。

第九支をとりあげる前に、第一〇支について若干記しておく、五世瓊文は一七三八年の挙人であり、恩貢⑤玘文は廩生の資格で乾隆『州志』に二〇〇〇文を贖金し董事をつとめており、監生⑤璇文・境文・璵文はそれぞれ三〇〇〇文、廩生⑥超元は一五〇〇文を贖金しているが、⁽¹²⁷⁾いずれも子孫の消息は不明である。陸軍檢察使⑩劉存厚の太高祖にあたる監生⑤璵文は、「以禹莢致富」したと、挙人（1879）汪鼎元の撰述した⑥劉瀛楠（璵文の次子）の墓誌銘に記されているが、⁽¹²⁸⁾乾隆『州志』には贖金していない。瀛楠（一八三八年八六才卒）は、興隆場（西南七〇里）の人で、前述したように傳氏第二支の增生増倬（2—16）の女を娶っており、瀛楠の二人の子⑦克剛は武生・克盛は衛千総であり、五人の孫のうち、⑧策勲・光斗の二人が庠生、光蓉・鎮邦・耀春の三人が武生である。⁽¹²⁹⁾武生耀春（存厚祖父）も興隆場の人で、義学を創設し、文武考試受験者に経済的援助をするなど劉氏第一〇支の子弟の育成につとめ、また通濟橋を独力で修築し、孤貧院を建立するなど種々の慈善事業を行っており、劉耀春の代に飛躍的

な経済的成功があったことをうかがわせる。⁽¹³⁰⁾耀春の子⑨声揚は武举人(1880)で、声揚の長子は清末四川武備学堂をへて日本の陸軍士官学校を卒業、民国の重慶鎮守使・四川督軍・靖川軍総司令・川陝边防督辦兼四川陸軍檢察使等の職を歴任した劉存厚であり、次子存重は清末四川高等蔵文学堂を卒業後、民国の永寧県知事をつとめており、第三子存深は北路游撃司令、第四子存沉は保定陸軍大学を卒業後、四川督軍署副官長・漢南川軍転運処長になっている。長女は軍医正胡忠宣(2112、局士胡仁釗孫)に嫁ぎ、次女は邑紳鄆輝如に嫁ぎ、三女は陸軍少将李鏄に嫁いでいる。⁽¹³¹⁾

さて、劉氏第九支は始祖応第が武生、②長治(正惠)も武生、⁽¹³²⁾③兆熊(父長治)が庠生、兆鵬が武生、兆祥・兆行が監生と科举身分取得者が氏族表に名を列ねている。④霖(父兆熊)・⑤仲文(父霖)については、氏族表および耆寿表 九十二歳 劉霖の項、仲文の子⑥復元の列伝いずれにも科举身分についての記載がないが、乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には国学の項に劉仲文の名が記されており、両者が同一人物であったとすれば、仲文は監生ということになる。仲文の子⑥占元は武举人(1786)で、占元の弟復元(毛家場・西南六〇里の人)は衛千総の資格で乾隆『州志』に一〇〇〇文贖金して董事をつとめており、同『州志』刊行の翌年武举人(1794)になっている。その後、復元は列伝・墓誌銘に、

「因奉養無人、未獲北上、乃致意懋遷、⁽¹³³⁾貨累巨萬」

と記されているように交易に従事して巨萬の富を積み、一八三三年六四才で歿している。復元の子⑦克平、克平の子⑧肇康とともに武生である。肇康(瑞溥、毛家場人)は、列伝に咸豊・同治年間の「藍李之乱」に際して「辦團捍衛桑梓」とあり、また、その後、「歴管州中各局、潔己奉公、為世所称、」とあって、局士を歴任したことが伝えられている。⁽¹³⁴⁾肇康の長子武生⑨玉金(嗣錡)は举人馮允謙(永寧寺・南六〇里の人)の孫女・庠生馮増級の女を娶り、次子の武生玉輝(嗣安)は叔父均溥の嗣子となり、後述する局士陶必昌(永寧寺人)の孫女・監生天珩の女を

娶っている。なお、玉輝の伯母もしくは叔母が、陶必昌の子天璵に嫁いでおり、新興の郷村支配者層に属する陶氏第一支との間に重複した姻戚関係が結ばれている。第四子玉璫は举人施彩章(136)の女を娶っている。前述したように举人施彩章は『県志』・『統志』に列伝もたてられておらず、子孫の消息は、節婦表 劉玉璫妻施氏の記述によって、一女がこの劉玉璫に嫁いでいることを辛うじてさぐりうる始末であって、当時、局士劉肇康に匹敵するような経済力を持つてはいなかったのではないか、と思われ、施彩章の女と劉玉璫との婚姻には、劉肇康らの側に举人の子女との婚姻によって家の格を高めようという意図もあったのではないかと推測される。第五子玉瑩(貫之)は同知(虚銜)である。肇康の長子玉金の嗣子⁽¹³⁷⁾柏心(煒宗)は、清末の四川武備学堂の卒業生で、一九〇六年秋、中国同盟会に加盟しており、民国期、一九一四年に四川陸軍第四師一三团团長に就任、一九二二年には万安橋が洪水で流された後、県人におされて前述した李為綱と共に再建工事の総理をつとめており、⁽¹³⁸⁾『県志』の纂輯には前任団長と記されて採訪を担当している。また、前述のように、玉瑩の女は、三岔壩の保正汪克光の子履篤に嫁いでいる。

県の各局局士を歴任した⁽⁸⁾肇康、同盟会員⁽⁹⁾柏心を出した劉氏第九支の場合、武举人⁽⁶⁾復元の頃すでに相当の資産家であったと思われるが、毛家場にある劉氏第九支の祠堂には、劉肇康が祀られている。これは族人によって肇康が中興の祖と仰がれていたことを示すものであり、一九世紀中葉以降の劉肇康の代に、劉氏がめざましい繁栄を遂げたことをうかがわせるものである。

XV 李氏第十七支 清末、三星場総保をつとめ、一九一九年には県民団総局局長汪金相の下で副局長になっている李義栄を出した李氏第一七支の系図を略示すると、第XV図のようである。⁽¹³⁹⁾

李氏第一七支は、乾隆六年（1741）、飢饉に直面した始祖⁽¹⁾李大受の未亡人王氏が、子⁽²⁾富義・富智・富信・富全・富永・富順六兄弟を率いて、湖南省邵陽県から簡北三星場（北五〇里）に移住してきたものである。拔貢・教諭王周禎（13—10）の撰述した「李公静亭（⁽⁶⁾鴻儀）伝」には、

「富全生三子、長曰貴棟、棟生長陞、候補吏員、咸有令德、隱跡不耀、則公之曾祖・祖父也、⁽¹⁴⁰⁾
 とあり、增生江鎮清の撰述した「李靈江（⑥忠炳）先生墓志銘」には、

「高（祖富全）・曾（祖貴棟）而下率皆耕讀世其家、⁽¹⁴¹⁾

とあり、科挙身分を取得しているのは、氏族表をみても、增生⑤思瑜・庠生⑤思漣らが初出であり、④長陞の子⑤思成（例貢）の世代からである。乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には、李氏第一七支に属する人物の名は見当らない。例貢思成は、咸豊一〇年（1860）「藍李之乱」に際し資金を醸出して団練を編成しており、県の局士にも二度選任されている。增生江鎮清の撰述した李思成の子忠炳の伝である「李公靈江伝」には、

「靈江先生者、邑廸士也、其先自楚遷蜀、遂家茲土、世為素封、数伝至厥考芳圃公（思成）⁽¹⁴²⁾

とあって、⑤思成の数代以前から素封家であったようにも伝えられているが、三星場にある李氏第一七支の祠堂に祀られているのは⑤李思成であり、前述した劉肇康の場合と同じように、李思成が族人によって中興の祖と崇められているのである。したがって、李氏第一七支が顕著な繁栄を遂げたのも、やはり一九世紀中葉、李思成の代のことと思われる。

李思成の子⑥忠耀は、同治初年の飢饉に際して穀米を寄附、知州の認可を得て三星場に平糶局を設けているが、歳貢周藻侯（7-8、前出）の撰述した「李星垣（忠耀）先生行状」には、

「咸豊辛酉賊平、先生益自奮宏開穡事、雇役数十人、聞鷄先起、促役人任事、田間水道日再四巡驅、遣勞勞形容為癯、親友有以憊甚勸者、而不少恤也、先生身廸膏腴、布素終身無紈綺習、……中略……、同治癸亥、先生以坐宅隘、起門樓添厠房、役徒林立、一木一石必心計而手規之、終日流汗不止、無片刻閒、数月歲事、而先生勞瘝自此伏矣、然情殊豪甚、是時方出囊中金、覓人開市数廸、而身總其成、⁽¹⁴³⁾

とあって、⑥忠耀は父思成をたすけて農作業を監督し、同治癸亥（一八六三年）には李邸の増築工事の采配を振っ

ており、この頃、子忠耀らの協力を得て李思成一家が邸宅を拡張しうるまでに至ったことを示している。忠耀は、また、出資して（業種は不明である）店舗を数ヶ処に開かせているが、この店舗開設は、将来宗祠を創設するための資金づくりであった、という。李忠耀は、一八六六年三二才で早世したが、前述した局士周開伝の女（歳貢藻侯姉、省議會議員・団練局長烈光姑）を娶っている。

忠耀の弟監生鴻儀（忠舒）は、光緒二年（1876）の大旱に際して積粟数十石を醸出するとともに資金を募集し粟を糶して飢民を救済する一方、他方では団練となって秩序の維持にあたり、王知州より「衆志成城」と手書した匾額を与えられている。その後、三費局局士を二期、津捐局局士を三期歴任しており、父思成の葬儀に参列する者数千人に及んだのは、鴻儀の日頃の善行の賜物である、といわれている。⁽¹⁴⁴⁾ 光緒十三年（1887）四月、悪事の摘発を恐れた連中に使喚された蠹役によって、鴻儀は役所内で暗殺されたが、前出「李公静亭伝」には、「星市列肆至会哭罷市」とあって、鴻儀ら李氏一族が三星場「場」市に絶大な影響力をうちたてていたことを示している。鴻儀は時に三六才であったが、兄忠耀の歿後、一六才で父思成をたすけて家政を運営するようになって以来、十数年間に、

「自嘆曰、咄、胡偷安鉛蠹以家計重累衰親乎、因投筆持籌、蓋居積十余年間、先後已增置産業四萬金有奇、至所經婚冠喪葬捐賑施濟諸鉅費、尤未易計核焉、」⁽¹⁴⁵⁾

といわれているように、巨額の財産を殖やしている。李鴻儀の長子が、民団総局副局長になった⁽¹⁴⁶⁾ 義榮である。思成の第四子例貢忠炳は、光緒二八年（1902）の大旱の際には、醸金して貧民の救済に当る一方、他方で団練費を醸出「拳匪」の鎮圧にあたっており、前後九年にわたって三星場総保をつとめ、清末、州會議員にえらばれている。また、四川保路運動勃発の時期には、県鐵路租股局局董（局士、定員四名）に就任しており、辛亥革命の動乱の中で保管していた股款を一々州人に返還し、廉潔をたたえられたという。⁽¹⁴⁶⁾

李氏第一七支の祠堂には李思成が祀られている点にもみられるように、李氏第一七支は一九世紀中葉李思成の方に隆昌の氣運にのり、次子忠耀が父思成に協力して邸宅を増築するまでにいたり、第三子鴻儀が采配を振った十数年間に家産四万金を殖やし高度成長をとげて、急速に県の名望家としての地位をきづいたのである。この李氏も、前述周氏第七支と同じく製糖の中心地三星場に本拠があり、製糖業に関与していたのではないかと推測されるが、直接この推測を裏づける史料は『県志』・『統志』には見出しえない。しかし、光緒三四年（1908）の簡州知州呂鴻文の伝に、

「光緒三十四年任簡州知州、州民因糖捐激變、情勢洶洶、督憲聞之怒甚、禍幾不測、賴公籲懇寬宥、其事乃解、」⁽¹⁴⁷⁾
とあって、光緒三四年糖捐が徴収されようとした時、これに反対する民變が起ったことを伝えており、『県志』卷一九 食貨篇 貢賦 賦税には、

「糖捐 清宣統元年開始、係官督紳辦、設六区糖董六人、分董以保正兼之、每斤取錢四文、」
とあって、宣統元年（1909）に官督紳辦の形態で糖捐の徴収が開始され、県内を六区に分けて六人の糖董がおかれ、各地の保正が分董を兼任したことを伝えている。問題のあった糖捐の徴収に保正が分董として関与していることから考えて、特に三星場のような製糖の中心地では製糖業界の関係者が保正になっていた可能性は大きく、居士李思成・鴻儀・忠炳、三星場総保李忠炳・義榮らを出している李氏も有力製糖業者の一人であり、その立場から三星場の保正に選ばれ、また三星場を代表して県各公局の局士になっていたのではないかとと思われる。

XVI

王氏第三支 清末の武挙人（1876）で警察局局长董（1906）・州商務分会総理（1909）王廷棟、武挙人（1897）で民国の県参事会参事員王道煊（廷枢）らを出している王氏第三支の系図を略示すると、第XVI図のようである。⁽¹⁴⁸⁾

王氏第三支は、明の洪武二年（1369）に、先祖王某が湖北省麻城縣孝感郷より簡東大堰塘に移住してきたの

であるが、系図が失われたとして、明末の挙人（及第年次不明）王仕彰を始祖としている。その後、王仕彰の五世孫⑥珍文（前出⑨廷棟らの曾祖父）までの経緯は明らかではない。曾祖父珍文・祖父⑦徳新・父⑧士については、族人の副榜（1889）王楷の撰述した「王公書田伝」に、

「公諱士、字書田、簡之東郷人也、大父諱珍文、以勤儉致富、考諱徳新、積学未售、孝友正直聞於郷里、公承先緒益拓其業、有田七百畝、」⁽¹⁴⁹⁾

と記されている。王士（東溪場・東二里の人）は、『県志』の善行伝に伝をたてられており、それには、

「性好義、每捐巨金除道成梁、城西火災延燒數百家、士捐六百緡助賑、其他施棺・収字・置義塚・創興碼頭會諸善舉、無不尽力為之、……中略……、又倡修黒水堰橋、先捐數百緡、……中略……、潦水洞為東西郷往來渡口、洪水暴漲、往往舟觸石沈、至有不獲尸者、士捐巨貲、約紳耆、興一拯溺撈尸會、」⁽¹⁵⁰⁾

とある。前述王楷の撰述した伝にも「其他善舉不可枚舉」といわれているように、各種の慈善事業に醵金しており、この王士の代に飛躍的に資産を蓄えたもののように思われる。王士の長子⑨道均は貢生、次子廷棟（道治）は前述のように武挙人・警察局局董・州商務分会総理、第三子廷樑（道忠）も武挙人（1873）、第四子道恕・第五子道洋は監生、第六子道祥（廷吉）は武生、第七子廷樞（道煊）は前述のように武挙人・県参事会参事員であり、女の一人は黄氏に嫁いで武挙人（1897）黄漢忠を生んでいる。次子廷棟が簡州商務分会総理に就任していることからみて、王士一家は、農業とあわせて業種は不明であるが商業にもたずさわり、産をなしたものと推測される。

また、王仕彰の孫恩貢③洪礼の五世孫⑧生徳（禾豊場・東五〇里の人）も、『県志』善行伝に伝をたてられているが、③洪礼より父⑦恵遠までの経緯は明らかではない。王生徳の伝には、

「王生徳、簡東禾豊場人、性慈善好施与、家中落、索逋有加惡声者、生徳發憤、尽鸞山居之木以償之、父恵遠知

価已定、乃留数株、刮皮書曰、養老樹、生德棄学而農、家漸康、⁽¹⁵¹⁾

とあって、父の代に中落した一家を、生徳が農業（次に引くように「翁自敦耕作」とあることからみて、手作地主かと思われる）に従事して再建したのであるが、歳貢曾国才（1—3、光緒『州志』分纂、局士曾範才兄）の撰述した「王翁生徳墓誌銘」には、

「（王生徳）諸子各執一業、或医、或工、或商、或賈、翁自敦耕作、久之買瓦屋於隣、移諸孫誦其中、匾其堂曰、弗諼過告、夫亦可以見其志矣、⁽¹⁵²⁾

とあって、王生徳が五人の子弟をしてそれぞれ医・工・商・賈に従事させたことを伝えている。王生徳の次子⑨道興は、同じく曾国才の撰述した「王公道興墓志」によれば、

「王公道興者、売薬於簡之禾市、治医有年矣、⁽¹⁵³⁾

とあり、禾豊場に薬肆を開き、医療にもたずさわっていたようである。道興は、その二子⑩楷・模に対して、

「初公猶健、謂二子曰、汝兄弟一士一商、譬薬之有佐使兩相需也、⁽¹⁵⁴⁾

と訓示しているが、その後、楷は副榜（1889）となり、清末、州會議員に選ばれており、模は商賈（薬肆？）に従事し、府知事の肩書を捐っている。

王仕彰を始祖とする王氏第三支の場合も、珍文房・恵遠房ともに、それぞれ⑧士・生徳の代に家が隆昌に向かつており、儒業（仕官）・農業・商業等いわば多角経営によって資産を蓄え、清末民国期に県の有力者を出すに至っているといえよう。

XVII

傅氏第一六支 県議會議員・県団練局長（1928）傅于広らを出している傅氏第一六支の系図を略示すると、⁽¹⁵⁵⁾ 第XVII図のようである。

傅氏第一六支は、傅氏第一四支・第一五支と祖先を共通にしている。原籍は湖北省麻城縣孝感郷であるが、祖先

の簡陽県移住の時期は不明であるとして、明末の人傳朝陽を傅氏第一四支の始祖とし、第一四支の三世歳貢居仁の弟月敏を第一五支の始祖、月敏の弟月裔を第一六支の始祖としている。傅氏第一六支の氏族表には、二世に庠生王贊・王珏、三世に廩生鍾靈、庠生鍾岳・鍾岱・鍾猷の名が記されているが、彼等と⑤于広らとの具体的な血縁関係は不明である。于広の父例貢④光輝については、『県志』卷二一 善行伝に伝があり、

「傳光輝 字玉山、簡北周家場人、素孝友、父鍾峯、生母徐氏、及前母氏張、養生送死罔有遺憾、昆季五人、均寿近八旬、友于之愛老而弥篤至、立宗祠・興族学・辦郷団、倡捐常費、手定規程、梨然井然、至今遵守、咸利頼焉、」

とあるように、光輝の祖父②については諱・字すら記されておらず、父③鍾峯については科舉身分等の事績は何も記されておらず、⁽¹⁵⁶⁾例貢④光輝がはじめて傅氏第一六支の宗祠を周家場（北四〇里）に建て、族学を興し、団練を運営し、それらの規程を定めたことが伝えられている。光輝の兄光閻は恩貢で、弟監生光福は、津捐局・夫馬局・三費局の局士を歴任している。監生光福の子⑤于冕（周家場人）の墓表にも、父光福が津捐・夫馬・三費諸局の局士を歴任したこと、于冕がそれを補佐したことなど父光福の事績は記されているが、曾祖父・祖父（鍾峯）については何も記述がなく、いわば無名の人物であったと思われる、傅氏第一六支は、傳光輝・光福ら五兄弟の代に、飛躍的な発展を遂げたものと考えられる。

光輝の第三子⑤于広は前述のように県會議員・県団練局長や県糧税清理処処長・資簡汽車公司經理などの要職を歴任しており、于広の子⑥宗功は北京朝陽大学を卒業後、陸軍西北軍官学校をへて川康軍参謀長になっている。光福の第四子⑤于冕は、父光福と同じく津捐局士に推挙され、その後、宗祠学董・地方郷董をつとめ、一九一八年六四才で歿している。于冕の妻は、前述したように鄒氏第五支の貢生成俊の女である。于冕の長子⑥宗熙・次子宗燮については、父の墓表の文中にも、

「子三、長宗熙、舉辦團練、盜賊民安、次宗燮、為傳氏三校校長、考績授銀質文杏章、率團丁捕匪陣亡、三宗漢」⁽¹⁵⁷⁾

とあるように、長子宗熙は團練（團總・團正いずれであるかは不明）を取りしきっており、次子宗燮は傳氏三校の校長をつとめ四等銀質文杏章をうけていたが、一九二〇年團丁を率いて「匪」の鎮圧に出陣、戦死している。以上のように、傳氏第一六支もまた、一九世紀中葉以降に進出してきたことが明らかである。

一九世紀中葉以降に、急速に成長・進出してきた鄉村支配者層は、これまでの叙述からすでに明らかとなっており、相互に交流・協調して階層的結集をはかり、清末民国期に政治的・経済的・社会的進出をはたしているのが一つの特徴であるが、それは網の目のように拡がる姻戚関係の上にも明瞭に現れている。最後に、この点を陶氏第一支に例をとって確認しておこう。

XVIII 陶氏第一支 陶氏第一支は、明の洪武二年（1369）、先祖陶某が湖北省麻城縣孝感郷より簡西陶家溝に移住して来たのであるが、その後系譜が不明になったとして、明末の人陶文徳を始祖としている。陶氏第一支の場合、

具体的に事績を明らかにしうるのは、『**県志**』に列伝をたてられている⁽¹⁵⁸⁾⑤茂輝（永寧寺・南六〇里の人）からであるが、茂輝以後の系図を略示すると、第**XVIII**図のようである。

雲陽県出身の進士（1903）劉貞安の撰述した茂輝の曾孫⁽¹⁵⁹⁾⑧天錫（蘆葭橋・西南五〇里の人）の墓誌銘「陶君瑞亭墓誌銘」には、

「世居城西郷盧家橋、曾祖茂輝、祖金滔、導源龐厚、隱德弗彰、父載昌仍世農耕、克勤先業、……中略……、遵先世遺訓、力穡服疇、終其身足跡不越里門、皜皜然淳古之民也、」⁽¹⁵⁹⁾

とあり、曾祖⁽¹⁵⁹⁾⑤茂輝、祖⁽¹⁵⁹⁾⑥金滔（貢生）、父⁽¹⁵⁹⁾⑦載昌（監生）いずれも無名の人物であったと思われるが、⁽¹⁵⁹⁾⑧天錫の姉妹が前述したように汪朝芳（7—8、石堰場・西南三〇里の人）に嫁いでおり、その子が挙人・省議會議員・県

会議長汪金相である。天錫の子⑨厚鈺は四川公立法政学校を卒業、民国の璧山・江津・巫溪等県の知事を歴任している。同じく茂輝の孫監生⑦必昌（永寧寺人）については、『県志』の列伝に、

「必昌少失怙恃、弟妹俱幼、頼必昌攜持、諸父以必昌有才能、使棄読理家政、家益起、……中略……、其他睦族衆、妥先塋、整局務、練団丁、多可称者、」¹⁶⁰

とあって、必昌が家政に専念して家産を殖やし、先祖の墓を安置し、局務にたずさわり、団練を率いたことを伝え、郷村の有力な支配者層の一員に成長したことを示している。必昌の子⑧天璿は前述したように武生劉克平（9—7、毛家場・西南六〇里の人）の女、即ち局士劉肇康の姉妹を娶っており、同じく必昌の子監生⑧天珩の女は劉肇康の子武生玉輝に嫁いでいる。また、茂輝の曾孫武生⑧天品は、前述したように進士（1880）傳為霖（8—9、鎮金橋・西南八〇里の人）の妹、即ち諮議局議員傳懷斌の叔母を娶っており、同じく茂輝の曾孫武生⑧天瓊の女は、前述のように徐輝勳（3—9）に嫁いでおり、その嗣子が州會議員徐載欣（雷家廟・南六〇里の人）である。その他、茂輝との具体的な血縁関係は不明であるが、茂輝の孫の世代に属する⑦隆昌は、前述したように汪金相の祖父昆春の妹（朝芳の叔母）を娶っており、曾孫の世代に属する千総⑧天性の女は局士李堃（統6—8、玉成橋・西七〇里の人）の子監生李兆齡（兄純齡は州會議員）に嫁いでいる。¹⁶¹

陶氏第一支は、前後の事情から考えて陶載昌・必昌の代以降に急速に興隆したものと推測されるが、永寧寺・蘆葭橋一帯を基盤とするこの陶氏は、毛家場の劉氏、石堰場の汪氏、鎮金橋の傅氏、雷家廟・蘆葭橋の徐氏、玉成橋の李氏等、近隣各地の郷村支配者層と姻戚関係を結び、これを階層的結集の一助として、清末民国期に政治的・経済的・社会的進出を果していることが明らかであろう。

簡陽県各方志の検討を通じて、一九世紀とくに中葉以降に、一七・八世紀に簡陽県において支配的な勢力を占めていた郷紳階層とは系譜を異にする新興の階層、即ち、乾隆年間前後に起家してその地歩を固めつつ一九世紀中葉以降に飛躍的な発展をとげた下層郷紳層、および一九世紀中葉以降に起家し急速に高度成長をとげて郷村の実力者となり保正・局士・州會議員等の地位を占めるに至った階層、両者あわせて郷村支配者層ともいうべき階層が進出してきたことを、ほぼ明らかにしえたと思う。このような支配階層の構成の変化・交替は、一面では旧中国社会（とくに宋代以降）に共通してみられる所謂垂直的社会變動——均分相続制や科挙官僚制などを要因とするといわれる——という性格を包含しつつも、主としては当時の歴史的状況にもとづくすぐれて歴史的な性格をおびたものではなかったか、と考えられる。

上述した諸事例の中にも、農業・商業に従事して起家したと伝えられている事例が屢々みられたが、これらの中には、たとえば周俊有のように農耕に従事するかたわら、自作した商品作物紅花に近隣の農民から買い付けた紅花を加えて、これを遠来の商人（「閩広洋商咸遠来」・「遠商雲集」）に販売する在地の商人——郷居商人——として商業に従事し、産をなしている事例——方志の叙述は簡略にすぎ、文面からは「以農商起家」の実態を把握しかねる事例が多いのであるが——も相当数含まれているように思われる。⁽¹⁶²⁾

このような紅花⁽¹⁶³⁾・綿花⁽¹⁶⁴⁾・甘蔗⁽¹⁶⁵⁾・アヘン⁽¹⁶⁶⁾等の商品作物の生産、製塩⁽¹⁶⁷⁾・製糖業⁽¹⁶⁸⁾等農村工業の一定の成長等を基盤として、農民的商品経済が展開したことは、（上）三二頁で指摘したように、乾隆五八年（1793）には簡陽県内に三十六を数えるにすぎなかった「場」市が、咸豊三年（1853）には四六、光緒二三年（1897）には五五、宣統三年（1911）には六六に達しており、一九世紀一世紀の間に農村集市市場たる「場」市の数がほぼ倍増していること

とからも裏づけることができるであろう。また、必ずしも信頼できる統計とはいえないが簡陽県の戸口数が、乾隆『州志』の一八八〇九戸から、咸豐『州志』の七三九二一戸・三五六五三六人（男一三七五四七・女一一八九八九）、光緒『州志』の一六八二三〇戸、清末には一七八八九〇戸・八九四四五〇人（男五三六六七〇・女三五七七八〇）へと激増していることも、¹⁰⁹生産力の発展・農民的商品経済の展開と無関係ではありえない。

このような農民的商品経済の展開は、アヘン戦争・太平天国運動以降の苛捐雑税の増徴、ならびに一九世紀中葉以降の世界資本主義市場への編入に伴う農業構造の半植民地的再編成——たとえば簡陽県の場合、江浙・広東などの染色業に原料を供給していた簡陽県の特産物紅花栽培が致命的な打撃をうけて衰退した一方、他方ではアヘン栽培が蔓延している——ともあいまって、農民の階層分化を激化せしめた。それはたとえば、四川布政使の藩庫に納入された契税（不動産売買登録税）額が急増していること、簡陽県でも契税収入が多額に上っていること、などに現れた不動産売買の盛行からもうかがうことができる。即ち、周詢の『蜀海叢談』によれば、四川布政使の藩庫に納入された契税が、乾隆以前には僅かに二万八千余両にすぎなかったものが、乾隆末年には七万八千余両、日清戦争後には一七万八千両、義和団事件後には五二万四千余両に達していたとあり、さらに省に納入された契税が増加しているばかりでなく、簡陽県を例にとってみても、清末に布政使司への上納分を除いて、なお、毎年三・四万両の契税が簡州知州の手元に残ったという。¹⁷¹

こうした農民の階層分化は、次の数字の上にも現れている。（上）二九頁で指摘したように、簡陽県の場合、清末には、総戸数の一割にもみたぬ少数の大地主に耕地の六割弱が集中し、総戸数の三割、糧戸の八割以上を占める中小地主・自作農・自小作農の手元には耕地の四割が残っているにすぎず、糧戸は総戸数の四割弱にとどまっており、佃農・雇農の比率が極めて高かったことが推測される。農民の階層分化は、中農層の減少、広汎な農民の没落をもたらしていたのである。

このような農民の階層分化が進行する中で上昇してきたのが、清末民国期に政治的・経済的・社会的進出をはたした新興の郷村支配者層であり、彼等こそが、清末、簡陽県の日本留学生一八名（内軍学校二名）、国内中等学校以上卒業生二三四名（内軍学校五六名）、民国期には、『統志』が纂輯・刊行された一九三一年までの二〇年たらずの間に、アメリカ・フランス等海外留学生二四名（内女性二名）、国内中等学校以上卒業生一〇五三名（内大学卒業生七名、軍学校卒業生一一八名、女性一八名）という大量の高等教育・中等教育修了者を生み出した母体であった。¹⁷²

彼等郷村支配者層が政治的進出をはたしたのは、直接には、清朝が苛捐雑税増徴の必要に迫られた結果、郷村支配者層に津捐局等新設の局の局士として捐税の徴収に協力・介入することを容認せざるを得なくなったこと、また、アヘン戦争・太平天国運動以降四川各地に叛乱が波及し、これに対処するため団練の整備強化が清朝にとって至上命令となり、郷村支配者層に団練・團正等団練紳士として軍事に介入する道が開かれたこと、などにもとづくものであった。換言すれば、体制秩序の動揺の反面として彼等の政治的進出が実現したのであった。従って、清朝権力との関係からみれば、彼等は相対的に地位を上昇させ、発言力を強めることに成功したが、郷村内部で進行しつつあった階層分化によって没落した広汎な農民・失地失業農民との関係からみれば、彼らの地位は決して安定したものではなかったのである。

嘉慶年間の「白蓮教徒の叛乱」は、簡陽県でも簡州防衛のために州境に出兵した知州毛大瀛・汛弁馬応魁がともに戦死するという激戦となっているが、『県志』には、

「（嘉慶）五年、白蓮教匪薄簡州界、」

「嘉慶五年、教匪猖獗、竄至金堂、薄簡州界、境内大震、」

と記されており、¹⁷³ いわば外からの「匪」として扱われている。道光年間の叛乱では、

「道光二十五年、簡華匪民伍家棒・紀四帽頂乱及県境、二十六年、蔡黄乱由武廟溝出白土鎮、転経石金剛、」¹⁷⁴

「当清道光末、邑有巨匪伍姓者、蟠踞武廟溝小梁山、強劫橫暴、行人畏之、⁽¹⁷⁵⁾」

などと記されており、「匪首」は簡州・華陽の州民ではあるが、いわば職業的な「匪」として扱われ、呼称も通称（綽名）で記されている。咸豐・同治年間の叛乱においても同様であり、「滇匪藍李」に呼応した叛乱として扱われており、必ずしも外からの叛乱としてのみ扱われてはいないが、

「李藍之党彭逆張五麻子」

「偽統領彭逆及何螞蟻」

⁽¹⁷⁶⁾などの表現にみられるように、「匪首」の呼称は通称（綽名）で記されており、いわば職業的な「匪」として扱われているように思われる。

それが、光緒二八年（1902）の四川義和團運動においては、

「光緒二十八年二月、神拳由資陽樂至伝入、妄称神靈附体、唸誦咒語可禦槍礮、被惑者日衆、州境鎮子場・三星場・蘆葭橋等処均受其禍、匪首李永洪小橋溝人、綽号天師、称順天教、七月廿五日、率党数百人劫掠鎮子場、州牧顔守彝派兵往禦、衆寡不敵、……中略……、八月十六日、永洪又率党千余焚掠街市、……中略……、同時擾三星場之匪首則為唐大通、七月廿九日、由金堂懷州趙家渡竹嵩寺竄入掠王明德家、八月十五日、又率匪数十人至三星場、総保李義榮督練丁五百人、……中略……、厥後擾蘆葭橋之匪首陳宗漢、其党約百余人、有活孔明・活觀音等名目、八月十二日、往劫教職徐韞璞家、傷其姪相三、州牧以五百金購之、嗣十月廿六日、委員田駿豊協巡捕劉佩玉・曹承霖帶勇訪緝、捕獲宗漢於其叔父家、……中略……、又有黃雲卿者、号小壩王率匪党將擾禾豊場、千総賀定清一戰擒之、又華陽土主廟拳匪率其党二十余人、乘機竄入州境、至三岔壩阮家岫、……」⁽¹⁷⁷⁾

とあって、県内の民衆が反乱に多数参加し、各地に反乱が波及したことを伝えるとともに、それぞれの「匪首」を、李永洪・唐大通・陳宗漢・黄雲卿等といずれもれっきとした姓名で記している。四川義和團の反乱は、このように郷村内

部からの反乱であり、——恐らくは階層分化によって没落した中産農民・「中産人家的子弟」⁽¹⁷⁸⁾を「匪首」(指導者)として——没落した貧窮農民・失地失業農民が反乱に起ち上がり、徐韞璞のごとき鄉村支配者を襲撃するに至っているのである。

こうした叛乱の深化は、前稿「四川保路運動」で指摘したように、鎮庄にあたった署理四川総督岑春煊が、「溯って考えて見まするに、咸豊・同治の頃にも、四川省の匪徒は無慮数十・数百集団に達しておりましたが、しかし、いずれも決った匪首がおり、その頭目を殺してしまますと、附和雷同しておりました連中は四散したものであります。所が、此の度の匪徒は、匪首について申しますと主犯がわからないばかりでなく、集団の数も増減して一定しておりませず、その大部分は無知な婦女子・会匪・飢民であり、数十人あるいは数百人とあつまりますとみだりに起義をはかり、順天靈祖・活孔明・活土地・活観音といった類の数々の出鱈目な名目を唱えますことはどの集団も、皆同じであります。大軍を派遣して勦討致しますと、一戦も交えないで、武器をすて、住民の中にまぎれこんでしまます。住民もまた彼等を匿うので、兵隊には誰が匪であり、誰が良民であるのか見わけることが出来ません。兵隊が遠くに去ると、こうした連中は再び集って参り、……滅びたかと思えばまた生じ、にわか根絶することは全く不可能な次第であります。」と上奏文に述べて、ひとたび首唱する者が現れると、婦女子・飢民などの良民が「匪徒」になり、住民が彼等を匿い、「良莠混淆」して、如何なる大軍を以てしても「匪徒」を俄かに根絶することは不可能になった、と歎いている点に端的に示されているように、清朝支配の土台を文字どおりゆるがしていたのであった。

四川保路運動には、前稿「辛亥革命と民衆運動」で述べたとおり、このような鄉村内部からの反封建闘争の昂揚におされた鄉村支配者層が、鄉村内での指導権を確保する必要もあって、四川各地で郷民を率いて運動に参加したのであった。四川各地に保路同志軍がおこり辛亥革命に参加しているにもかかわらず、簡陽県の場合、『県志』・『続志』に保路運動・保路同志軍についての記述は極めて乏しい。この点については、署理四川総督趙爾豊が、成都東南の守

りを固め、同時に成都とならぶ四川省の重要都市重慶との連絡を確保しようとして、簡陽県の要衝龍泉駅に重点的に兵力を投入したため、警備が厳重で、省都成都市内におけると同様に同志軍蜂起のきっかけがつかめなかったこと、簡陽県は端方の率いる清朝側の成都救援軍北上の道すじに当っており、蜂起の後、強力な端方軍によって奪還された場合に予想される報復行為を恐れたことなどの諸事情が、簡陽県各地の同志軍蜂起を未然に封じこめてしまったのではないか、と思われる。しかし、民衆の反封建闘争の昂揚の中で、郷村支配者層がその一翼をになった事例は簡陽県でも全く見られなかったわけではなく、前述の昭信股票強制割当て、糖捐徴収をめぐる事件や、災害報告・街房課税に反対する動きなどは、⁽¹⁸⁰⁾ 広い意味では、このような事例に含め得るものであろう。

辛亥革命によって異民族専制王朝清朝が打倒され、地主・農民間の矛盾が前面に出てくると、かつて四川民衆の反封建闘争に参加、これを指導して保路運動をたたかった四川各地の郷村支配者層は民衆を裏切り、団練を整備強化して郷村内の「不逞の徒」・「匪徒」の弾圧に専念するようになった。

辛亥革命によって清朝が打倒されると、簡陽県でも四川省の他の県と同様に県内各地に「匪乱」が頻発したことを、『県志』・『統志』は数多く伝えている。⁽¹⁸¹⁾ この「匪乱」弾圧の過程で、たとえば前述したように局士傅于冕の子宗燮や賈家場の団正汪鍾楹（続1—18）⁽¹⁸²⁾・葉家渡場の保正葉富焱（続1—10）⁽¹⁸³⁾らが「匪徒」によって殺害されているのであり、それはとりもなおさず新たな歴史的矛盾の激化を表現していたのである。

こうした事態の中で、かつて乾隆年間には県内に汛兵七二名を常置するにすぎなかった簡陽県においても、県城に警察局・団防局が常設されたばかりでなく、県内の主要な「場」・保に、たとえば禾豊場 丁一千名・槍五百枝、施家壩 丁七百余名・槍五百余枝、新市鋪 丁二百四十名・槍一百八十枝、鎮金橋 丁五百四十名・槍三百一十六枝、龍泉駅 丁一千二百六十名・槍一千二百六十枝、柏合寺 丁三百六十名・槍三百六十枝、胡家場 丁一百二十名・槍一百二十枝、普安保 丁三百六十名・槍三百六十枝等々⁽¹⁸⁴⁾というように多数の練丁と武器が常備され、更にまた軍閥混

戦の中で入れ替り立ち替り軍閥の軍隊が駐留、いわば生の暴力によって辛うじて郷村の秩序と支配が維持されるに至ったのであった。「団豪土劣」・「土豪劣紳」と呼ばれるものの内実は、ほかならぬ彼等郷村支配者層であるが、彼等が四川各地に割拠した軍閥——たとえば簡陽県出身の陸軍檢察使劉存厚も、著名な四川軍閥の一人である——の基盤となり、四川軍閥は「団豪土劣」・「土豪劣紳」の支配を維持する暴力装置としても働いたのであろう。

一九世紀、農民的商品経済の展開によってもたらされた農民層分解の中から上昇・進出してきた郷村支配者層の事態を、簡陽県内各地の状況に則してより具体的に究明すること、四川省内の他の県についても同様の現象がみられるかどうかを検討すること、民国期における郷村支配者層の変貌過程を追求すること、等々については、今後の課題としたい。⁽¹⁸⁵⁾

註

1 傳氏第三・四・五・六支は、傳氏第二支と祖先を共通にしている。第三支の始祖は、第二支の九世天紋の弟天秩の子宗虞(第二支を基準にした輩行では⑩)であり、その八世廷棟(宣化、⑪)は進士(1817)であり、庠生廷鵬(宣偉、⑫)は乾隆『州志』に一〇〇〇文釀金している。第四支の始祖は、第二支の七世時礼の弟時思の曾孫堯(⑬)であり、その八世于榮(⑭)は举人(1792)で乾隆『州志』の董事をつとめ、一六〇〇文釀金しており、庠生宣廷(⑮)も一六〇〇文釀金している。第五支の始祖は、第四支の始祖堯の弟勝の子登階(⑯)であり、第六支の始祖は登階の弟登高(⑰)であり、第七支の始祖は登階・登高の弟登第(⑱)である。

- 2 『県志』卷一八 氏族表二 傳氏第二支、卷一二 傳迪吉、卷一五 傳迪吉妻李氏、卷八 傳霖、卷四 瑩域 傳霖墓、卷一四 傳焯文妻劉氏、卷一六 八六才 傳焯文妻劉氏、卷一五 傳煥文妻段氏、卷一三 傳輝文、卷四 傳輝文墓、卷一四 段兆嵩妻傳氏、卷一四 傳增運妻羅氏、卷九 傳增遜、卷一四 傳增遜妻雷氏、卷一四 段鍾乾妻傳氏、卷一四 施輝瑞妻傳氏、卷一四 傳增傳妻譚氏、卷一四 傳增倬妻汪氏、卷一六 八〇才 傳錦襄妻周氏、卷一四 傳鑑瑩妻施氏、卷四 劉瀛楠墓、
- 3 『県志』卷一二 傳迪吉
- 4 『県志』卷一七 氏族表一 施氏第一支、続・卷一〇 氏族表 施氏第一支、続・卷六 施文長、続・卷二 施文長墓、卷一

- 六 九一才 施文長妻李氏、続・卷九 九一才 施文長妻李氏、卷八 施成沢、続・卷二 施成沢墓、卷四 傅霖墓、卷一四 陳士切妻施氏、卷一五 譚世謙妻施氏、卷一四 施輝瑞妻傅氏、卷一四 施坤駱妻孟氏、卷一四 譚熾妻施氏、卷一四 施坤堅妻卓氏、続・卷七 施坤堅妻卓氏、卷一四 譚中倫妻施氏、卷一六 八一才 胡承芳、卷一四 傅鑑瑩妻施氏。乾隆『州志』卷五 施氏 施輝綸女。卷一四 王世卿妻施氏、卷一四 陳洪修妻施氏、卷一〇 施維楨、卷九 施濟儒、続・卷二 施濟儒墓、卷八 忠義表、卷一一 施濟悦、卷七 選舉表、続・卷五 施劭全、卷一一 施仁生、卷一一 施仁心、卷九 施仁由、卷一五 施仁由妻張氏、続・卷二 施仁由妻張氏墓、続・卷六 施樹寬、卷一四 劉玉瑞妻施氏、続・卷九 施以鍼妻張氏、卷九 施德麟、続・卷五 施德麟、続・卷六 施德麟妻羅氏
- 5 『統志』卷二 瑩域 歲貢施文長墓、附王琰(邑举人) 讓施公文長墓志銘
- 6 『県志』 卷七 選舉表一
- 7 『県志』卷一四 節婦表 施氏九人
- 8 『県志』卷一四 節婦表 劉氏七十二人
(上) 四三頁、举人胡仁至の項
- 9 (上) 三九頁、举人陳楷の項
- 10 『統志』卷二 輿地篇 瑩域 施濟儒墓 附施仁生讓先考濟儒公墓志
- 11 『統志』卷二 輿地篇 瑩域 施仁由妻張氏墓 附張趙才(榮經人 清拔貢) 撰施母張孺人墓志
- 12 『統志』卷二 輿地篇 瑩域 施仁由妻張氏墓 附張趙才(榮經人 清拔貢) 撰施母張孺人墓志
- 13 举人施彩章は、『県志』・『統志』いずれにも伝・表をたてられていない。举人施維楨は、『県志』卷一〇 孝友伝に伝があり、施成沢が太高祖にあたること、父が錫釧であること、子は二人で長子が邵全であることが伝えられているが、その他の子孫の消息は記されていない。孝廉方正施劭全は、『統志』卷五 孝友伝に伝がたてられており、父が施維楨であることは記されているが、子孫についての消息は記されていない。
- 14 『県志』卷一八 氏族表二 段氏第一支―第二支、卷八 段仔文、卷一五 傅煥文妻段氏、卷一四 段兆嵩妻傅氏、卷一四 段鍾乾妻傅氏、卷一五 段為桂妻王氏、続・卷七 段為桂妻王氏、卷一三 段為章、卷九 段榮宗、卷一一 段和宗、続・卷五 段和宗、続・卷八 段和宗妻唐氏、卷九 段紹珠、卷四 段紹珠墓、卷一三 段鳳儀、卷一一 段順奎、卷八 忠義表、卷九 段于海、続・卷六 段均義、続・卷九 段均揚妻繆氏、卷一一 段富順、卷一四 段天河妻施氏
- 15 段氏の氏族表で、輩行を示す字として鍾を共通に使用しているのは、1―14、2―3・⑭、3―3・⑭、8―4・⑭、9―2・⑭、10―3・⑭、11―3・⑭、12―3・⑭である。

16 段氏の氏族表で、輩行を示す字として為を共通に使用しているのは、11―5・⑯のみである。
 17 段氏の氏族表で、輩行を示す字として震を共通に使用しているのは、4―7・⑮、5―2・⑮、6―2・⑮、7―2・⑮である。

18 『県志』巻九 段紹珠、『統志』巻六 段均義、『県志』巻一三 方技表 段為章、『県志』巻一三 段鳳儀

19 『県志』巻四 輿地篇 埜域 国学段紹珠墓、附胡仁至讓段公樹三墓誌銘

20 段氏の氏族表で、輩行を示す字として華を共通に使用しているのは、4―12・⑳、7―7・㉑である。

21 『県志』巻一八 氏族表二

22 『統志』巻五 段和宗

23 『県志』巻一一 段和宗

24 『統志』巻八 段和宗妻唐氏

25 『県志』巻九 段于海

26 『統志』巻五 段和宗

27 譚氏第二支は、譚氏第一支と祖先を共通にしており、始祖太中は、第一支の始祖太極の弟である。譚氏第二支の氏族表には、第五世に恩貢・教諭世璠、庠生世瓏・世瓚・世俊・世珣らの名が列挙されているが、第一支の記載が第一三世にまで及んでいるのに対して、第二支の場合は記載は第五世で終り、第六世以降は欠除している。

28 『県志』巻一八 氏族表二 譚氏第一支、巻一五 譚興仁妻文氏、巻一四 譚興仁妻羅氏・妾劉氏、巻八 譚孔昭、巻一六

八六才 譚孔昭、巻一五 譚世謙妻施氏・弟世襲妻張氏・子樹槐妻趙氏・子元桂妻鄒氏、巻一四 傅增儔妻譚氏、巻一六 八六

才 汪登先妻徐氏。咸豊『州志』巻九 寿婦 拔貢譚世謙女。巻一四 譚熾妻施氏、巻一四 譚中倫妻施氏、巻一六 五世同堂

譚元桂妻鄒氏、巻一四 譚繼志謝氏、巻一四 汪炳儀妻譚氏、巻一四 譚宣為妻彭氏、譚宣德妻馬氏、譚輝儀妻王氏、譚京瑞妻

楊氏、譚祥瑞妻彭氏、譚均溥妻賀氏、巻一五 譚鑑涵妻章氏

29 『県志』巻八 譚孔昭

30 乾隆『州志』附録 捐修官銜姓氏(「捐刻姓氏」)

31 『県志』巻一五 譚世謙妻施氏、弟世襲妻張氏

32 乾隆『州志』の「捐刻姓氏」によれば、鄒氏第三支からは、庠生⑨宗明が四〇〇〇文、貢生⑩兆凶(董事)が三二〇〇文、監生⑪兆瓊・兆濟が各銀一両、監生兆伸(董事)が一五〇〇文釀金しているほか、氏族表には名を記されていないが、同第三支乃

至第四支に属する人物と思われる監生兆康が一六〇〇文、同じく監生兆淳が一二〇〇文醸金している。また、前述貢生兆図と監生⑩兆珩・庠生⑩兆統の三人が「呈請修志董事」八人の中に名を列ねており、庠生⑩廷鈺が同『州志』の分校を童生の資格で担当している。同第三支出身の举人(1889)鄒樹勲、州会議員鄒桂馨については、(上)四八頁・五九頁参照。

33 『県志』卷一六 耆寿表一 八六才

34 『県志』卷一八 氏族表二 傅氏第八支、卷一六 八六才 傅勝恒、卷一一 傅文薰、卷一二 徐徳良、卷一二 傅肇啓、続・卷八 傅肇宗妻成氏、卷一五 戡岐鰲妻傅氏、卷九 傅良弼、卷四 傅良弼墓、卷一三 傅為霖、卷一五 傅為霖妻王氏、卷四 傅為霖妻王氏墓、卷九 傅為元、卷一五 傅懷斌妻劉氏、卷四 傅懷焜墓、続・卷九 応克明妻羅氏、

35 『県志』卷一一 傅文薰

36 『県志』卷一一 傅文薰 附羅成章代讓可貞府君行述

37 乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には、監生傅文薰一両二錢とともに、傅姓で名前に文の字を用いている監生文煥一六〇〇文、監生文華一〇〇〇文の醸金者、庠生文強・文汀、監生文美、また文会・文鼎・文湛らの捐助者の名が認められる。傅氏第八支の氏族表には、「六世 文薰 事詳善行、文学」とあって、文薰・文学二名の名が記されているにとどまり、彼等が傅氏第八支に属する族人であるのか否か、『県志』・『統志』の氏族表やその他の記述からは、現在の所、解明の手がかりはえられなかった。

38 『統志』卷八 孝婦伝には、「傅肇宗妻成氏、仁寿举人靖曾孫女、拔貢純仁孫女、士琳女」とあるが、『仁寿県志』(嘉慶八年刊・光緒七年補纂)卷三 選挙に、举人成靖の名は見当らない。拔貢生の項には、乾隆辛酉年に成懷仁の名は認められるが成純仁の名は記されておらず、成純仁は歳貢生の項に記されている。

39 朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引 上』(上海古籍出版社、一九八〇年)八一五頁、前掲『仁寿県志』卷三 選挙

40 『統志』卷九 士女篇 耆寿表一、『統志』卷六 王国儒、『県志』卷一一 王世潼、『統志』卷六 王贊元、『統志』卷九 王

宗惠妻馬氏、(中)八〇頁、同註147-151

41 前掲『仁寿県志』卷三 選挙

42 『県志』卷九 傅為元

43 『県志』卷一七 氏族表一 徐氏第三支、卷一六 八五才 徐翼麟妻馮氏、卷一二 徐徳良、卷一六 六世同堂 徐徳良妻胡氏、卷九 徐履巒、卷九 徐履年、卷一四 陳仕易妻徐氏、卷四 李仙芝墓、卷九 徐舒容、卷一五 徐舒容妻李氏、続・卷九 汪瑞図妻毛氏、卷九 徐沅。仁寿武举人張嘉楷は、乾隆六十年乙卯恩科張嘉楷(『県志』卷七 選挙表)と同一人物と思われる。卷一二 徐海、卷一一 徐治平、卷九 徐桂聰、卷一一 徐桂暉、卷一一 徐桂昉、卷一一 徐桂暄、卷一一 徐桂昭、続

・卷五 徐輝垣、卷一五 徐輝勲妻陶氏、続・卷九 徐輝勲妻陶氏、卷一四 徐輝涵妻鄧氏、卷一四 鄆鳴鶴妻徐氏、卷九 徐輝生、卷一五 徐輝翰妻甘氏、続・卷七 鄆炳泉妻徐氏、続・卷八 楊錫環妻徐氏、続・卷四 汪基先、卷一一 徐載欣、卷九 徐載彤、卷一四 徐載竣妻汪氏、卷一四 徐鍾麟妻胡氏、卷一六 八五才 徐鍾麟妻胡氏。なお、徐氏第一支も進士徐鐸の末裔、第二支も徐鐸の弟鏞の末裔と称しているが、いずれも族譜が失われたとして、それぞれ別人の後人を始祖にしている。

44 『県志』卷一二 徐徳良

45 『県志』卷一二 徐徳良には、「嘉慶初、州北門済川橋圯、州牧胡公珽璠首倡重修、挙徳良董其事、落成易名曰萬安、胡公以爲能、手書翼善襄勳匾額獎之」とあって、徐徳良一人が重修工事の董事をつとめたようにも受けとれるが、董事は一名ではなかったようである。たとえば、道光五年(1825) 七四才で歿した王敬恭の伝には、「凡邑中工作、不因衆以成事、其督修萬安橋・城隍祠及補修龍神祠・聖廟・奎閣・化碧祠・先農壇等、当時董事非一而敬恭之力爲最、歴任州牧多礼重之、」(『県志』卷一三 王敬恭)とあり、また、『県志』卷一一 馬思齊には、「馬思齊、字賢章、経修萬安橋、工竣、州牧胡公燮懋著勳勞四字」とあり、卷一三 魏玉にも「祖守信、太学生、重修萬安橋、歴寒暑晦明弗懈、鳩葺經營勳勞居多、州牧胡珽璠以利涉揚芬額褒之」とある。この他にも、卷一一 鍾卓蘭には「鍾卓蘭 培修萬安橋、卓蘭捐石助之、州牧胡公旌以急公好義匾額」とあり、卷一二 周鴻禧には、「嘉慶丁巳、捐錢一百串、修萬安橋、州牧胡公燮匾額云急公尚義、」(『統志』卷六 王天賜にも「嘉慶初、修萬安橋、天賜捐金最鉅、州牧胡珽璠獎以急公尚義匾額」とあって、萬安橋工事に醸金、胡知州から匾額を与えられた人物が多数いたことを示している。なお、(上)で指摘したように、乾隆『州志』編纂・刊行にたずさわった董事は約九〇名である。

46 (上) 三七頁 挙人李仙芝の項

47 (上) 五九頁 州會議員李為樑の項、(中) 八八頁 玉成橋 李埜の項

48 (中) 七〇頁 蘆葭橋 鄆培興の項、及び(上) 四八頁 挙人鄆樹勲の項。

49 (中) 一〇七頁 普安保 楊鳳舞・兆藍・永澧の項

50 (中) 七七・八頁 鎮金橋 汪爾源・泗訓の項

51 『県志』卷一一 徐載欣、『統志』卷九 徐輝勲妻陶氏

52 『県志』卷一二 災異篇 兵災

53 汪鼎元は、道光二四年(1844) 二九才で副榜、咸豊末「藍李構乱」の際には「奉檄練团」しており、挙人になったのは光緒五年(1879) 六四才のことで、同七年(1881) に六六才で歿している。挙人(1851) 徐樹棠の撰述した墓誌銘には「好学博覽、見善本輒不惜善価購、吾郡蔵書家以公爲最」とあり、相当豊かな経済的基盤をもっていたようである。

- 54 『県志』卷一七 氏族表一 王氏第一三支、卷一六 八一才 王榮旺、卷一〇 王必恭、卷一五 王必恭妻汪氏、卷一四 王必恒妻戢氏、卷一〇 王克賓。咸豐『州志』卷九 壽婦 王克賓妻李氏。卷九 王克員、卷一五 王必恭女、続・卷九 王必恭女、卷一五 王必恒女、卷一六 封蔭表一、卷一三 王士元、卷一五 傅為霖妻王氏、卷四 傅為霖妻王氏墓、卷九 王楷、卷一五 王楷妻胡氏、卷一一 王藩、卷一〇 王卓、続・卷九 汪泗煌妻王氏、続・卷五 王乃雄、卷一三 王周禎、卷一五 王乃達妻廖氏、続・卷七 王于綏妻汪氏、続・卷八 王于焯女
- 55 『県志』卷一〇 王必恭
- 56 『県志』卷一〇 王克賓
- 57 前掲『仁寿県志』卷三 選挙
- 58 咸豐『州志』卷七 孝友
- 59 咸豐『州志』卷九 貞烈
- 60 『県志』卷一二 胡煊道、(中)七二・二頁 草池堰 胡仁釗・鶴齡・忠淵の項
- 61 咸豐十年刊の『資陽県志』卷三一 行誼 廖鴻文(監生)の伝に、「長子監生振匱、咸豐丁巳旱饑、出米百石平糶以減米価、部議予鴻文季子振匱八品職銜」とある。同選挙表・議叙表には、「知府廖振匱」の記事はない。
- 62 『県志』卷一三 王周禎
- 63 『統志』卷五 王乃雄。王乃雄伝には、「当折箸時、業止二処、兄(乃莊)占買業、弟(乃衛)占老宅、自甘讓産、佃業而耕」とあるが、兄乃莊も本文で述べたように死去の時「家貧、室如懸磬」と伝えられており、弟乃衛(周禎)も列伝に「折爨後、独養父母、甘脆必具、喪葬不以累而兄(乃莊・乃雄)、雖負巨債弗恤也」とあり、三兄弟いずれも富裕ではなかったようである。
- 64 『統志』卷七 節婦表 王氏二十八人
- 65 『県志』卷一八 氏族表二、卷一六 九二才 李邦珍、卷八 李榮桂、卷四 李榮桂墓、卷九 李煌、卷一〇 李枝茂、卷九 李枝發、卷一三 李德聰、卷九 李承誥、卷一四 徐鍾瑩妻李氏、卷二四 李德恆、卷一五 李文炳妻戢氏、卷一五 李文泰妻魏氏、卷一五 李文察妻蔣氏、卷一五 李文柱妻鄧氏、卷一〇 李文華
- 66 『県志』卷八 李榮桂
- 67 咸豐『州志』卷七 人物志 宦蹟には、「李揚先、由吏員、初官典史、以教匪平奉文辦軍餉奏銷卓異、擢陞知県、旋遷知府」と記されている。

李榮桂（揚先）の輩行⑦は、氏族表では、揚先・問先・玉先・光先等いずれも先の字を共通にしている。乾隆『州志』の「捐刻姓氏」の中で、李氏第一支第七世に属すると思われる人物は、姓名から推測する限りでは、郷耆李耀先にとどまるようである。

68 乾隆『州志』の「捐刻姓氏」には、職員袁汝孝 董事・一六〇〇文、国学袁汝忠の名が見出される。

69 『県志』卷九 李承誥

70 『県志』卷一五 賢母 李文泰妻魏氏には、「文泰庠生、氏年三十余、夫歿、……中略……、氏夫本簪纓門第、析産後、歳入僅足供用、而無余積、氏以隻手操持自理農業、勤儉經營井井有条、不数年家計漸豊、置業一所、氏以郷居折師不易移城、数年又恐為綸易染浮奢屢遷屢費、經濟無虧、……」とある。

71 『県志』卷一三 蔣先声、(中) 六八頁 蘆葭橋 蔣先声の項

72 『県志』卷一三 駝三超、(中) 七三頁 草池堰 駝三超の項

73 周開慶『民国川事紀要』（四川文献研究社、一九七四年）三四・五頁

74 『県志』卷二四 補遺 選舉表二

75 『県志』卷二三 編年扁 紀事 民国四年

76 『統志』卷二 輿地篇 名勝 公園 泉城公園 附孫守正（前任県知事）自撰李勲華先生解冤碑記

77 『県志』卷二八 氏族表二 魏氏第一支、卷一六 五世同堂 魏守信妻華氏、卷二二 王敬恭、卷四 王敬恭墓、咸豊『州志』卷九 魏采模妻鄧氏、卷一三 魏玉、続・卷九 魏廷章妻傅氏、卷一五 李文泰妻魏氏、卷一五 鄧熒廷妻魏氏、卷一五 曾桂林女、卷一五 魏邦永妻陳氏、卷一四 魏邦才妻王氏、卷一五 魏徳銓妻鄺氏、

78 『県志』卷一三 魏玉

79 咸豊『州志』卷九 寿婦

80 『県志』卷一二 王敬恭、卷四 輿地篇 塋域 王敬恭墓 附王昺（官山西平安知県）撰王公儉讓墓志

81 (中) 五四頁 泉城 曾範才・国才の項

82 (上) 六六頁・七五頁・註134、(中) 九五頁・註224・225

83 (上) 六七頁・七五頁・註137、(中) 七五頁・註127・128

84 (上) 六八頁・七四頁・七五頁・註138、(中) 九三頁・註216

85 (上) 六八頁・七五頁・註140、(中) 一〇八頁・註294・295

86 『県志』卷一〇 吳鴻典、卷四 輿地篇 塋域 副榜 吳鴻典墓 附民国曾国才撰吳君從五暨配謝孺人墓誌銘

- 87 (上) 六六頁・七五頁・註133、
- 88 『県志』卷一八 氏族表二 鄢氏第五支、卷一六 八二才 鄢迎登妻萬氏、卷一〇 鄢国瑜、卷四 鄢国瑜墓、卷一〇 鄢炳麟、卷四 鄢炳麟墓、卷九 鄢炳煥、卷四 鄢炳煥墓、卷四 李仙芝墓、卷一四 傅応品妻鄢氏、卷一四 鄢成均妻傅氏、続・卷七 鄢成均妻傅氏、卷一四 馮増信妻鄢氏、卷一四 鄢成哲妻夏氏、続・卷七 鄢成哲妻夏氏、卷一四 鄢鳴謙妻鄢氏、卷九 鄢鳴煦、卷四 鄢鳴煦墓、卷一五 鄢鳴岐妻劉氏・子瑩堂妻毛氏・泗堂妻謝氏、卷一四 鄢鳴鶴妻徐氏、卷一四 鄢鳴玉妻徐氏、続・卷二 傅于冕墓、卷一四 鄢鳴皋妻夏氏、続・卷七 鄢鳴皋妻夏氏、卷一四 鄢举堂妻周氏、続・卷六 鄢瑞堂、卷一四 鄢全堂妻樊氏、卷八 鄢淮洲、卷一五 鄢学品妻陳氏
- 89 鄢姓の人物で、乾隆『州志』の「捐刻姓氏」醜金者に名を列ねているのは、鄢氏第三支九世の庠生宗明(四〇〇〇文)、同十世の貢生兆図(三二〇〇文・董事)・監生兆瓊(二両)・監生兆濟(二両)・監生兆伸(一五〇〇文・董事)、第三支あるいは同門の第四支いずれかに属したと思われる監生兆康(一六〇〇文)・監生兆淳(二二〇〇文)、および所属不明の監生鄢維聰(二〇〇〇文)の八名である。なお、董事は上記二名のほか、第三支の廩生兆珩・庠生兆統、および所属不明の監生世勲の五名である。
- 90 (上) 三七頁 举人李仙芝の項
- 91 『県志』卷九 鄢鳴煦
- 92 (上) 四一頁 举人馮允謙の項
- 93 (中) 七九頁 董家埂 陳先培の項
- 94 『県志』卷一五 士女篇 節婦 鄢鳴岐妻劉氏、『県志』卷二四 補遺 官師篇 職任表、同卷士女篇 宦蹟表二。鄢鳴岐の妻劉氏は、節婦伝には、「劉氏、光容女、監生廷均女兄、局長存謙姑」と記されている。本文に後述する劉氏第一〇支の陸軍檢察使劉存厚の父は武举人声揚(廷輔)で、祖父は耀春(光漢)であり、祖父の兄弟もしくは堂兄弟にあたる人物に武生光蓉がいる。この光蓉と光容は同一人物である可能性が大きい、かりに同一人物ではなかったにしても、劉光容・廷均・存謙と三世代にわたって、光・廷・存と各世代それぞれ同じ一字を劉氏第一〇支の人物と共通に使用していることから考えて、劉光容らは劉氏第一〇支の族人ではないか、と思われる。劉氏第一〇支の氏族表には、光容・監生廷均・局長存謙の名は記されていないが、劉存謙が県糖税局長であったことも、『県志』卷六の官師篇職任表、卷七の士女篇宦蹟表三ではなく、卷二四 補遺の職任表・宦蹟表二に追加して補充記載されたものであることから考えて、記載洩れではなからうか。
- 95 『県志』卷一八 氏族表二 周氏第七支、卷一六 八一才 周正鼎、卷一二 周鴻禧、卷一二 周継濂、卷一〇 周継繡、卷九 周継璋、卷九 周継玲、卷一一 周召南、卷一四 周士達妻黃氏、卷九 周士德、卷九 周士行、卷一一 周開伝、卷一五

- 周開伝妻陳氏、卷一一 周樹棠、卷一二 周燮陽、卷一四 李忠耀妻周氏、卷一五 周紹廣妻袁氏、卷一四 周紹伋妻賀氏
- 96 『県志』卷一二 周鴻禧 附周維翰讓周公吉元行状
- 97 『県志』卷一二 周鴻禧
- 98 『県志』卷一二 周繼濂 附唐祝三讓周公繼濂行状
- 99 『県志』卷九 周繼章 附陳治安讓周公玉堂行状
- 100 周姓の人物で、乾隆『州志』の「捐刻姓氏」醜金者に名を列ねているのは、周氏第六支三世の挙人周維翰（一〇〇〇文）・業儒維新（一六〇〇文、維翰の兄）、第二支七世の庠生宗隆（一五〇〇文）のほか、所属不明の監生継宗（一両二錢）・之仁（一両）・業儒子俊（二二〇〇文）・其豊（一〇〇〇文）の七名である。監生周継宗と周氏第七支周鴻禧の六子継濂・継廣・継文・監生継繡・継璋・庠生継玲との関係は不明である。
- 101 『県志』卷一二 周鴻禧
- 102 『統志』卷五 周俊有
- 103 『県志』卷一〇 周繼繡、及び同附陳治安讓周公朝勳行状
- 104 『県志』卷九 周繼章、及び同附陳治安讓周公玉堂行状
- 105 『県志』卷一一 周召南
- 106 『県志』卷一一 周樹棠。なお劉兆瓊『清代科挙』（東大図書公司、一九七七年）の第四章 学政・教官、第二節 教官には、「各府・州・県学官皆設教官、府学曰教授、州学曰学正、県学曰教諭、官称儒学正堂、每学設副一人曰訓導」（二四頁）とあるが、『県志』・『統志』の宦蹟表 教授・学正・教諭及び訓導の項いずれにも周開崧（樹棠）の名は記されていない。
- 107 『県志』卷一二 周開伝 附周藻侯讓皇考維屏公伝
- 108 『県志』卷一二 周燮陽
- 109 『県志』卷一二 周燮陽 附民国方旭讓周燮陽伝
- 110 『県志』卷一二 周燮陽 附民国方旭讓周燮陽伝
- 111 『四川經濟月刊』（第六卷第三期、一九三六年九月）
- 112 『県志』卷一七 氏族表一 汪氏第七支、『統志』卷一〇 氏族表 汪氏第一二支、卷一六 八二才 汪超先妻胡氏、卷一四 汪超先妻毛氏、卷一六 八九才 汪受先妻喬氏、卷一一 汪良、卷一四 汪現泉妻張氏、続・卷九 八〇才 汪毓宗妻謝氏、卷一四 陶隆昌妻汪氏、卷一一 汪恕、卷九 汪朝芳、卷四 汪朝芳墓、卷一五 汪朝芳妻陶氏、続・卷四 汪朝熙、続・卷六

- 汪成光、続・卷八 汪成光妻鄺氏、卷九 汪文翰、卷一一 汪文瀾、卷一四 汪盛昌妻馬氏・子維紀妻李氏、卷九 汪会昌、続・卷八 汪会昌妻冷氏、卷一四 汪応蒸妻方氏、続・卷八 汪文奎女、続・卷八 汪応辰妻鄭氏、卷一一 胡光基、続・卷六 汪均福、続・卷八 汪均福妻王氏、汪応宏妻蘇氏、続・卷七 毛其炳妻汪氏、続・卷八 汪維周妻鄭氏
- 113 『県志』卷九 汪朝芳
- 114 『統志』卷四 汪朝熙
- 115 『県志』卷一一 汪良
- 116 『県志』卷一一 汪良
- 117 『県志』卷一一 汪恕
- 118 『県志』卷一一 汪恕
- 119 『県志』卷一七 氏族表一 汪氏十二支
- 120 『統志』卷六 胡世亨
- 121 『県志』卷一七 氏族表一 汪氏第一支・第二支・第三支、『統志』卷一〇 氏族表 汪氏第一支・第二支・第三支、続・卷九 八一才 汪九驚妻胡氏、卷一六 八六才 汪登先妻徐氏、卷一四 毛凌霄妻汪氏、卷一〇 汪為霖、卷四 汪為霖墓、卷一五 王必恭妻汪氏、続・卷六 汪潮源、卷一三 汪漱芳、卷四 汪漱芳墓。『簡陽県詩文存』卷六 汪漱芳「劉氏天井壩阡記」。
- 卷一一 汪秉忠、卷一五 陳以鑣妻汪氏、卷一六 八一才 王榮旺、卷一四 汪炳儀妻譚氏、続・卷九 駝爾培妻汪氏、卷一三 王士元、卷一一 汪寓珊、卷九 汪寓珽、続・卷七 汪寓瓊妻何氏、汪基深妻李氏、続・卷六 応克誠、続・卷五 汪基緒、続・卷四 汪基先、卷一四 汪榮妻方氏、汪鍾漢妻李氏、卷九 汪鍾珽、卷一五 汪鍾漢妻胡氏、続・卷六 汪鍾楹、続・卷四 汪鍾采、続・卷二 胡光基妻周氏墓、続・卷五 汪全貴、卷一〇 汪全孝、卷一六 八五才 汪全孝、続・卷四 汪品光、卷一一 汪夢齡、続・卷五 汪文斗、続・卷九 汪瑞凶妻毛氏、続・卷二 汪瑞凶妻毛氏墓、続・卷五 汪景鍾、続・卷二 汪景鍾墓、卷一六 八一才 徐光烈、卷一三 汪鼎元、卷四 汪鼎元墓、卷一一 汪啓元、続・卷六 汪永恒、卷一一 汪克光、卷一一 汪世霖、続・卷九 汪世霖妻辜氏、卷八 汪克瑩、卷一五 汪治妻劉氏、続・卷八 汪如有妻陳氏、続・卷七 汪履篤妻劉氏、卷九 田盛禾、卷一四 劉占元妻汪氏、続・卷七 劉占元妻汪氏、卷一四 汪基厚妻徐氏。汪氏一門は大族であり、とくに第一支の場合、第一四世一代をとってみても、為漣ら廩貢三名、清源ら庠生二名、泉源ら貢生三名、為源ら監生二二名、凌霄ら武生一三名が氏族表に列挙されており、第XIII図に示したのは、世代のつながりをたどりうるものを基軸にして、世代のつながりをたどりえないものを多くを省略したものであり、この一連の附図の中でも、とりわけ部分的な不完全なものである。

- 122 a (上) 四三頁 挙人胡仁至の項、(中) 七二頁 草池堰 胡忠閔の項、
- 122 b 後註162にあげた事例(30)に示されているように、⑩応克誠の高祖⑪鍾桂・曾祖⑫繼謨は、乾隆年間、「家世微、……経営農商、是時当清中葉紅花盛行、……力勤種植兼營貿易」とあるように農耕に従事、商品作物紅花を生産するかたわら紅花貿易にも従事して産をなした人物であり、父⑬文彬は武挙人劉声揚(陸軍検査使劉存厚父)の姑を娶っている。
- 123 『統志』巻六 汪潮元
- 124 (中) 七三頁 草池堰 徐有文の項、
- 125 『県志』巻一八 氏族表二 劉氏第九支、『統志』巻一〇 氏族表 劉氏第四支、巻一六 九二才 劉氏、巻一四 劉占元妻汪氏、続・巻七 劉占元妻汪氏、巻一二 劉復元、巻四 劉復元墓、巻一五 劉復元妻李氏、続・巻六 劉肇康、巻一四 陶天璵妻劉氏、続・巻七 陶天璵妻劉氏、巻一四 劉嗣琦妻馮氏、劉玉瑞妻施氏、巻一四 李申齡妻劉氏、巻一四 劉嗣安妻陶氏、続・巻四 劉孝宗、続・巻七 汪履篤妻劉氏、
- 126 (上) 三六頁 挙人劉瓊文の項
- 127 乾隆『州志』の「捐括姓氏」には、衛千綵劉志元と連名で銅錢一〇〇〇文を醸出している生員劉超元と、一人で一五〇〇文を醸出している廩生劉超元との二名の劉超元の名が記されている。劉氏第一〇支六世劉超元は、氏族表によれば後に教授になっており、民国『合江県志』(一九二九年) 巻三 教育にも廩貢劉超元(簡州)が嘉慶一〇年(1805)合江教諭になったと記されているので、後者の廩生劉超元を、劉氏第一〇支六世劉超元と同一人物とみなした。巻七 宦蹟表一 教授 劉超元の項参照。
- 128 『県志』巻四 瑩域 劉瀛楠墓 附汪菊田讓劉翁海峯墓誌銘
- 129 前註128、『県志』巻一〇 劉瀛楠。乾隆『州志』巻五 士女志 節婦。咸豐『州志』巻九 節孝。巻一四 節婦表 傅增倬妻汪氏。
- 130 『県志』巻一二 劉耀春
- 131 『県志』巻四 瑩域 武挙劉声揚墓、附王寿讓劉公翊卿墓誌銘
- 132 『統志』巻一〇 氏族表、劉氏第四支(『県志』氏族表 劉氏第九支補正)には、「正恵、榜名長治、庠生、前志云武生、未詳」と記されている。
- 133 『県志』巻一二 劉復元、『県志』巻四 瑩域 武挙劉復元墓、附汪炳星讓劉公太初墓誌銘
- 134 『統志』巻六 劉肇康
- 135 (上) 四一頁 挙人馮允謙の項
- 136 (上) 四四頁 挙人施彩章の項

- 137 「中国同盟会成立初期四川籍會員名冊」(『革命文獻』二、所収。周開慶『四川与辛亥革命』四川文獻研究社、一九六四年、四一頁にも転載)
- 138 『県志』卷二 輿地篇 交通 橋 県北 万安橋、および同附采訪冊重修万安橋記
- 139 『県志』卷一八 氏族表二 李氏第一七支、卷一六 八五才 李富全、卷一二 李思成、卷九 李忠耀、卷一四 李忠耀妻周氏、卷一一 李鴻儀、卷一一 李忠炳、卷一五 李忠炳妻傅氏
- 140 『県志』卷一一 李鴻儀、附王周禎讓李公静亭伝
- 141 『県志』卷四 瑩域 李忠炳墓、附江鎮清讓李靈江先生墓志銘
- 142 『県志』卷一一 李忠炳、附江鎮清讓李公靈江伝
- 143 『県志』卷九 李忠耀、附周藻侯讓李星垣先生行状
- 144 『県志』卷一一 李鴻儀、附王周禎讓李公静亭伝
- 145 前註 144
- 146 前註 141・142
- 147 『県志』卷六 官師篇 循良 呂鴻文、
- 呂鴻文は、光緒三十四年(1908)に簡州知州として着任した張焜の後任として同年着任、翌宣統元年(1909)には、知州阮開発と交代している。「糖捐激変」と知州張焜・呂鴻文・阮開発三人の目まぐるしい交代との関連は不明である。その後、呂鴻文は、辛亥革命直後の民国元年から三年にかけて簡州知州・簡陽県知事に迎えられる。清末民国期の簡陽県の実力者(郷村支配者層)とは友好的な関係にあったものと思われる。前掲循良伝には、「民国元年又任(簡州知州)、時際改革刮盜猖獗、公嚴飭團保、疊捕首惡斬之、用刑雖或有失当処、境内卒頼以粗安、二年簡州改県、復任知事、」とあり、「盜」の鎮圧に猛威を振っている。
- 148 『県志』卷一七 氏族表一 王氏第三支、卷一二 王生德、続・卷二 王生德墓、卷一二 王士、続・卷二 王道興墓、卷一三 楊子江
- 149 『県志』卷一二 王士、附民国王楷讓王公書田伝
- 150 『県志』卷一二 王士
- 151 『県志』卷一二 王生德
- 152 『続志』卷二 瑩域 王生德墓 附曾国才撰王翁生德墓誌銘

153 『統志』卷二 塋域 王道興墓 附曾国才讓王公道興墓志
 154 前註 153

155 『県志』卷一八 氏族表二 傅氏第一六支、卷一二 傅光輝、卷一六 八〇才 傅光輝、続・卷九 傅光輝妻朱氏、卷一四 都成輝妻傅氏、続・卷四 傅于冕、続・卷二 傅于冕墓、卷八 傅宗燮

156 (中) 九九頁 周家場 傅光輝・光福の項に③父鍾峯 監生とある監生は竄入。(上) 六九頁 県會議員傅于広の項には、③祖 鍾峯としている。(中) の下書原稿を紛失したため、監生の字がここに加わった経過を確認できないのであるが、傅光輝・光福・于冕・宗熙・宗燮・于広の項、同註247―251にあげた史料による限りでは、鍾峯を監生としたものはない。傅鍾峯・光輝らの友人・師弟らの列伝等についての再検討を早急に行いたいと考えている。

157 『統志』卷二 塋域 傅于冕墓 附方旭撰傅君藻廷墓表

158 『県志』卷一七 氏族表一 陶氏第一支、卷一〇 陶茂輝、卷二六 九二才 陶茂榮妻陳氏、卷一五 陶茂輝妻李氏、卷一〇 陶必昌、卷一四 陶隆昌妻汪氏、陶選昌妻鄧氏、陶繁昌妻傅氏、卷九 陶天錫、卷四 陶天錫墓、卷一五 汪朝芳妻陶氏、卷一四 陶天環妻劉氏、続・卷七 陶天環妻劉氏、卷四 傅良弼墓、卷一四 陶厚楫妻戢氏、卷一四 劉嗣安妻陶氏、卷一五 徐輝勲妻陶氏、続・卷九 徐輝勲妻陶氏、続・卷八 李弼臣(兆齡)妻陶氏、卷一四 陶瑞麟妻応氏

159 『県志』卷四 塋域 陶天錫墓 附民国劉貞安撰陶君瑞亭墓誌銘

160 『県志』卷一〇 陶必昌

161 (中) 八八頁 玉成橋 李堃の項、(上) 五九頁 州會議員李維樑の項

162 以下に列挙した事例の中、(1)黄雲亮の場合は雍正年間に属しているが、その他の事例は乾隆年間(一八世紀中葉)以降、とりわけ一九世紀中葉以降に属するものが多いようである。

(1) 「黄雲亮、字雪村、簡南新市舗人、父宏琳、粵東永安籍、雍正初入川、農耕小販、数年積貲回粵、攜家来簡居焉、」(『県志』卷九 黄雲亮伝、以下卷九 黄雲亮の如くに省略)「八附汪漱芳代讓雪村老人自述」老人姓黄氏、名雲亮、字雪村、先世広東永安県人、祖諱子仁、生諸父五人、家貧甚、父玉成公、年二十余、旅食西川、身親農作、積備値之羨、余作小商販、以权什一之利、如是数年、稍有余貲、束装南旋、偕母氏奉先祖母来川、佃田耕作、播遷無常、備嘗艱苦、以免於寒饑、……中略……、老人席父業、以勤儉治其家、久之買田於簡州南関外龍橋鋪近地、至今居焉、」(卷九 黄雲亮附)

「黄其璋妻李氏、瓊泮女、八附胡仁至讓黄母李老孺人行述」厥後六大房分鬻、琢堂公(黄其璋、字琢堂、父雲亮)課耕課読之余、時出貿易、以家政委孺人、贊理数処、耕作奔走、偕来不辭瘁、内助有功、用是積余貲置産業、」(卷一五 黄其璋妻李氏)

- 黄雲亮（1—2）の曾孫⑤紹瀛は副榜（1859）・学正、⑤紹桂は歳貢、⑤紹宗は監生・安養総保・按経歴（虚衡）、⑤紹恒は歳貢・安養総保・石橋高小校長である。（中）九七・八頁 養馬河 黄紹宗・紹恒の項
- (2) 「李現秀、乾隆時簡州人、……中略……、現秀販売落花生起家、買田百畝、從此以善伝家、三孫皆举人、至今富足、」（卷九 李現秀）
- (3) 「八附采訪冊劉公沢举伝、公諱沢举、字仕元、既明公季子也、既明公末年家中落、遺田僅二十畝、而負債且数百金、公念父春秋高、而昆亦早逝、年十六、因廢学、督諸傭、力耕閒、亦逐什一之利、公性勤儉、又兼有心計、由是貨日殖、久之称殷富焉、」（卷九 劉沢举、5—15）沢举の子灼は鎮子場の人で、附貢。咸豊末、捐輸局局董、団総を歴任している。（中）九三・四頁、鎮子場 劉敬修・靖・灼・国光の項、
- (4) 「胡成高、簡西石板凳人、父文光、母氏湯、生子四、成高其季也、父卒時成高甫五齡、家赤貧、少即出外為傭、以值養母、……中略……、及婦昆季析居、僅贖錢十二千、農商並務、」（卷九 胡成高、10—4）
- (5) 「王正和、号柳溪、簡南雷堰坪人、……中略……、析産後、由耕而商、家漸饒裕、」（卷九 王正和）
- (6) 「謝朝元、字元興、簡西毛家場人、父子癸、母氏陳、家素貧、朝元少聰慧、入塾四年、即棄学、婦耕兼謀商販、漸有余貲、」（卷九 謝朝元、7—3）
曾孫宗材は国学専門学校在学、義材は簡陽中学卒。
- (7) 「胡曰嵩、簡西瓦子舖人、……中略……、棄儒而耕、十余年家漸贏足、俯仰皆資之、……中略……、乃變計貿易紅花、与南商交易、」（卷一〇 胡曰嵩、3—7）、
- 孫⑨弥寿は庠生で咸豊『州志』監理局務。なお、血縁關係を明らかにしえないが⑩正恒が川軍第七師二十六団団長に、また⑫錫璋は清末、早稲田大学を卒業、錫朋は成都聯合県立中学と四川速成師範学校を卒業している。
- (8) 「楊維国、簡東湧泉寺人、幼失怙恃、家貧牧傭、事兄友愛、分析後、維国業農商致富、……中略……、歷辦公務、街郷俱仰其公正、」（卷一〇 楊維国）
- (9) 「楊鴻鑫、簡東踏水橋人、生平以農賈起家、」（卷一〇 楊鴻鑫）
子定国は、北京大学卒業、成都・重慶両地方審判庁長を歴任。氏族表にこの楊氏は記載されておらず、四川省長楊庶堪の選述した「楊翁鴻鑫伝」（列伝に附記）にも先祖の記述はなく、楊鴻鑫の代に起家した、由緒ある先祖をもため新興の階層に属すると思われる。
- (10) 「曾茂材、字文光、簡東普安保人、清宣統己酉恩貢、父思桂、母鍾氏事詳孝婦、兄懷漢、年十八、廢書經理家政兼貿易、最茂

材与諸弟勤学、己独任一切劳苦、」(卷一〇 曾茂材、7—6)

曾茂材の父思桂は処士、子進璜は成都聯合県立中学卒、教育委员会主任。『統志』採訪。弟進琦は簡陽中学卒。

(11) 「曾允中、簡北鎮子場人、……中略……、旋因家務紛紜改業商農、」(卷一二 曾允中、4—6)

「(曾允中) 因家務紛紜、未卒業、即於受室之年学為商、獲利無算、且為農、家有余粟、事親以孝聞、……中略……、四子耕田之余且兼貿易、努力苦心、不敢怠惰、及公辞世、買田數百畝、雖賴子之賢、實則公之力也、」(卷四 曾允中墓 附劉象清(举人・1859) 譚「曾允中墓誌」)

曾允中(4—6)の子庠生崇珖は夫馬・津貼局士・鎮子場保正を歴任。孫廩生廷棟は臨時省議會議員・県団練局長。(上) 六六頁 省議會議員曾廷棟の項、(中) 九五頁 鎮子場 曾崇珖・廷棟の項

(12) 「譚三春、簡北赤水鋪人、家素貧、勤耕貿易積數千金、」(卷一二 譚三春)

(13) 「鄭世源、簡北周家場人、……中略……、世源家僅中貲而樂善不倦、農暇興宣講於鄉村、……中略……、妻張氏因世源好施与以致質遷多折閱、每出私蓄為補其缺、子五、瀛洲民国任県佐、国武任司令、」(卷一二 鄭世源・3—4)

(14) 「毛于莘妻胡氏、年二十四、夫故乏嗣、家尤貧甚、撫夫兄廩生于鴻子鶴泰承繼、……中略……、(鶴泰) 稍長、則力耕以資菽水、旋兼經商、家漸小康、」(卷一五 毛于莘妻胡氏)

毛于莘(8—10)の曾孫⑬德如は咸豐年間「奉檄練団、捍衛桑梓」。玄孫⑭詩詠は庠生、五世孫⑮盛典は簡陽中学卒。(中) 九六頁 石橋井 毛德如の項。

(15) 「鄔永慶妻刁氏、金堂人世樑女、十九于婦、越九載而夫歿、遺子二繼伝・繼儀、女一、次子甫歲余、家甚貧、……中略……、同治初、連歲饑饉、米珠薪桂、氏与夫弟分析、僅得田一畝屋一椽、……中略……、及二子成立、業耕服買、」(卷一五 鄔永慶妻刁氏、鄔永慶・1—5)

(16) 「萬大貴、字貴山、……中略……、未幾以家貧故廢学營商、每至一処、不問品物低昂、惟市家中所無、以為養親之計、及父母先後即世、無財具棺槨、大貴售田為送死費、人咸以孝称之、」(卷二四 萬大貴、1—14・補1—14)

「萬大貴妻方氏、仕萬次女、大貴事詳孝友、氏十六于婦、祖翁星成・祖姑汪氏及翁賢章・姑吳氏咸在堂、氏上奉兩世均能得其歡心、姑氏理家政、氏左右勸贊、昼服耕耘、夜動紡織、事無巨細、井井有条」(卷二四 萬大貴妻方氏)

(17) 「謝復英 簡西蓮花堰人、高祖予選另有伝、復英兄四弟一、年十六時分炊、得薄田二畝、与老母幼弟同居、初為小本貿易、旋販針線於建昌、資漸充裕、時長兄棄世、其二兄三兄家業失尽、凡贍家鞠幼胥復英一身肩之、後借二夥販運白蠟虫赴建昌、」(卷二四 謝復英、8—3)

- (18) 「胡軻尚、簡北三星場人、原籍廣東長樂、父成鏞、母賴氏、生子八人、軻尚其季也、清乾隆初、偕七兄參尚來簡、居族兄安尚家、貿易傭工以為生計、後由勤儉積有微貲、始佃業耕種、」(『統志』卷四 胡軻尚(統4-3)、以下、統·卷四 胡軻尚と略記)
- (19) 「魏吉康、簡西海螺河人、原籍廣東長樂、……中略……、少家貧不能就學、為人牧傭、年十六、聞川中地庖人稀可謀生計、因告於父文盛、隻身至簡東江南鋪、貿易甫一載、即將余金攜回養親、復至簡、貿易兼以耕種、……中略……、以乾隆癸卯卒、享年七十、」(統·卷四 魏吉康)
- 魏吉康(2-2、統2-2)の子庠生光燾は乾隆『州志』に捐銀一兩。
- (20) 「傅懷才、簡西石堰場人、……中略……、薄有田產而子女皆幼、懷才業耕贍家、又經商、為祖父備旨甘、……中略……、子春廷、少窮困不堪、長由經商致富、」(統·卷四 傅懷才、統1-11。3-11)
- (21) 「周清洪、簡東禾豐場人、十二失怙、家貧、未嘗讀書、……中略……、少長與人牧、暇則織履、所獲余息歲暮攜歸深得母歡、後習負販、不數載獲贏余數百金、遂設肆於本場、更以余資為兄弟稼穡計、」(統·卷四 周清洪、9-2)
- (22) 「魯繼植、字東山、先世自湘遷蜀、家於簡東、世業農、祖三玉讀書文能、試輒不利、勤於教授、人爭聘之、父奇觀年老、以課徒過勞病痿痺、……中略……、繼植十余歲即佐父治家、僅薄產數畝、兼賃數百里外、冀資生計、……中略……、二子文焯清庠生、後見知於川臬江公授書記官、檄委高等審判庁録事、」(統·卷四 魯繼植、統1-3)
- (23) 「甘永祥、簡南官斗山人、讀書過目成誦、因家貧廢學從事小貿、早出暮歸、年余獲利頗厚、……中略……、民國十年自言死月日時、至期果逝、壽九十歲、」(統·卷四 甘永祥)
- (24) 「周國興、字勃然、派名維欽、簡西草池堰人、父先泰、性拙樸忠厚、母傅氏、生子四人、國興其長也、年十二、即奉母命入市交易、耕余間習弓矢、弱冠后入武庠、……中略……、嘗充本場里正、清光緒壬寅歲旱、飢民滿道、其勢洶洶、國興商諸紳士力籌賑濟、一方得以安靖、」(統·卷四 周國興、5-7)
- (中) 七三頁 草池堰 周國興の項。
- (25) 「湯錫初、号海泉、簡東湯家溝人、祖三徵、事詳前志忠義、錫初幼因家貧廢讀、長事農商、」(統·卷五 湯錫初、統1-8)
- 湯錫初の子沢生は四川公立法政学校を卒業後、大足・内江県承審員を歴任。(中)一〇七頁、平息保 湯三徵の項
- (26) 「周維叔、字紹芳、簡東禾豐場人、……中略……、經理建設公立学校・周氏宗祠、尽心竭力、……中略……、平生以耕讀貿易為本、」(統·卷五 周維叔、9-4)
- (27) 「李永芳、字裕興、簡西廻龍場人、少因貧廢學改業農商、……中略……、晚家小康、尤好施濟、鄉曲糾紛、得永芳一言立解、」(統·卷五 李永芳、統6-10 ?)

- (28) 「何盛才、字清海、簡東胡家場人、幼家貧艱於学、……中略……、後由農工起家、」(統・卷六 何盛才)
- (29) 「張国鳳、簡東湧泉寺人、生而穎異、性剛方正直、幼曾出就外傳、涉獵經史、旋承家政、業農並貿易会龍場、」(統・卷六 張国鳳、統8-6)
- (30) 「応鍾桂、一名員、簡南石板凳人、……中略……、鍾桂賦性剛正有智略、讀書聰慧、少孤、家世微、母劉氏治家嚴、因而廢学經營農商、是時当清中葉紅花盛行、鍾桂多機辨識時務、力勤種植兼營貿易、億則屢中、獲利倍蓰、以此致富、……中略……、子繼謨、另有伝」(統・卷六 応鍾桂)
- 「応繼謨、簡南石板凳人、父鍾桂、……中略……、少習弓馬、屢試不第、因廢武而講農商、偕父貿易紅花、奔走獲利、卒能広置田園、晚年不問家事、好排難解紛、」(統・卷六 応繼謨)
- 応鍾桂(1-12、統1-12)の母劉氏は、乾隆四三年(1778)八四才で歿しており、応鍾桂が農業(紅花の種植)に従事するかたわら紅花を販売、産をなしたのは、一八世紀中葉以降のことと思われる。鍾桂の子が⑬繼謨であり、繼謨の孫⑭文彬は武挙人・1889劉声揚(陸軍檢察使劉存厚父)姑を娶り、曾孫⑯克誠(父文彬)は拔貢・1873で、挙人・1832汪寓珽の女を娶っている。玄孫⑰鳴珂(父克誠)は廩生で『県志』採訪を担当している。
- (31) 「応登榮、字向廷、簡南石板凳人、性剛直好讀書、因貧廢学、常引以為恨、身雖務農經商、有暇則將四子六經及朱子家訓温習玩味、……中略……、子致中、中学畢業、民国以来歴任校長及師部書記、現任本県督学、」(統・卷六 応登榮、統1-17)
- (32) 「賀起穀、字元善、簡南江源場人、幼讀書、聰慧異常、習帖括業、州孝廉李仙芝常器許之、嗣以兄天弟幼遂出外学計然策、後念父衰老、卜居隴畝、一切耕耘皆身任之、……中略……、以光緒戊寅卒、時年八十、孫方樹、清歲貢」(統・卷六 賀起穀)
- (33) 「汪永恒、字成山、簡西龍雲寺人、兄弟析居時、僅土田十余畝而租金已重、永恒卒以貿易起家、贖回祖業、」(統・卷六 汪永恒、3-7、統3-7)
- (34) 「袁嘉賓、派名大晏、字馨廷、簡西龍雲寺人、清監生、性鯁直守正不阿、以農商起家、……中略……、充本場里正数載、辦團嚴慎、盜匪不敢入境、居民悉頼以安、……中略……、子四、光明・光炳・光海・光訓一名紹安法政畢業、」(統・卷六 袁嘉賓、12-7)
- (35) 「施樹寛、簡東施家壩人、……中略……、少貧、業農兼作紅花生理、適運花上州、住大有花行、……」(統・卷六 施樹寛、1-13、統1-13)
- (36) 「嚴汝宗妻張氏、十七于歸、生子其昌・其春、夫故、家極貧苦、事翁姑孝、撫子成立、耕賈為業」(統・卷七 嚴汝宗妻張氏)
- (37) 「賀道序妻曾氏、金堂挙人(1876)茂林女、翁桂林清庠生、氏年二十八夫没、事翁姑以孝聞、氏現年逾六十、子学榮務農、

學鑑經商、皆克肖、氏之得報皆苦節所致也。」(統·卷七 賀道序妻曾氏)

(38) 「陳宗鳳妻向氏、明東女兒、性急心慈、于歸後、宗鳳在外經商、佃業數處、皆賴氏往來經理、厥後家已小康。」(統·卷九 陳宗鳳妻向氏、統8-3)

(39) 「汪學輝妻查氏、……中略……、由是夫婦勤紡績習農桑、以圃業為要務、居近廛市銷售最易、氏每日鷄鳴浣洗蔬菜、雖隆冬嚴寒或至鑿冰出水不改其常、囑夫晨赴鄰場出賣、其夫肩挑數十里、至彼處、尚未開柵者恒多、卒能置產數百畝、遂厥初心」(統·卷九 汪學輝妻查氏、2-4·統2-4)

(40) 「傳于貴妻李氏、及笄于歸、夫性好讀書通文字、家貧甚、每戰童軍、氏典鬻釵環為夫作費、屢試未售、生計愈蹙糠不給、年三十九(夫)卒、……中略……、子占萬、三歲失怙、十六而母卒、繼而兄弟分炊、娶妻蕭氏、兼業農商、……中略……、占萬卒致家小康、……中略……、曾孫德庸、師範畢業」(統·卷九 傳于貴妻李氏、3-9·統1-12)

163 「紅花 州花染采其朱孔陽、甲於河南川北等處、近來花多贗偽、其色遂減、計惟去偽存真、可復當年土產之盛」(乾隆『州志』卷三 食貨志 土產)

「紅花 州花染采鮮艷異常、甲於河南川北等處」(咸豐『州志』卷二 食貨志 土產)

「州產紅花最盛、自咸同以來競尚洋紅、種者遂稀矣」(光緒『州志』卷上 食貨志 土產)

「紅花 ……中略……、傳氏鄉土志稿云、……中略……、光緒以前、采花淘淨碾爛作類以為染料、遠商雲集、歲擅其利、故花偏畦隴、自洋紅出、因其色廉遂為所奪、種者百之一二、僅供藥品、然鮮花艷發經久不變、洋紅固不及焉、」(『具志』卷一九 食貨篇 土產)

「紅花 自洋紅出、種者百之一二、歲出四百余斤、外境買作藥品」(『具志』卷一九 食貨篇 土產 運出)

164 「棉花 州屬多種紅花、今則漸種棉、始知其利倍於紅花矣」(乾隆『州志』卷三 食貨志 土產)

「棉花 州產最夥、有黃白二種、皆草本」(咸豐『州志』卷二 食貨志 土產)

「木棉 ……中略……、再按采訪冊、木棉、具境惟大山間有之、凡種者皆草本、名曰棉花、草池堰·禾豐場·三岔壩·石橋·踏水橋等場為最饒、若絲頭之綿泡顏色之發艷、尤以草池堰產者為優。附棉紗、棉布用棉花紡紗織造成者、白為土花布、黃為紫花布、又有用洋紗為經、土紗為緯者、」(『具志』卷一九 食貨篇 土產)

「棉布、本境棉紗織者曰土花布、洋紗曰洋線子布、洋紗為經、土紗為緯者曰夾紗布、共約銷五千疋、分大小布、大布每疋六丈四尺、小布三丈四尺」(『具志』卷一九 食貨篇 土產 本銷)

「棉花 東郷之禾豐場・西郷之草池堰市最大、水陸兼運行銷崇慶州及彭山下河資内等州、歲約五千余石、每石百斤、」(『具志』卷一九 食貨篇 土産 運出)

165 「蔗糖 沿江之民植蔗作糖、州人多以此致富、其品甚多、糖霜譜不能尽紀」(乾隆『州志』卷三 食貨志 土産。咸豐『州志』卷一二 食貨志 土産も同文)

「甘蔗 ……中略…、傅氏郷土志稿云、蔗種有四、福蔗来自福建、皮脆漿多。芳蔗即小白蔗、二者俱生啖、惟荻蔗・竹蔗熬糖、荻蔗稈細、土人呼小葉蔗、竹蔗一名蘆、稈節疏長勁、春分布種、先期平畦成行澆糞、坎中乃臥蔗節如人字形、覆土其上、萌芽側生、直至冬至時、斫運糖房、熬汁為糖、…中略…、按采訪冊云、具境近来造白糖・冰糖者亦多、」(『具志』卷一九 食貨篇 土産)

「蔗糖、境内糖房二百余所、石橋設有糖市、本境外境挑販挖桶零售、歲約銷三万余斤、運上河者用木桶行銷趙鎮、歲出二万桶、每桶重五六百斤不等、運下河者用竹篾行銷富順、歲出一万篾」(『具志』卷一九 食貨篇 土産 運出)、後註¹⁶⁸

166 「鴉片煙、一名瞿粟、李時珍本草名阿芙蓉、道光中、大憲屢經禁革、今則無地不種、病国病民、実千古未有之毒」(光緒『州志』卷上 食貨志 土産)

「瞿粟、…中略…、王氏州志稿云、…中略…、本朝嘉慶時種者始多、…中略…、按采訪冊云、瞿粟、清末禁種禁販禁食之令竝嚴、已將断絶矣。及民国成立、禁令少疎、漸至藉此漁利、具中種販食三者較前尤甚、其病国病民尚不知胡底也、」(『具志』卷一九 食貨篇 土産)

「煙子、瞿粟子、四月新出時、有商收買運銷下河、歲約二千石、」(『具志』卷一九 食貨篇 土産 運出)

「汪国廷、簡西三岔壩人、少時任俠、救人之難、濟人之急、凡族戚里党之事無不尽心扶持、中年悉力田畝屏外務、道光末、鄉人競種瞿粟致富者多、国廷以為毒人者無如斯物、長此不除、天下人民必受其害、独不肯植、人多笑之弗顧也、」(『具志』卷一二 汪国廷、続7-6、5-10)

「同時種瞿粟者多致富厚、君独唾而棄之」(『具志』卷一二 汪国廷、附汪鼎元祭汪公国廷文)

アヘン栽培は名譽なこととはされていなかったためであろうか、アヘン栽培によって産をなしたと列伝に記されている人物は見当らない。

167 「(増生・簡城南街人羅章素) 子四、育芹・育藻・育荈・育蘆、育藻從事鱈場」(『具志』卷九 羅章素、附王黼譔羅雲秋先生伝、羅章素・1-5)

「繆其桐、簡北赤水舖人、邑庠生、世業塩井、家素富、繼而式微」(『県志』卷一〇 繆其桐)

「張炯、字暉吉、先世江西六合人、明季由宦入蜀遂占籍簡州、曾祖榮富、清初官川北總兵、置別墅於華陽、遂家焉、祖九錫、官西昌訓導、父仕琳、歲貢生、子五人、熔武舉、焯武生、洙庠生、泗監生、炯其次子也、性穎敏能文章、邑廩生、好施与、晚年臥病不起、故有田宅寢為族隣侵蝕、炯不与較、迺還簡之石橋井、守祖遺產兼煮海為業、」(『県志』卷一一 張炯)。なお、張炯(214)の祖父訓導②九錫の孫④焯は舉人(1750、伯父歲貢仕琇の子か?)である。炯の孫⑥化南(華陽県出身の進士1748・知県敬華南の撰述した「張君經翼姻家墓表」によれば、化南の父は附貢⑤正書(字經翼)、母は温邑舉人・前任山東樂陵知県盧述張の長女であるが、民国『温江県志』卷四 風教 科目 舉人の項に盧述張の名は見当らない。)は、乾隆『州志』刊行の際、業儒の資格で一六〇〇文釀金しており、嘉慶年間の「白蓮教徒の叛乱」には団首として鎮庄に出陣、嘉慶五年(1800)三月戦死、『県志』卷八 忠義伝に伝をたてられており、伝に附された張国士讓伯曾祖覃敷(化南)公伝には、「先是吾家累世豊産、自公毀家紓國難、遂中落」と記されている。咸豊『州志』卷七 人物志 忠義伝には、「鍾兆坤、由俊秀援例九品職銜、嘉慶五年教匪突越潼河、犯金堂、薄簡州界、……中略……、(三月三十日)与州牧汛弁俱力戦死、同時陣亡者監生張嗣修・武生何占元、団首張化南・吳元端・黎德志、鄉勇蔡斌・張孔……」とあって鍾兆坤(214)の列伝の中で、監生張嗣修・武生何占元(『州志』捐銀一兩)・団首吳元端(115)・黎德志らとともに、いわばその他大勢の一人として扱われ、名門の子弟の戦死として特に伝をたてられてはいない。張化南の弟雅南(妻華陽庠生熊応飛女)の孫⑧光地(父⑦炳文)は庠生で、庠生万育(217)の女を娶り、後妻には湖北麻城県の出身で射洪・犍為知県を歴任したといわれる鮑寅堂の女を娶っており、光地の妹は進士(1871)易象離(116)に嫁いでいる。張光地が光緒四年(1878)六五才で歿した時、「家計異常困窘」をみかねた妹婿易象離が遺族の救援基金を募ったといわれている(『県志』卷一五 張光地継妻鮑氏)。張光地の嗣子⑨仙洲(国士)は、恩師廩生周禎(補112)の援助をうけて勉学、庠生となったが、その後、州判の肩書を捐っており、また、恩師周禎が歿した時には、周家が「子幼家窘」であったので殮葬の費用は仙洲が全面的に面倒をみたと伝えられ(『県志』卷一一 張仙洲)、仙洲の子佩祺は北京朝陽大学を卒業、二女式儀・範儀も四川省立第一女子師範学校を卒業している。咸豊『州志』忠義伝に伝をたてられていたのは鍾兆坤一人であったのが、『県志』忠義伝には鍾兆坤とならべて張化南の伝もたてられている(張嗣修・何占元・吳元端らの伝はたてられていない)のは、張化南が名門の子弟であった、ということよりも、⑧光地・⑨仙洲・⑩佩祺ら族孫が清末民国期に活躍していたことによるものであろう。なお、④炯の兄弟武舉人熔、武生焯、庠生洙、監生泗らの子孫、炯の子⑤正書の兄弟正矩・監生正紀・正典らの子孫、正書の子⑥化南(子焯文)、化南の兄廩生函南(子庠生魁文)・弟景南および④炯の

孫最南・範南らの子孫、彼等の民国期における消息は不明であり、炯の子孫で民国期における消息が伝えられているのは、前述したように雅南の子孫佩祺らだけである。張炯・正書・化南はいずれも「簡北石橋井人」とされているが、光地は「州人」、仙洲は「簡城人」と記されており、石橋井から簡城内に移住したようであるが、移住の時期・経緯、張雅南房の拾頭の経緯はいずれも不明である。なお、『射洪県志』（光緒十一年刊）・『犍為県志』（民国二十六年刊）いずれにも職官の項に知縣鮑寅堂の名は見られず、『樂陵県志』（乾隆二十七年刊）に知縣盧述張（温邑举人）の名は見当らない。

「羅寿寓妻吳氏、大理女、十八于婦、夫煮海井萬興竈為業、……中略……、氏卒於民国丙辰、享年六十、子經營塩業、孫四、記章中国文學院畢業、」（『統志』卷七 羅寿寓妻吳氏）

「鄧毓林妻華氏、上坤女、……中略……、毓林卒、……中略……、氏時年二十九、独理旧業佃竈煎燒、……中略……、不数年置竈買田、」（『県志』卷一五 鄧毓林妻華氏）

「鄧毓林妻華氏、……中略……、夫卒、時所遺資産甚薄、……中略……、仍操夫旧時塩業、其佃煎井竈、雇用工人、聘任管事、計画出入、辛苦備嘗、年七十四才旌、享寿九十四卒、子朝華、清庠生、朝華妻王氏玉山女、事詳孝女、女二、次名梅修、適清資州举人吳咫顔、孫廷達成都洋務局法文官学堂畢業、」（『統志』卷七 鄧毓林妻華氏）

鄧毓林（続3-2）の父文恩は、成都草堂寺の人で、「文恩独傭工以奉老母、稍長無力読書、学賈於簡州石橋胡某、旋与人合夥貿易十余年、始能自立、又数年獲利頗豊」（『統志』卷五 鄧文恩）といわれているように、一九世紀中葉貿易に従事、一代で産をなした人物であり、毓林の子朝華は清末州會議員に選ばれており、女の梅修は、『簡陽県詩文存』卷四に「弔秋瑾女士」をはじめとして、「贈日本某女士」など詩十首余りを収められている。

168 前註165参照。『県志』・『統志』の列伝に、製糖業によって産をなしたことが伝えられている人物は見当らない。一九三六年の記事であるが、前出『四川經濟月刊』の調査には、「全県糖房約四百五十家、每家毎年製糖約三五萬斤不等、毎日約製糖八百斤左右、概係蔗農自熬、对糖房僅納相当租金而已、漏棚業（製白糖）、全県約二百七八十家、大概自熬自漏、每家毎年做貨俱在数万斤、規模大之漏棚、則年做貨至五六十万斤、」（第六卷三期、一九三六年九月）とある。

169 乾隆『州志』卷三 賦役志 戸口、咸豐『州志』卷二 食貨志 戸口、光緒『州志』卷上 食貨志 戸口、『県志』卷一九 食貨篇 戸口、（上）二九頁、（上）註四

170 久保田文次「清末川北蚕糸業の展開」（『歴史学研究』三三一、一九六七年二月、二七頁）、（上）三一・二頁、本註163・166

171 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 契稅、同書同卷 各庁州県 簡州。（上）三〇・三一頁。『県志』卷一九 食貨篇 貢賦

賦税 契税には、「清、邑内田房税契、毎買業価銀一千兩投税五十三兩五錢、嘉慶十五年額解四百四十八兩八錢三分、十六年加増銀九百兩、十七年加三分、十八年加三分、十九年加三分、連前加増至此共解銀一千三百四十八兩九錢二分、光緒二十二年又加(參咸豐志・王氏州志稿増節)。」とある。

172 『**県志**』卷七 士女篇 選挙表二、卷二四 補遺 選挙表二、『**統志**』卷三 士女篇 選挙表二、卷末 補遺 選挙表

173 『**県志**』卷二二 災異篇 兵災 清 嘉慶五年、卷二三 編年篇 嘉慶五年

174 『**県志**』卷二二 災異篇 兵災 清 道光二十五年

175 『**県志**』卷一三 徐世模。同様の記述は、他にも卷一一 李含章 汪恕、『**統志**』卷六 盧学勤らの列伝の中などにみられる。

176 『**県志**』卷二二 災異篇 兵災 咸豐十年・咸豐十一年

177 『**県志**』卷二二 災異篇 兵災 光緒二十八年

178 郭洙若「我的童年」第一編一、拙稿『辛亥革命と民衆運動』一七五頁。

179 拙稿『四川保路運動』(東洋文化研究所紀要四五冊、一九六八年、一四四・五頁)

180 a 「劉靖、字靖菴、簡北鎮子場人、……中略……、凡里中公務及本邑夫馬津貼諸局咸挙靖以治、靖敬事而信、邑令深器之、後邑中徵収倉穀、官量甚鉅、靖曰此重務也、量入過大、小民病矣、迭請更改、邑令弗許、靖約同人赴愬藩憲屢呈、獲頒一量較本邑官量小甚、名曰金翔量、面蓋有火印以垂永久、合邑感之、羣稱非靖之力及此、」(『**県志**』卷一一 劉靖)

劉靖(5-16)の高祖⑫瑾は「督院房科」の胥吏であり、孫の生員⑭鍾元(鍾文)・監生⑯鍾俊と連名で、瑾自身は職員の資格で乾隆『**州志**』に二〇〇〇文釀金している。また瑾の子⑰懋祥が、別に業儒の資格で銀一兩を釀出している。劉靖の兄⑱敬修、堂兄弟⑲灼(懋祥曾孫)も鎮子場の保正、局士・団総をつとめている。清末の州会議員劉国光も、一族ではないかと思われる。(上)六二頁 州会議員劉国光の項 註121、(中)九三・四頁 鎮子場 劉敬修・靖・灼・国光の項、

b 「陳元釗、字練如、派名正江、簡西董家埂人、清訓導嘉言六世孫、父先培監生、母張氏、先培奉檄練團、張氏罄紡績余資以助軍需、元釗弱冠入邑庠、嗣中光緒辛卯副榜、初銓選教諭、嗣授例捐納銓選內閣中書、……中略……、光緒末年旱雹為災、州中請矜恤者三十余場、州牧某匿災不報、元釗控於上憲、州牧多方羅織、傾陷元釗、卒因公罪誤、不能昭雪、邑人至今惜之、子善清庠生、任統捐局長、」(『**県志**』卷一一 陳元釗)

陳元釗(9-9)は歳貢・訓導⑳嘉言の六世孫とされているが、元釗の祖㉑以童までの系譜は不明である。父㉒先培は監生、子㉓善は統捐局長であり、この陳氏も、清末に起家したものとみなしてよからう。(中)七九頁 董家埂 陳先培の項、

c 「程希洛、字鶴生、派名炳勳、簡西三岔壩人、……中略……、後入邑庠、及壯奉檄佐清孝廉汪鼎元練團、旋充里正、時有承頂街房者、州牧翁公（道均、同治十一年・1872任簡州知州）勒令投稅、希洛以國無此例、不應重征、力爭不得、乃上叩督轅、時丁公督蜀、委員會審卒得直、遂勒石紀之、永杜後弊、」（『県志』卷一一 程希洛）

知州翁道均是、『県志』卷六 官師篇 職任表・循良伝によれば、同治一一年着任、光緒元年離任。『統志』卷三 官師篇 職任表によれば光緒三年着任。四川總督丁宝楨は光緒二年着任。なお、程希洛（補1—9）との血縁関係は明らかでないが、彼の子の世代に当る一〇世に、清末の四川公立法政学堂を卒業した程鴻藻（光階）、民国の榮典獄員程鳳翔（光輝）の名が氏族表に記されている。（中）八二頁 三岔壩 程希洛の項。

d 「徐桂昉、字東垣、榜名勳、簡西蘆葭橋人、曾祖德良、……中略……、州旧設夫馬、供往來上司差事、民納是課較正供尤鉅、司其事者復多浮冒侵蝕等弊、桂昉首陳州郡、繼稟大憲、值丁文誠督蜀知為民累、并其局撤之、」（『県志』卷一一 徐桂昉）

d' 「州中設夫馬局、為給膏役口食、以杜苛索滋擾、前職斯局者、恒逾例妄支以博官吏權、咸豐庚申、桂暄充任局務、值髮逆李匪乱、戎馬倥傯、支應尤繁、胥役仍欲如前求多、同事者皆欲徇之、桂暄曰、此合邑脂膏也、苟濫予、人縱無言忍乎哉、遂嚴拒之、終歲省千金、雖孤州牧意而為所忌、弗顧也、」（『県志』卷一一 徐桂暄）

徐桂昉・桂暄は、ともに本文で述べた徐氏第三支の族人である。（中）六八・九頁 蘆葭橋 徐桂揚・桂暉・桂暄・桂光・輝先の項、

e 「光緒末、政綱日弛、愚民藉外教為護符、橫行不軌、其中有劉某巨蠹也、以購菜細故擅將菜傭鎖辱、人皆勸菜傭陪礼息事、世霖知之憤然曰、若輩藐視國法至於此耶、遂稟於州署請處、嗣州牧裕公實劉於法、枷示通衢、人心大快、教焰頓衰、」（『県志』卷一一 汪世霖）

汪世霖は、本文で述べたように、汪氏第三支八世に属する人物で、民国の県徴収課長。子⑨承休は清末の州會議員、承烈は清末、四川公立法政学堂卒、民国の蘆山・宣漢知事を歴任。

f 「蘆市生畜牙行、旧多駟儉蟠結、鄉人苦之、桂昭赴市、屢言於当事除之、狗蔽不報、桂昭乃鳴之官、嚴逐厥党、別招儉納租、建会日利公、弊由是清、市中米斗寺僧主之、向例斗取一合、積久弊生、不惟視弱者倍収之、且不公日劇、桂昭憤之、属衆収其斗、市賈多利、僧不公為之罷市、釀成巨訟、州牧濮公一再蒞視、始得易米為錢數判定為案、人共便之、」（『県志』卷一一 徐桂昭）

徐桂昭も、本文前述徐氏第三支の族人。知州濮瑗は道光二十七年（1847）着任、咸豐三年（1853）離任。此の牙行改革の記事から考えて、此に先だった時期、蘆葭橋場は徐氏第三支一族によって完全に牛耳られてはいなかったようである。

8 「(勾龍寺) 本場米糧市、係僧人過斗、搨四斗取用一升、忠厚人来、搨三斗即取一升、農民苦之、花市猪市其弊尤甚、(袁) 騰秀常恨不能革除、每謂子守先曰、為人当興公利除私弊、此吾之志也、汝当継行、及守先任湧泉郷議長、逾父命、議改両場斗市、打用搨一斗取錢十文、猪市花市婦公並在具署立案、農民便之、」(『統志』卷四 袁騰秀)

袁騰秀(6-15)は監生で、同治末、勾(溝)龍寺場保正、夫馬局士を歴任。子守先は湧泉郷議長・平龍学童。騰秀の父の名は三超、祖父以前は不明。(中)五九頁 溝龍寺 袁騰秀・守先の項。

181 「宣統辛亥、革命軍起、崔苻徧野、于海集士紳聯団互守、境頼以安」(『県志』卷九 段于海)

段于海は、本文前出、

「辛亥之變、土匪蜂起、焚劫無虚日、宝督団緝捕、桑梓頼以安、」(『県志』卷二 陳庭礼)

陳宝(16-19)の高祖監生⑤汝修は、乾隆『州志』に一六〇〇文釀金しており、一族の歳貢汝志も庠生の資格で一六〇〇文釀金している。曾祖父⑥庭礼は道光末華簡団防大総理にあげられており(当時は監生、咸豊丙辰・1856恩貢)、一族の監生・武生⑦元英、武生元勳(元英弟)、武举人・1870⑧紹文(于藩、父元英)、武生于祝(父元勳)らも局士・(柏合寺)保正を歴任している。⑨宝(力行)・実(名行、宝の弟)、潔(清行)は四川高等学堂卒業、潔行(潔の弟)は国立成都高等師範学校卒業、崧行(元勳孫)は四川陸軍講武学堂卒業、璧(寛行)は県丞(虚銜)、文(儀行)はフランスの中法大学卒業、⑩世駿(父宝)は四川公立法政学校卒業、世培は国立成都高等師範学校卒業等の人材を輩出しているが、⑦元英・元勳らは祖父・父の名も明らかでなく、陳氏第一六支も⑥庭礼の頃より以降、即ち、一九世紀中葉以降に興隆したものと思われる。

「其任州中鐵路租股局事、時因川路收帰国有、蜀人抗争激変、忠柄不避艱險保存股款、却以還之州人、帰則聯絡同志捍衛桑梓、士民安堵、」(『県志』卷二 李忠炳)

李忠炳は本文前出、

「宣統辛亥、同志会起、盜匪乘機暴発、劫掠富家、国興率団勇擒獲匪首数人正法、由是不敢入境」(『統志』卷四 周国興)

周国興(5-7)は前註162-174のように、一二才で「入市交易、耕余間習弓矢」、その後武生となり、光緒末、草池堰の保正をつとめている。(中)七三頁 草池堰 周国興の項。

「(樊)廷宣当民国初元盜匪横行、号令嚴肅、風声所樹、盜賊絶跡、一方胥頼以安、」(『統志』卷五 樊光斗)

樊廷宣(4-11)の父举人(1889)光斗(一九一九年八六才卒)の伝には、「十世祖子観、九世祖峨、八世祖履正、七世祖卓経献賊之乱、六世祖永兆、榜名文兆、清庠生、高祖漢仕、曾祖所尊、祖宗誨、世業農並有隱德、父相、性情剛直、事祖父母

及父母並克孝敬、処兄弟和、交朋友信、余如济困恤貧、施棉衣襖衣、施棺木義塚、以及創修橋路、倡設義渡、印送勸善書籍、皆不吝捐貲、不辭募化、期於有成、」とあって、樊廷宣家も祖父樊相の代、一九世紀中葉以降に隆昌しはじめたようである。光斗の孫^⑩治江は県會議員・県国民党指導委員である。(上) 四八頁 挙人樊光斗の項、同七〇頁 県會議員樊治江の項、(中) 一〇六・七頁 普安保 樊督・光斗・功速・廷宣・治江・功勤の項。

「民国初年、崔符滿地、桂輝倡辦本場團練、教習有方、劫匪不敢入境、鄉里賴以安靜、」(『統志』卷五 陳桂輝) 陳桂輝(24―6)は、(中) 五七頁 禾豐場 陳桂輝の項

「(李先兆、子甲春) 辦公數載、值民国多事之秋、練團置械、盜賊潛蹤、合場至今猶稱道不已、」(『統志』卷六 李先兆)

「(李先兆、子甲春) 盜賊横行、權(王大權) 適辦團務、蚊虻負山曷克勝任、乃举先生自代、先生既不獲辭、姑以大才小試、權為督理、所幸威望素著、数年中百事就緒、崔符歛跡、一方安枕、」(『統志』卷六 李先兆、附王大權讓李如波(甲春) 先生行状)

李先兆は監生で、望水寺の人。道光八年(1828)に生れ、「望水寺里正」をつとめ、咸豐末「督辦鄉團」。挙人田昌樞の子庠生田紹采の撰述した李先兆の行状、庠生王大權の撰述した李甲春の行状、『統志』の李先兆伝、いずれにも李先兆の父・祖父等祖先の記述はない。李甲春は、後に区団総・地方税局士を歴任。(中) 六四頁、望水寺 李先兆・甲春の項。

「汪天錫、字璣章、簡北瀟窩沱人、清監生、……中略……、及鼎革時、鄉中伏莽潛滋、天錫以拳技授諸傭曰、守此道可以利己救人、……」(『統志』卷六 汪天錫)

汪天錫(統18―9)の子漸達は四川大学中国文学院、高明は簡陽県中学をそれぞれ卒業している。

「汪鍾楹、字克明、簡西賈家場人、……中略……、宣統辛亥秋、清廷鼎革、政治無緒、盜賊蜂起、克明任團正、尽厥職、捍衛桑梓、督辦團練、擒匪破巢、一場稍賴以寧、他如立工廠・辦學校・改斗稱・修廟宇等、興利除弊、無不為衆人謀利益、卒為匪害、因公殞命、」(『統志』卷六 汪鍾楹)

汪鍾楹(統1―18)は、(中) 八五頁 賈家場 汪鍾楹の項。

「彭德崇、字峻嶺、派名崇山、簡北踏水場人、……中略……、嘗充本場里正、……中略……、子丹沢、字潤生、榜名春陽、清武生、……中略……、民国以来、任本場公務、匪風甚熾、自有丹沢辦團、股匪不敢入境、桑梓賴以安靖、人皆稱其有德崇遺風云」(『統志』卷六 彭德崇)

彭德崇(統2―7)は、(中) 一〇五頁、踏水橋 彭道生・恒山・崇山(德崇)・丹沢の項。

183 「葉華富、簡北葉家渡人、……中略……、清同治時、独建平安橋於倒座廟小溪口、旋生二子、長富焱、清監生、民國初、任本場里正、匪類縱橫、富焱視匪如仇、多方捕治、由是結怨、卒為匪害、」〔統志〕卷六 葉華富

葉富焱（統1-10）は、（中）一〇八・九頁、葉家渡 葉華斗・富焱の項、

「王登峯 簡北大渡口人、清庠生、民國丙寅、充里正、送款赴県、過壯溪口對岸、被匪攔劫遇害、」〔統志〕卷六 善行表 王登峯

王登峯は、（中）一〇二頁 宏縁場 王登峯の項。

184 『統志』卷一〇 武備篇 團務 練丁槍枝

185 つぎに示す張氏統・第六支（~~凶~~XIX）は、簡陽から成都（華陽県）に居所を移したようであるが、『県志』・『統志』の叙述から推して、簡陽県にも、なお、相当の経済的基盤を有していたのではないか、と思われる。この張氏は、清末・民国期、四川の有力な官紳一族のひとつであり、姻戚関係・墓志銘の撰者等をも、前述の郷村支配者層とは類を異にしている。

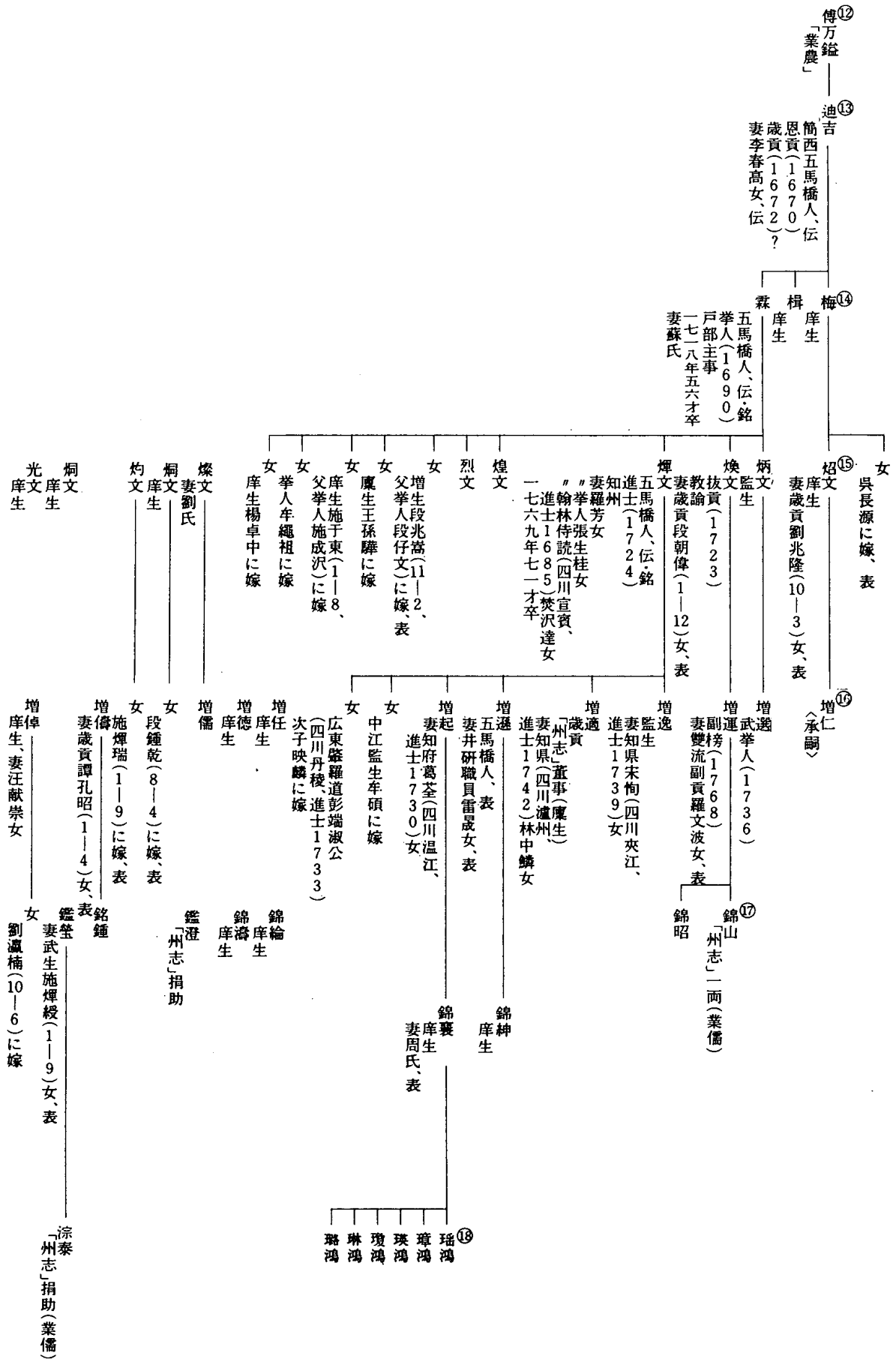
『統志』卷一〇 氏族表には、「原籍、広東新寧、始祖誠、明萬曆中、以御史出守広州、卒於官、卜葬粵之新会、三伝至賓、清嘉慶中、官四川鄰水知県、有惠政、後家於簡、卒葬華陽岐山寺、」とある。鄒先鈔の撰述した「張府君墓志銘」には、「公諱祥蘇、字立先、簡陽人也、其先閩之新寧張氏、四世祖教庵公当明萬曆中葉以御史出官広州、卒葬粵之新会、^(一)奕^(二)世成族、遂為著姓、曾王考諱賓、清嘉慶中官四川鄰水知県、遺愛桐郷、爰家於是、後為蜀之簡州人、」とあり、『県志』の張鳳樓伝には、「張鳳樓、字竹坡、其先粵之新会人、因官蜀為廉吏有遺愛、遂家簡州、祖俊良・父賓皆績学不求聞達、」とある。このように③張金寿（華陽人、簡州籍）の祖①賓までの所伝には若干齟齬があり、父②鳳樓（家簡州、入華陽学）の代以降に起家・興隆して、四川の有力な官紳一族のひとつになったものと思われる。なお、『鄰水県志』（道光一五年刊）には、職官の項に知県張賓の名は見当らない。

『統志』卷一〇 氏族表 張氏第六支、卷一〇 張鳳樓、卷一〇 張金寿、卷四 張金寿墓、統・卷九 張金寿妻童氏、統・卷二 張金寿妻童氏。『新津県志』（道光九年修・民国一一年刊）卷三二 選舉、同卷三三 童煒、同卷四〇 芸文下 吳昇「勅贈内閣中書童公墓誌銘」。卷八 張鑑清、卷四 張鑑清墓、統・卷三 張祥蘇、統・卷二 張祥蘇墓、統・卷八 張祥蘇妻劉氏、統・卷二 張祥蘇妻劉氏墓。『雙流県志』（民国一〇年修・民国二六年重刊）卷二 選舉、卷三 郷賢劉沅。

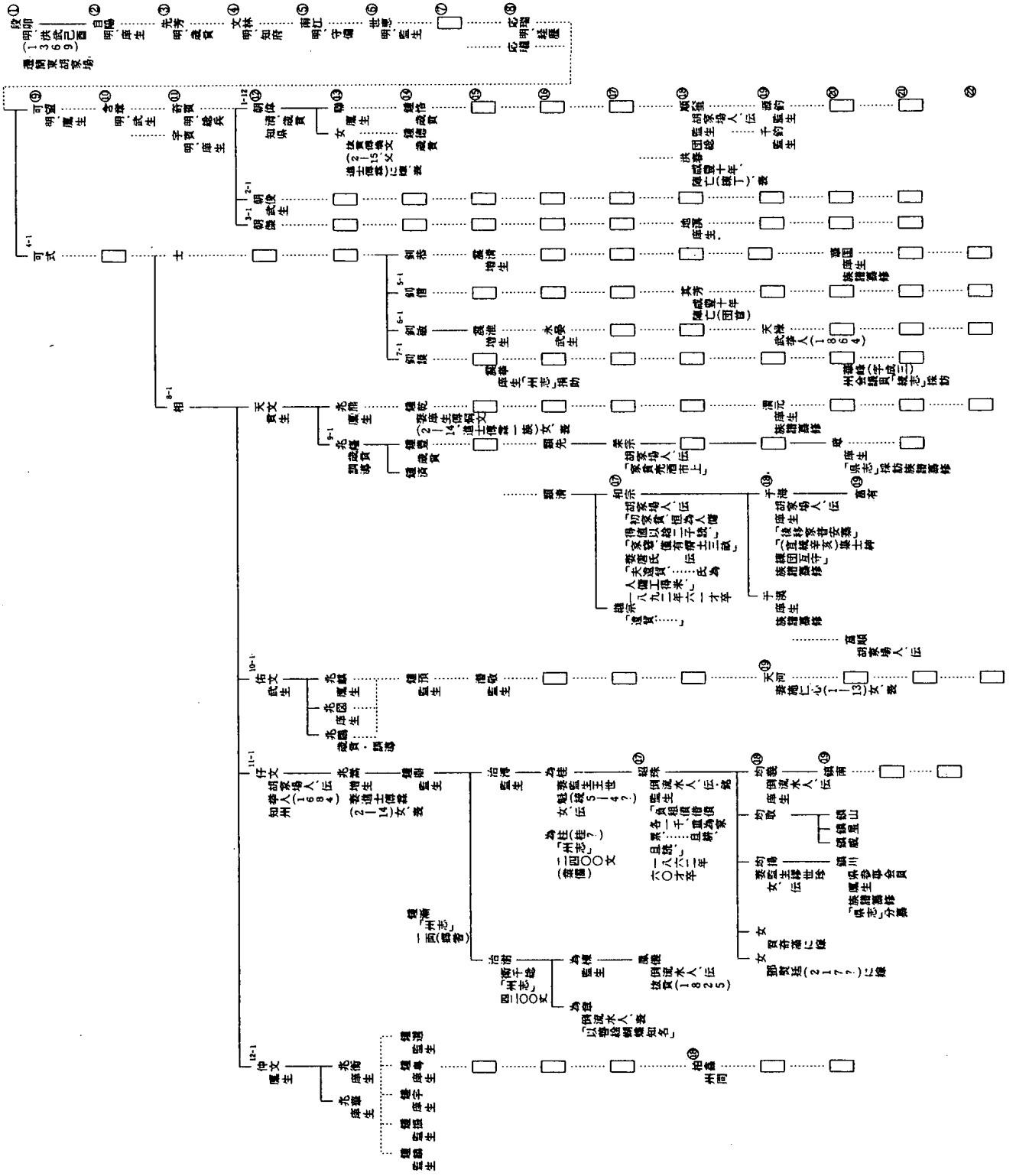
資陽県長張鏡蓉は、『国民参政会川康建設視察団報告書』（一九三九年、二五〇頁）。④張祥蘇（簡陽人、父金寿）の女が嫁いだ翰林院庶吉士顔楷（華陽人）の曾祖顔朝斌（『県志』卷八 顔朝斌、民国『華陽県志』卷一四 顔朝斌）も簡陽出身で、行伍より遊撃となった人物であるが、その父顔克讓は簡州知州であったといわれている。なお、顔楷（川漢鐵路特別股東会会長）・

伍肇齡は、いづれも四川保路運動「紳方人物」の代表にあげられている人物であり、同志軍の蜂起は、七月一五日、四川総督趙爾豊によって顔楷らが逮捕されたことに端を発したものである。

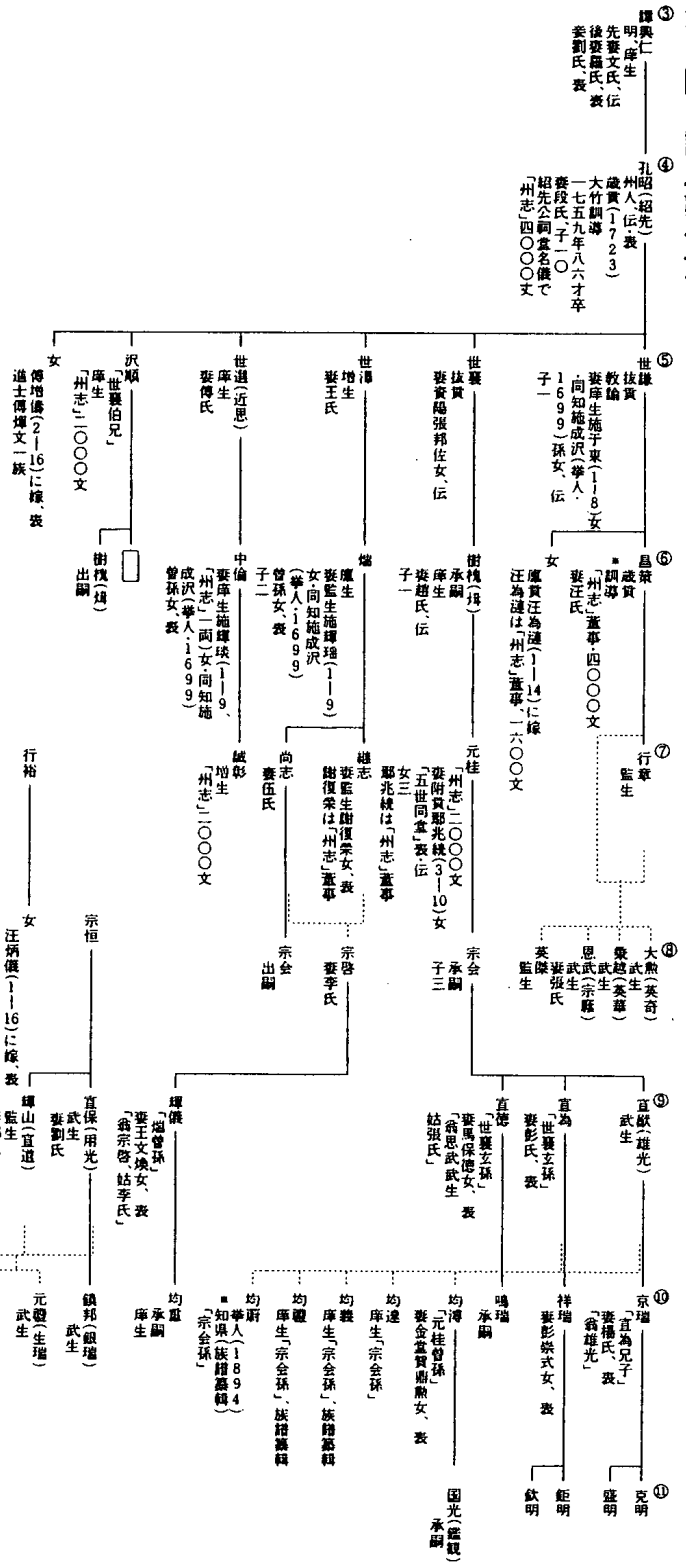
第I図 傅氏第二支(2-22)



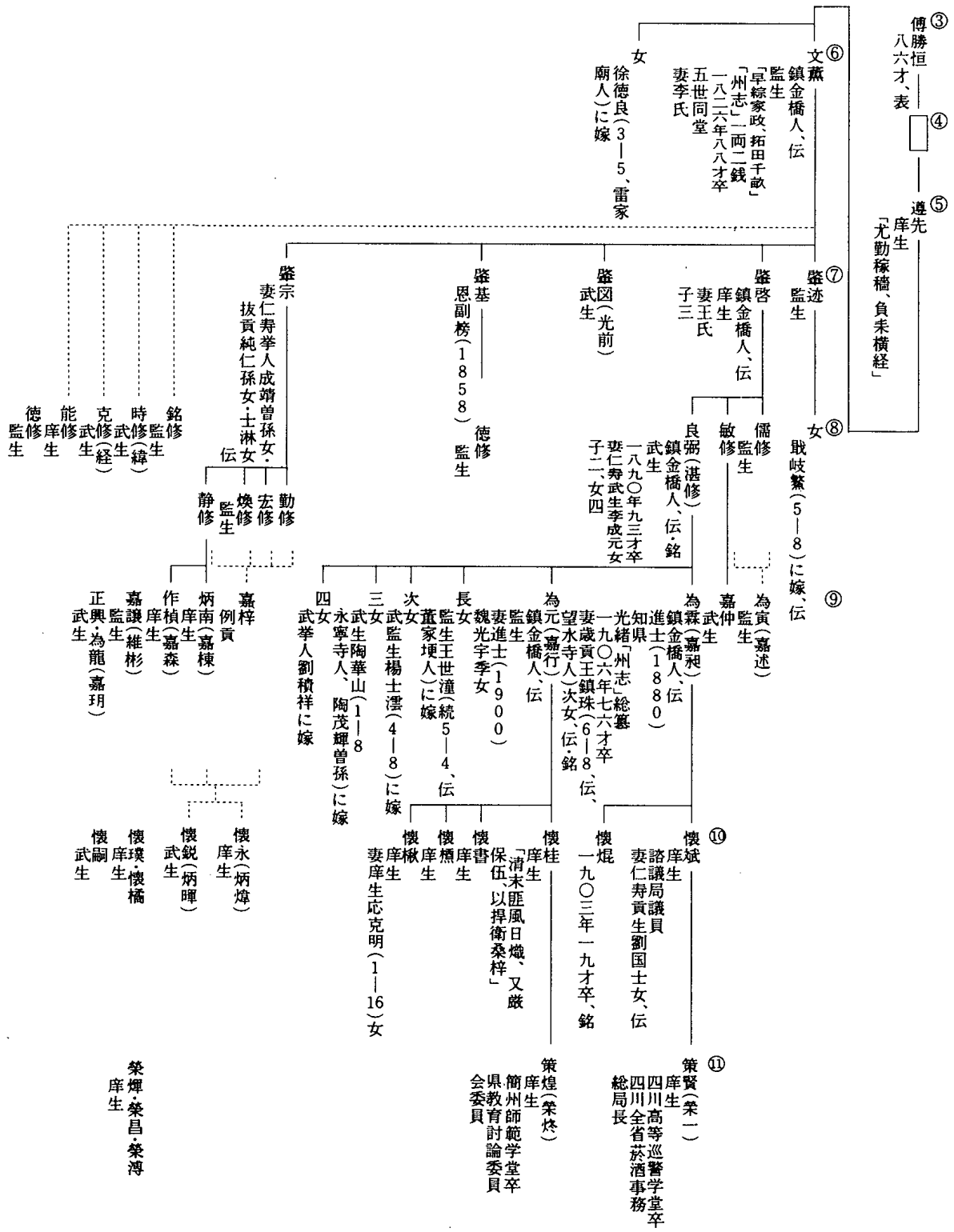
第三圖 段氏一門



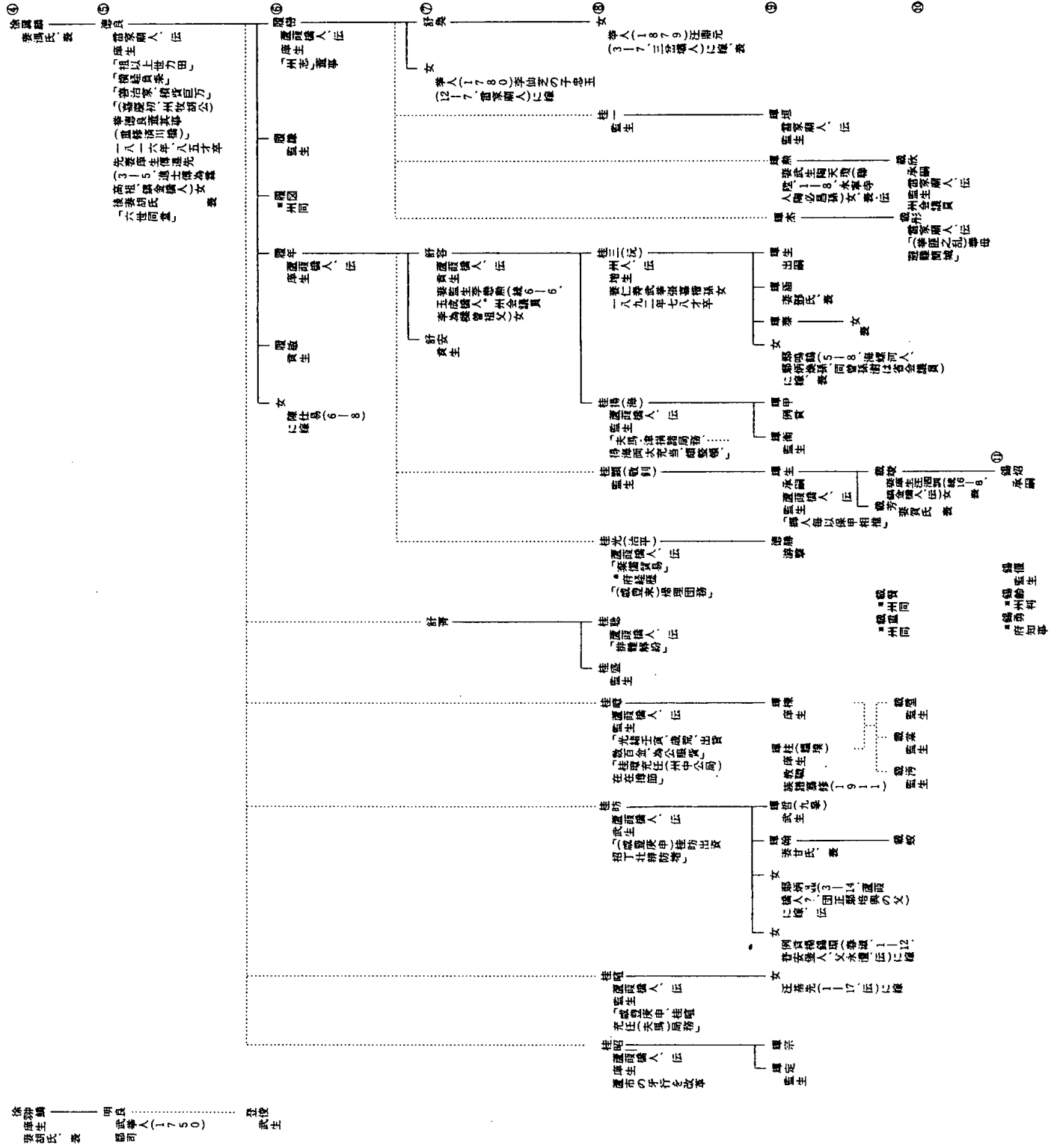
第IV図 譚氏第一支(1-13)



第Ⅴ図 傅氏第八支(8—12)

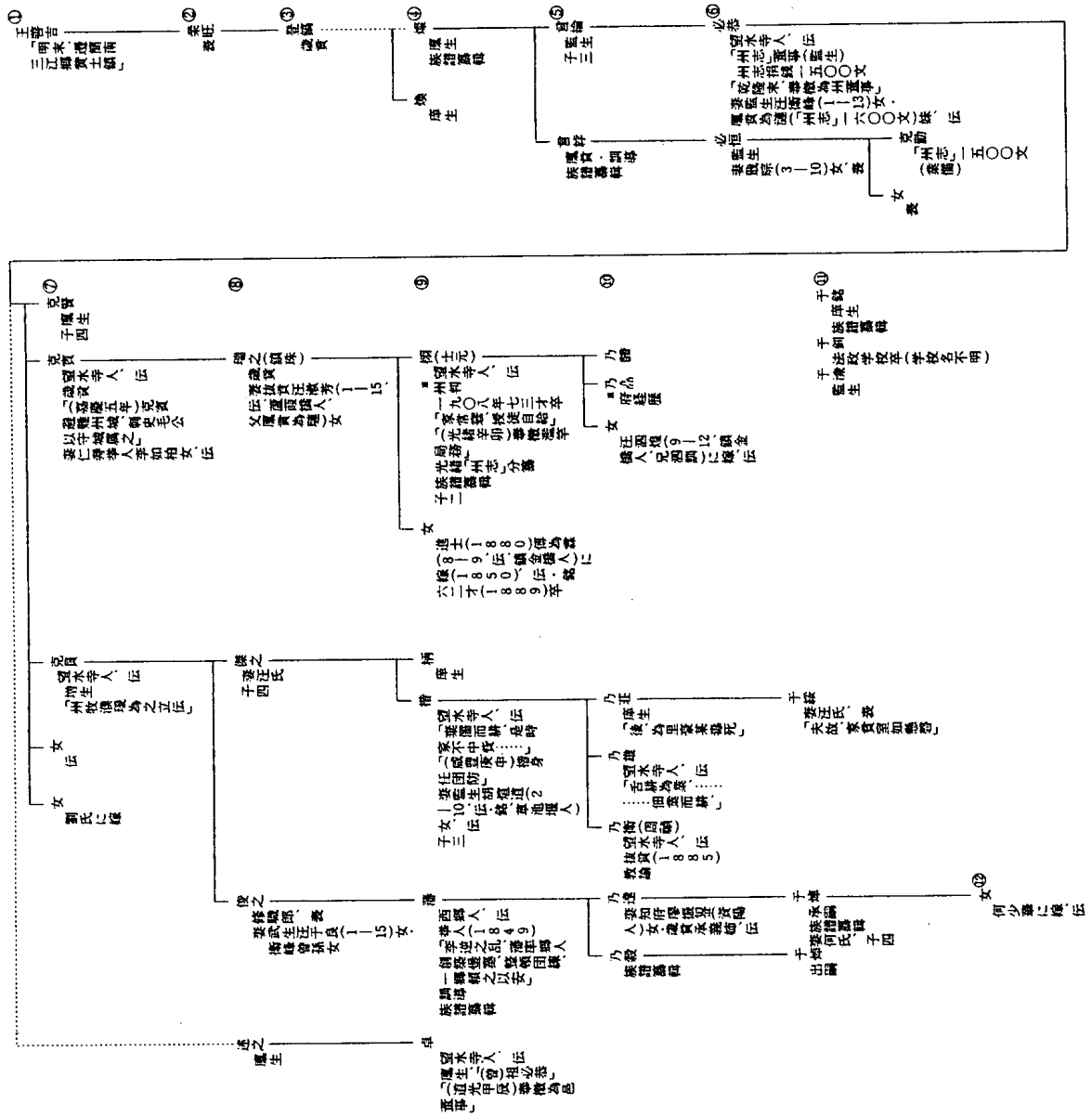


第六圖 徐氏第三支(3-12)

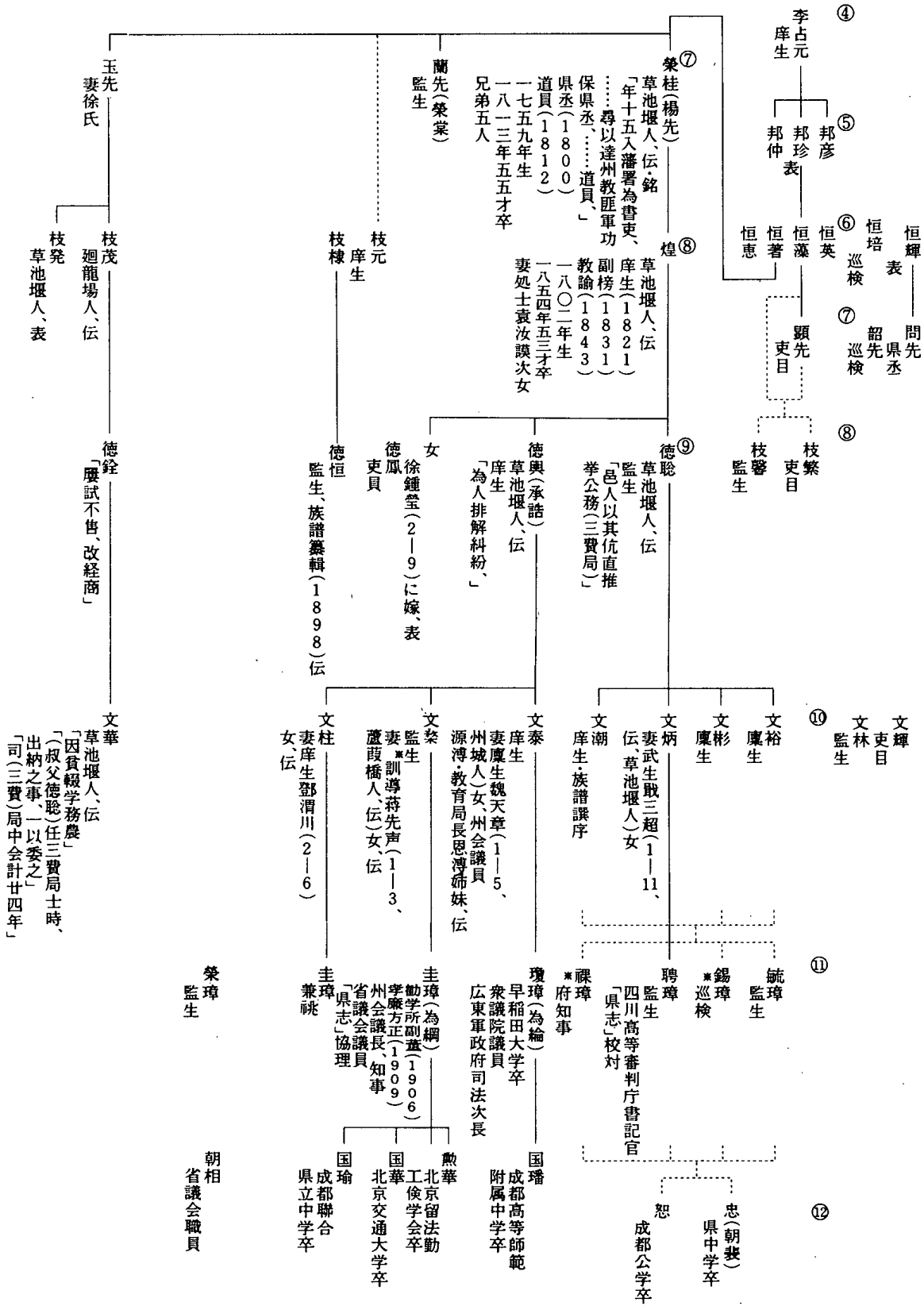


徐漢麟 明良 武臣
 妻 胡氏 妻 曹氏 妻 曹氏

第七圖 王氏第一三支(13-13)



第四圖 李氏第一支(1-14)



李占元
廩生

④
邦珍 表
邦彦 表
邦仲 表

恒惠
恒漳
恒英
恒澹

⑤
恒培 表
恒耀 表
問先 廩丞

⑥
巡檢 紹先

⑦
巡檢

⑧
顯先 吏目
枝繁 吏目
枝馨 監生

⑨
德聰 監生
德興(承詒) 廩人、表
「為人排解糾紛」
德瓜 吏員
徐鍾室(2-19)に嫁、表

⑩
文炳 廩生
文彬 廩生
文裕 廩生
文瀚 廩生
文潮 廩生
族譜撰序

⑪
毓璋 監生
錫璋 巡檢
聘璋 廩生
裸璋 府知事

⑫
忠(朝表) 県中学卒
恕 成都公学卒

玉先 妻徐氏
枝茂 廩人、表
枝允 廩人、表
枝棟 廩生
德銓 廩試不售、改經商

文華 廩人、表
「因貧賴學務農」
「叔父德聰任三費局士時、出納之事、一以委之」
「司(三費)局中會計廿四年」

榮璋 監生
朝相 省議會議員

圭璋(為綱) 勸學所副査(1906)
學廉方正(1909)
州會議長、知事
「県志」協理

圭璋 早稻田大学卒
衆議院議員
廣東軍政府司法次長

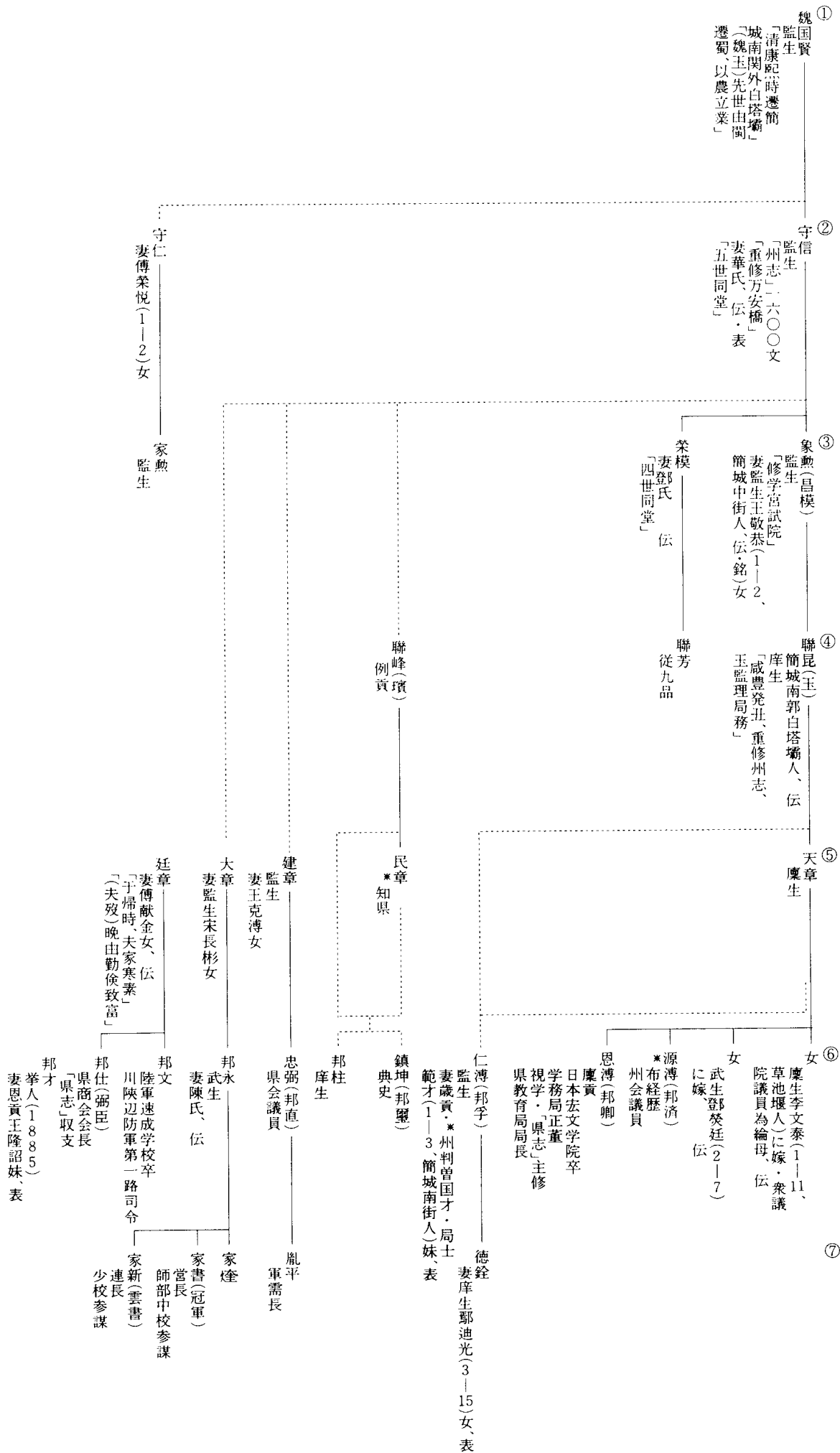
國璋 成都高等師範附屬中學卒

勳華 北京留法勤工儉學會卒

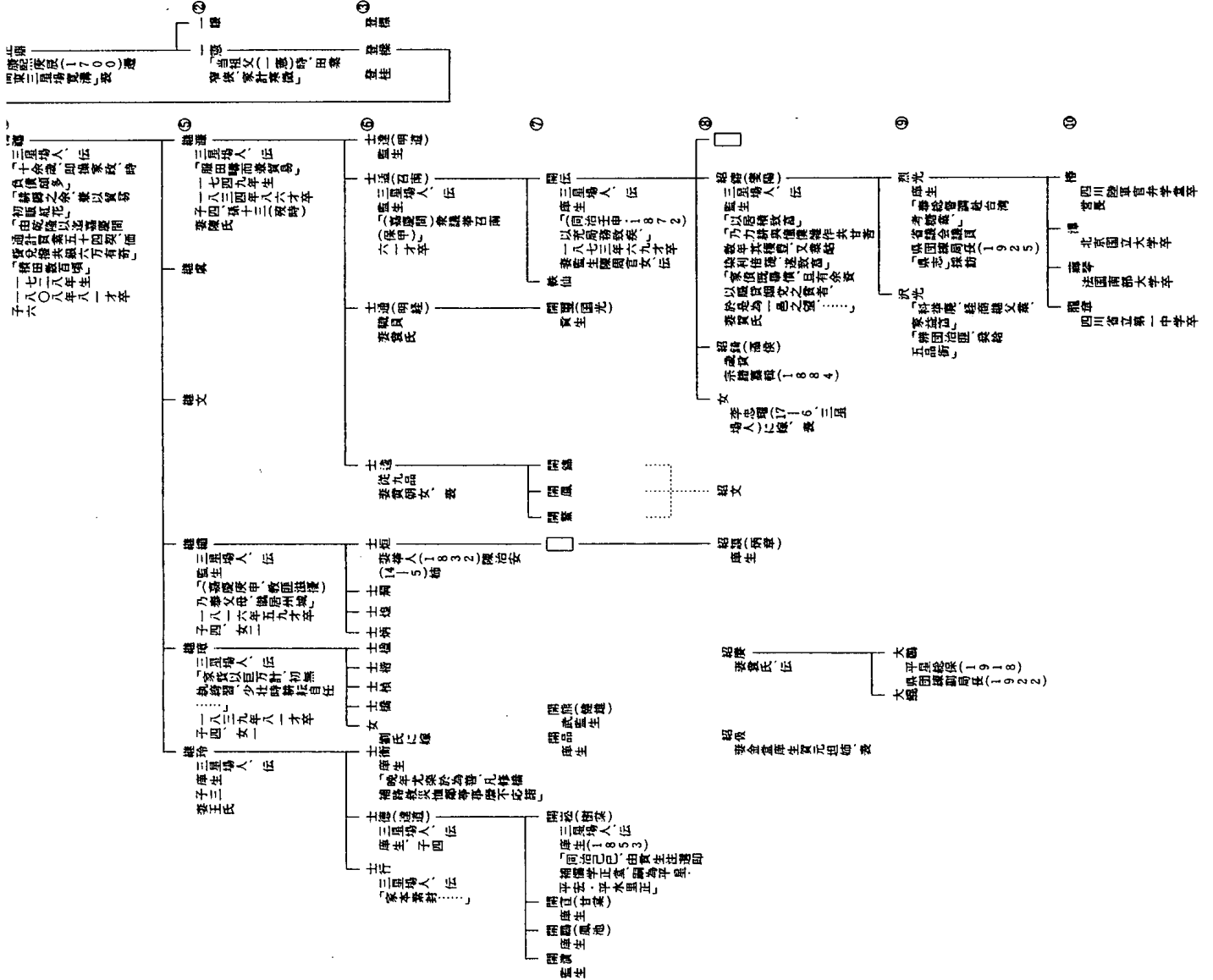
國華 北京交通大学卒

國瑜 成都聯合県立中学卒

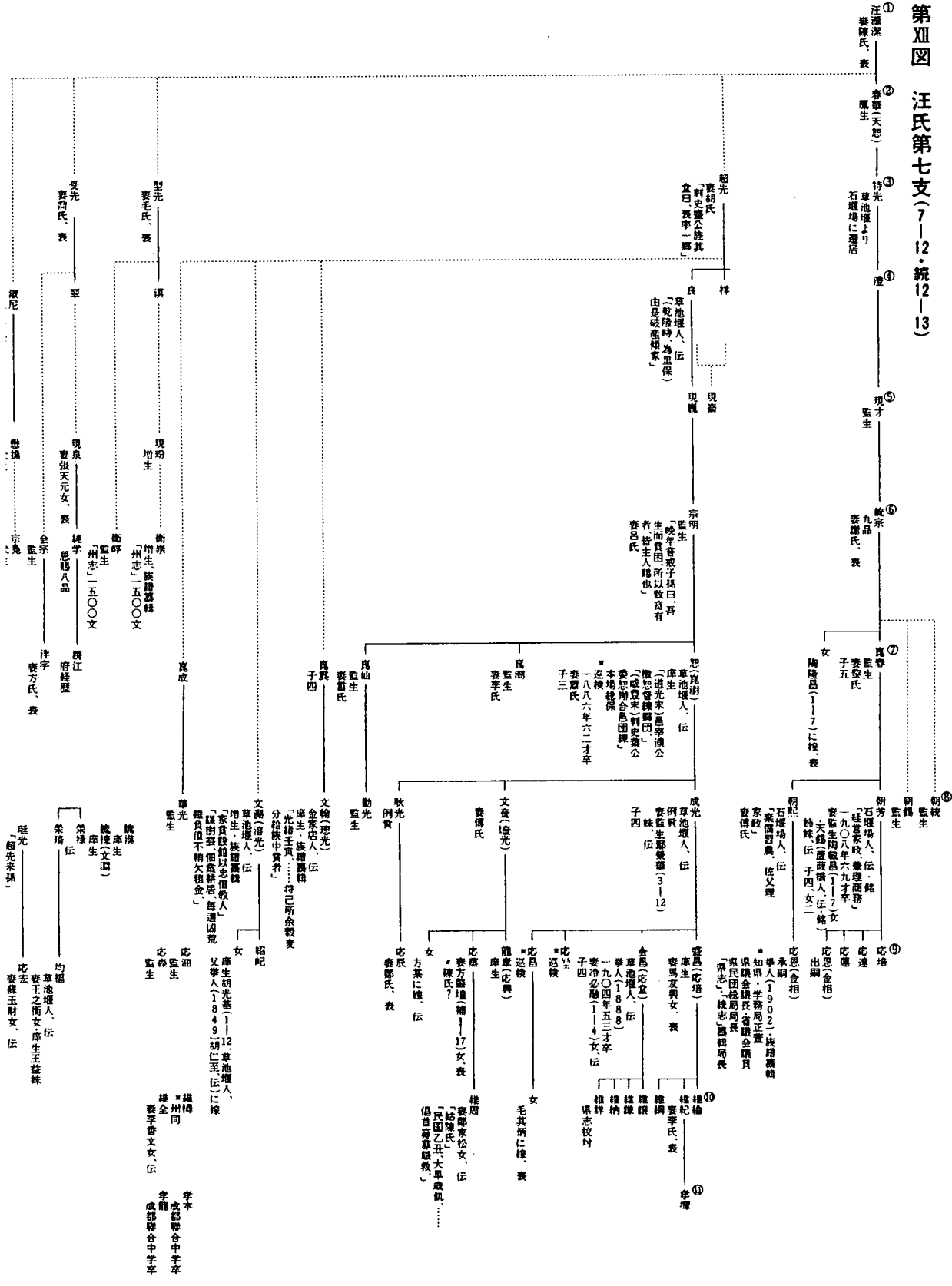
第Ⅸ図 魏氏第一支(1—8)



第五圖 周氏第七支(7-10)

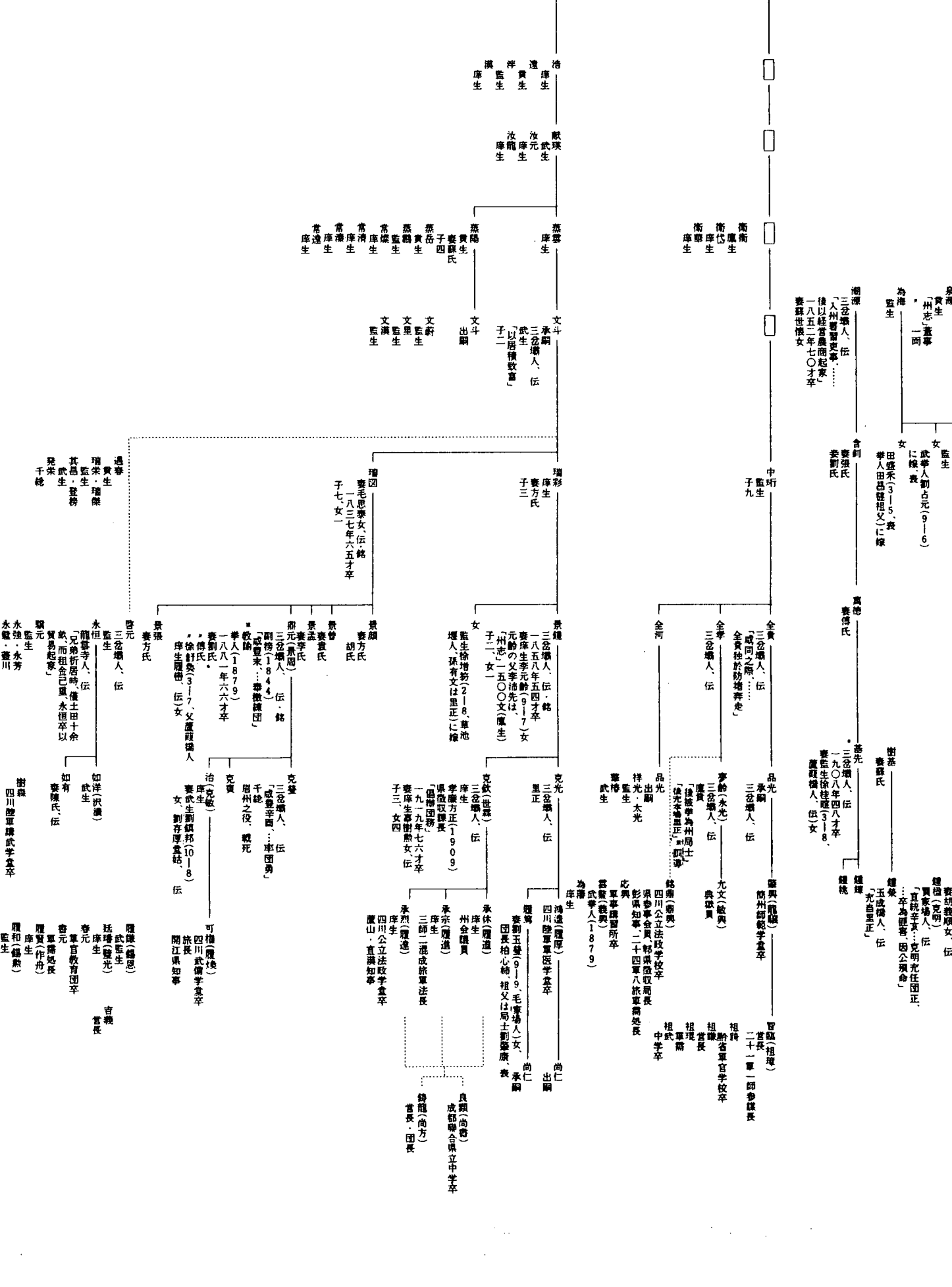


第四圖 汪氏第七支(7-12·統12-13)

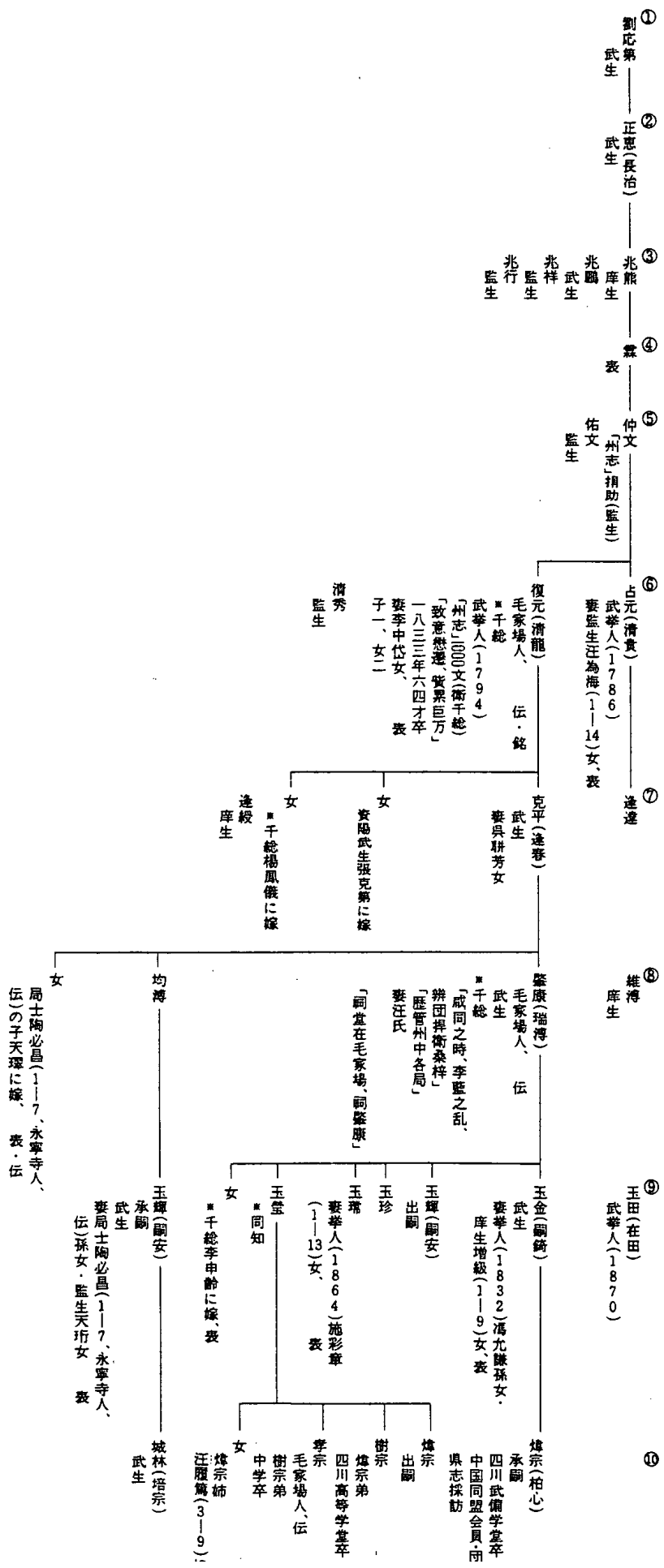


第四圖 汪氏第一・二・三支 (1-20・統1-21・2-11・統2-13・3-10・統3-11)

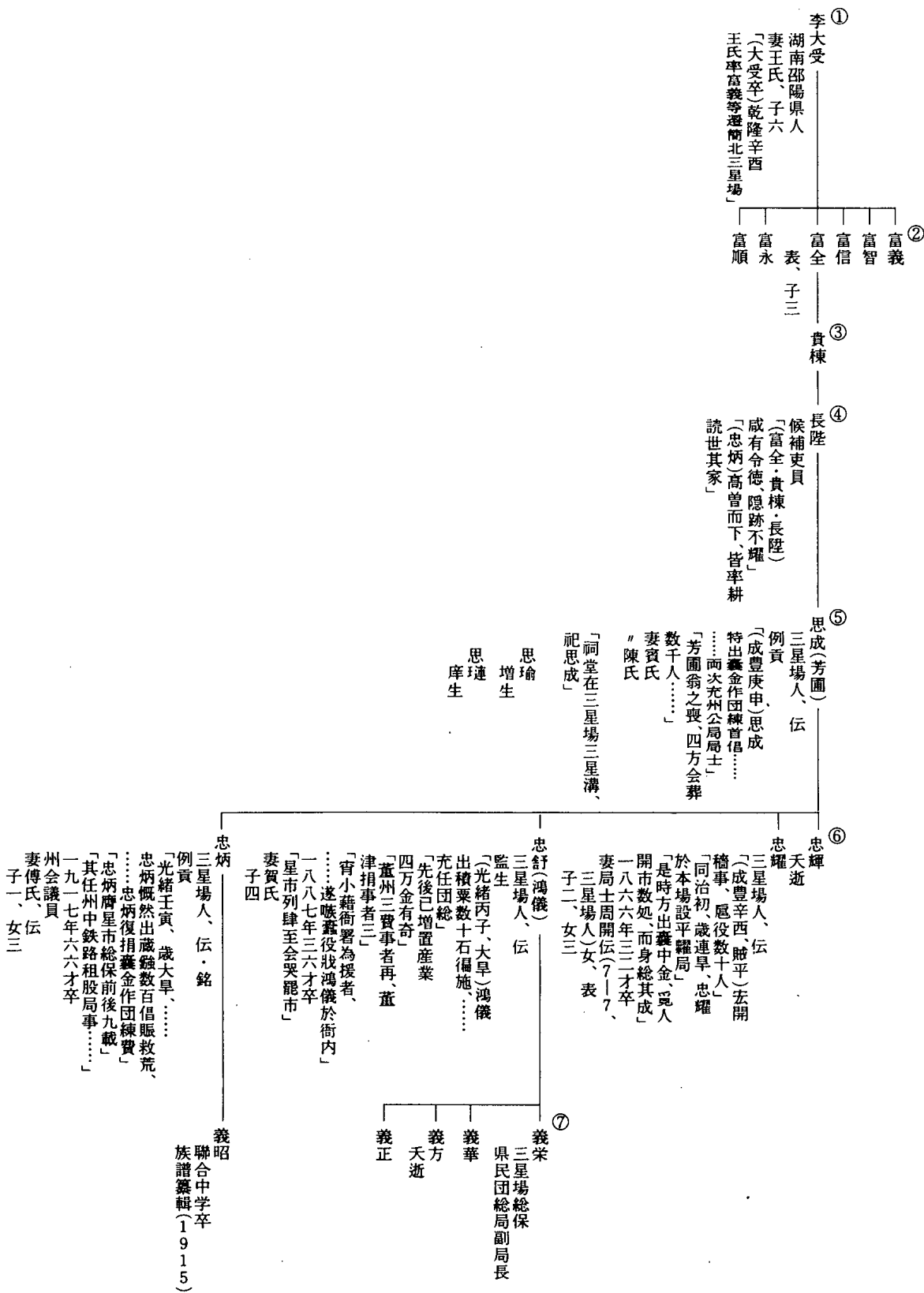




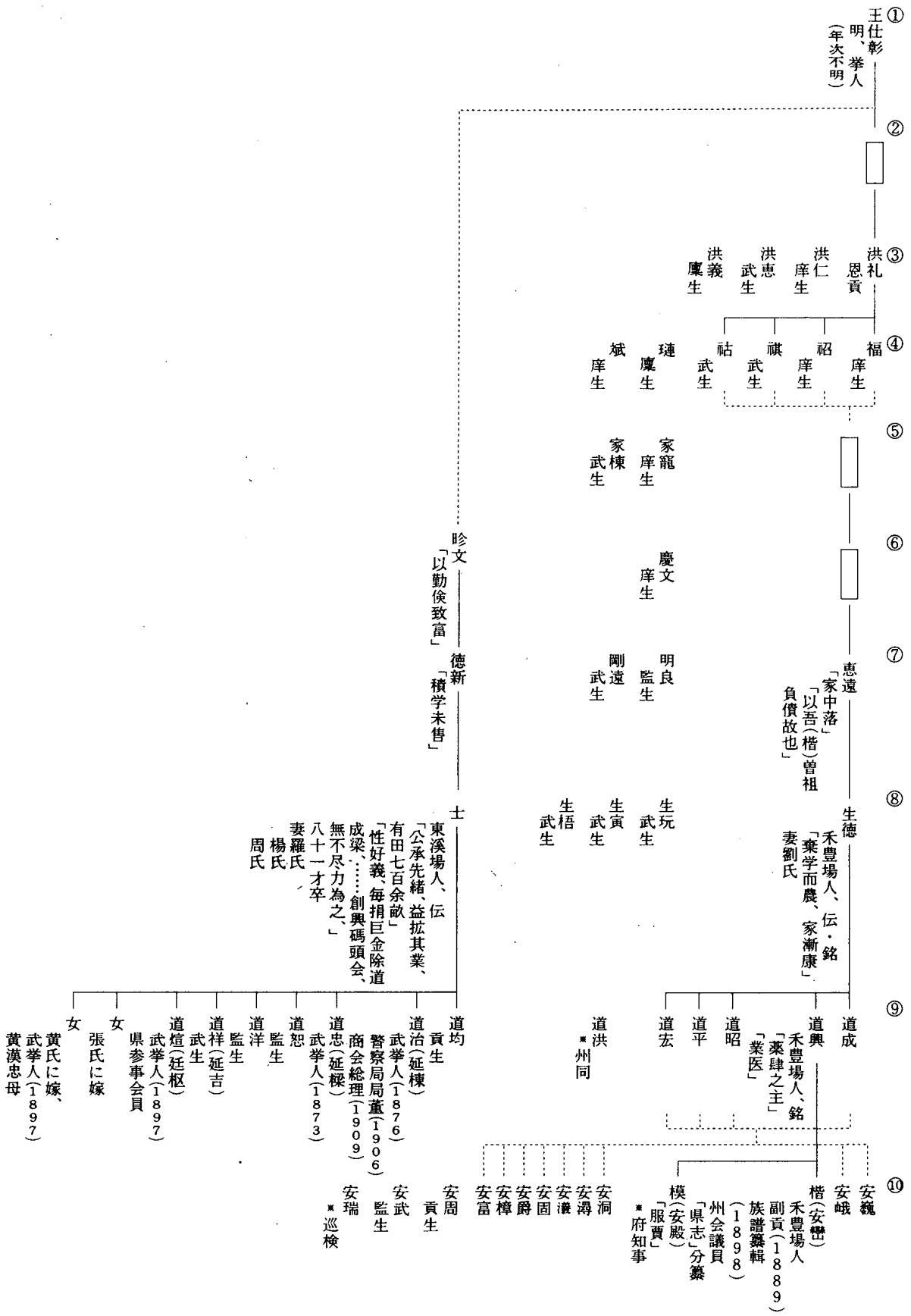
第XIV回 劉氏第九支(9-12・統4-10)



第XV圖 李氏第一七支(17-9)



第XVI圖 王氏第三支(3—12)



第XVII回 傅氏第一六支(16—9)

